

# 経営事項審査申請の手引き

(経営規模等評価申請・総合評定値請求)

令和8年3月改訂版

- 経営事項審査の結果通知書は、申請書を受理し、補正が解消された日から土日・祝日を含む22日程度で発送することとしています。(ただし、年末年始の閉庁日(12月29日～1月3日)、大型連休(※)を除く。※大型連休の期間はホームページに記載しています。)

大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課

※申請時に、必ず提出書類・提示書類を揃えて、持参してください。

※受付時の通知書送付用封筒への宛名・住所の記入に、ご協力お願いします。

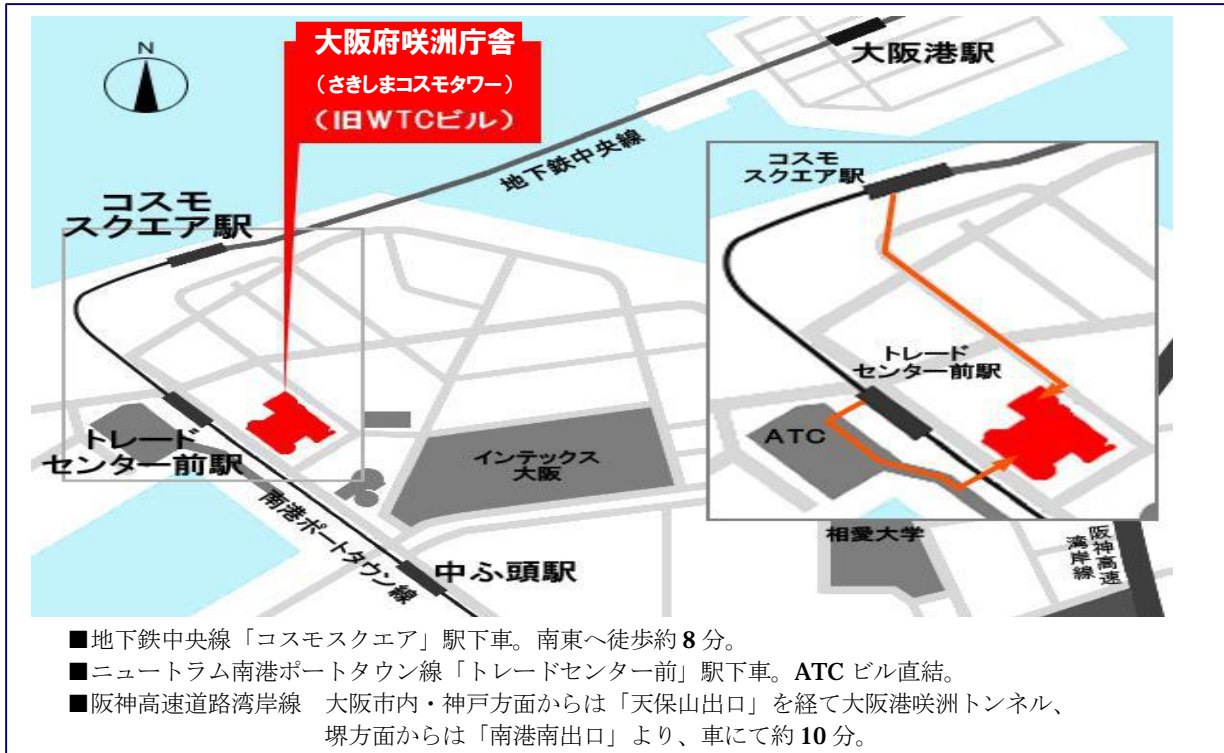
- この手引きは、大阪府知事許可の建設業者を対象に、経営事項審査の申請手続きを説明したものです。他の都道府県知事又は国土交通大臣許可の建設業者については、各都道府県庁又は国土交通省各地方整備局へお問い合わせください。また、経営状況分析に関する事項は、登録経営状況分析機関へお問い合わせください。  
この手引の作成以降に、提出・提示書類の変更や追加などの申請に係る取扱いや制度の変更、その他記載内容の修正があった場合には、建築振興課のホームページや申請会場などでお知らせいたしますので、ご注意ください。
- 経営事項審査の結果通知書は、申請書を受理し、補正が解消された日から土日・祝日を含む22日程度で発送することとしています。(ただし、年末年始の閉庁日(12月29日～1月3日)、大型連休(※)を除く。※大型連休の期間はホームページに記載しています。)審査の進捗状況により発送が遅れることがありますので、結果通知書が届くまでの、時間的余裕を十分見込んだ上で、早めに申請してください。当該期間の短縮には一切応じられませんので、予めご了承ください。

## お問い合わせ先（経営事項審査関係）

ご相談	<p>[申請書類事前チェックサービスコーナー]          場 所：建築振興課（咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階）申請会場内          相談日：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）          時 間：午前9時30分～午後5時（午後5時に終了しますので余裕を持ってご来庁ください）</p> <hr/> <p>[電話相談]          相談専用電話：06-6210-9735／代表電話：06-6941-0351（内線3089・3090）          相 談 日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）          時 間：午前9時～午後6時</p>
申請予約	<p><b>申請予約は、FAX又は会場内の予約簿のみです。（電話での予約及び変更はできません。）</b>          予約用FAX：06-6614-6566 ※当日、前日予約はできません          お問い合わせ：委託業者 キャリアリンク株式会社 建築振興課内事務所          電話 06-6614-6565（予約はFAXをご利用ください）</p>
申請場所	<p>場 所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16          さきしまコスモタワー1階 建築振興課 申請会場          受付日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）時 間：午前9時30分～午後5時          （午後5時に終了しますので、余裕を持ってご来庁ください。）</p>
手数料納付窓口	<p>場 所：大阪府手数料納付窓口（咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階フェスパ内など）          開設日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）時 間：午前9時15分～午後5時30分          手数料を納付するには申請区分に合わせた大阪府手数料（POS）納付用連絡票が必要です。          下記ページよりダウンロードして持参ください。  <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/tesuryonounyu-henkou/pos-kensetsurenraku.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/tesuryonounyu-henkou/pos-kensetsurenraku.html</a></p>
諸用紙	<p>[ホームページ]          建築振興課のホームページから無料でダウンロードできます。</p> <p>[販売]          さきしまコスモタワー2階の諸用紙売場でも購入することができます。          時間：午前9時30分～午後5時（土、日、祝日、年末年始を除く）電話：06-4703-8420</p>
ホームページ	<p><a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/sumai/machizukuri/kensetsugyouhou/shinseitokede/keiejikoushinsa/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/sumai/machizukuri/kensetsugyouhou/shinseitokede/keiejikoushinsa/index.html</a></p>

### 建築振興課 案内図（さきしまコスモタワー 1階）

（支障のない範囲で公共交通機関をご利用ください）



## ご案内

### 【受託業者へのお問合せ電話番号及び予約用FAX番号】

お問い合わせ：委託業者 キャリアリンク株式会社 建築振興課内事務所（予約はFAXをご利用ください）

電話：06-6614-6565 予約用FAX：06-6614-6566 ※当日・前日予約はできません

### 【大型連休・年末年始に係る受付から結果通知書発送までの期間の取り扱いについて】

経営事項審査の結果通知書は、申請書を受領し、補正が解消された日から土日・祝日を含む22日程度で発送することとされていますが、年末年始の閉庁日(12月29日～1月3日)、大型連休(※)は土日・祝日を含む22日程度には含みません。※大型連休の期間はホームページに記載しています。

### 【令和5年度 経営事項審査制度の改正の概要】

(令和5年7月1日施行)

1. 一般建設業許可の営業所技術者等の要件の緩和に係る改正に伴い、令和5年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査において、技術職員名簿に記載するコードを追加しました。

### 【令和4年度 経営事項審査制度の改正の概要】

(令和5年1月1日施行)

1. 経営事項審査における社会性等(W)の評価項目を再編し、現行の「労働福祉の状況(W1)」、「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況(W9)」及び「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況(W10)」に以下の①～④の項目をあわせ、新たに「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」として評価されます。

- ①審査基準日における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「えるぼし認定(1～3段階目)」「プラチナえるぼし認定」の取得状況
- ②審査基準日における次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」の取得状況
- ③審査基準日における青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく「ユースエール認定」の取得状況
- ④審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った日本国内の「民間工事を含む全ての建設工事」又は「全ての公共工事」における建設キャリアアップシステム上で直接入力以外の方法により就業履歴を蓄積できる体制(建設現場でのカードリーダー設置等)の整備状況(令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用(※④の適用と同時に総合評定値算出にかかる係数が変更されます。詳しくは、国土交通省ホームページをご参照ください。

([https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001585871.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001585871.pdf)) )

また、「建設機械の保有状況」として以下の⑤を、「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況」として以下の⑥をそれぞれ新たに評価することになりました。

- ⑤審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約により使用する以下の建設機械の保有台数
  - ・土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証記録事項の「車体の形状」の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの
  - ・労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号に規定する作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械
- ⑥審査基準日におけるエコアクション21の認証の取得状況

### 【お願い】

- 例年9月以降は受審希望者が多く、予約が取りにくい状況になります。決算期が12～3月となっている場合は、極力8月までに受審していただくようお願いいたします。
- 受審の予約を取る際には、受審が可能の日付であることを再度確認して下さい。申請日の直前の審査基準日より前の審査基準日での経営事項審査の受審はできません。  
例：3月31日が決算日の建設業者(令和3年7月に受審予定)  
審査基準日：令和3年3月31日⇒受審可 令和2年3月31日⇒受審不可
- 提出及び提示書類について、文字が小さく確認しづらい部分は、拡大コピーしたものをご用意下さい。用紙サイズは全てA4とし、マイナンバーの記載がある場合は黒塗り等で見えないようにして下さい。
- 下記の内容は、工事の実績として完成工事高に含めないようにして下さい。
  - ・地盤等の調査・点検及び植物の剪定や薬剤散布等の建設業法で定める建設工事に該当しないもの

## 目次

### お問い合わせ先一覧・建築振興課付近案内図

#### ご案内

#### 第1章 経営事項審査の概要

第1	経営事項審査とは	5
第2	審査基準日	5
第3	有効期間	6
第4	審査項目	7

#### 第2章 申請の手続き

第1	申請の手順	9
第2	予約の方法	10
第3	審査手数料	11
第4	ご相談	11
第5	登録経営状況分析機関	12

#### 第3章 申請に必要な書類

第1	必要書類一覧表	13
第2	書類の綴り込み方法	19
第3	申請書等の入手先	19
第4	申請書等の記載方法、申請時の審査内容	20
○	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の表紙	20
○	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	21
・	市区町村コード表	22
・	申請等の区分コード表・処理の区分コード表	23
○	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高	24
・	完成工事高の振替（算入）	26
○	技術職員名簿	28
・	有資格区分コード表	29
○	技術職員実務経験申立書	33
○	その他の審査項目（社会性等）	37
○	建設機械の保有状況一覧表	44
○	工事経歴書	49
・	工事経歴書の記載フロー	50
・	建設工事の種類	51

## 第4章 その他の手続き

第1	建設業の承継に係る手続き	55
第2	特殊な経営事項審査（合併・会社分割・営業譲渡）	57
第3	経営再建があった場合の手続き（民事再生・会社更生・特定調停）	62
第4	経営事項審査の受け直し	64
第5	再審査の申立て	65
第6	証明	65
第7	公表	65
第8	虚偽申請等に係る行政処分・罰則	66

## 第5章 よく頂く質問

Q1	申請全般	67
Q2	完成工事高	69
Q3	技術職員名簿	71
Q4	その他の審査項目（社会性等）	75
Q5	工事経歴書	79
Q6	調査・虚偽申請	81

## 第6章 参考資料

○	参考様式	83
1	経営事項審査予約受付票（FAX）	84
2	工事種類別完成工事高付表	85
3	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	86
4	技術職員実務経歴申立書	87
5	CPD単位を取得した技術者名簿（技術職員名簿に記載のある者を除く）	88
6	技能者名簿	89
7	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書 及び情報共有に関する同意書	90
8	経理処理の適正を確認した旨の書類	91
9	建設機械の保有状況一覧表	97
10	建設機械の写真	100
11	「資本金借入金」該当証明書	102
12	建設業に係る訂正の届出書	103
13	経営規模等評価申請・総合評定値請求の取下げ願	105
14	経営事項審査結果証明願	106
15	委任状	107
○	総合評定値（P）の算出方法 （建設技能者の業種コード一覧）	108 118
○	関係機関一覧	119

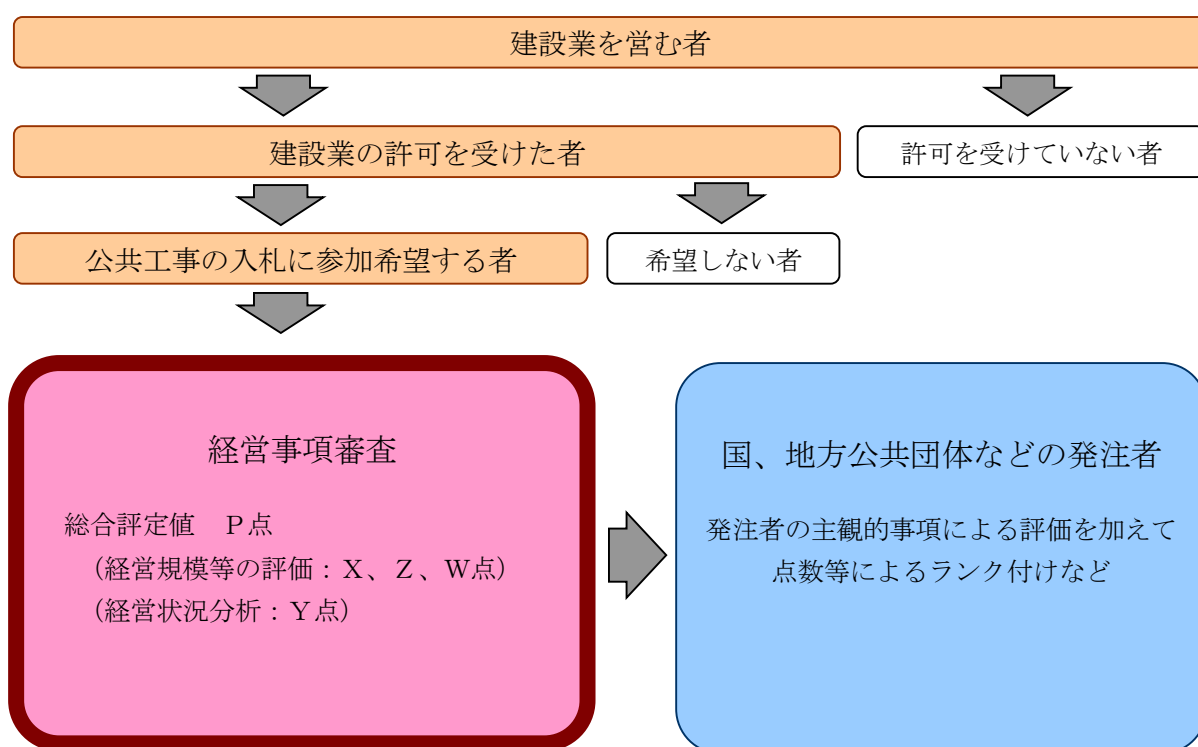
# 第1章 経営事項審査の概要

## 1 経営事項審査とは

建設業者の施工能力、財務の健全性、技術力等を判断するための資料として、その企業の完成工事高、財務状況、技術者数などの項目（客観的事項）を総合的に評価するものです。

公共工事を国、地方公共団体から直接請負う（元請）建設業者は、経営事項審査を必ず受ける必要があります（建設業法第27条の23）。

### [建設業者と経営事項審査との関係]



## 第2 審査基準日

審査の基準日は、申請する日の直前の事業年度の終了日（決算日）です。

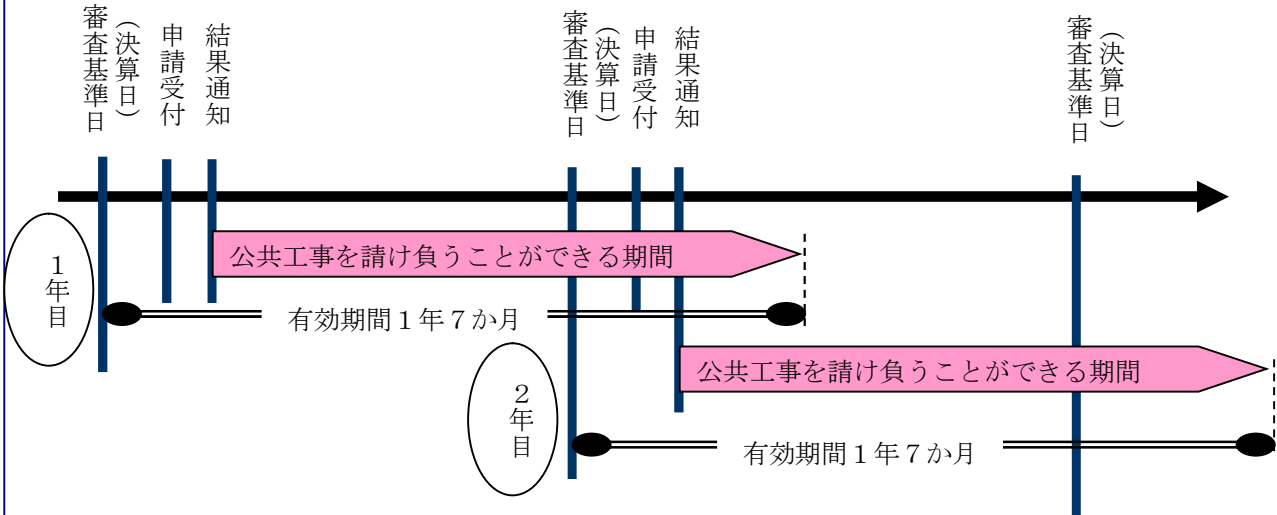
例えば、令和5年3月31日決算に基づく申請は、新たな決算(令和6年3月31日)を迎えると、令和6年4月1日以降できなくなりますのでご注意ください。

法人合併や営業譲渡が行われた場合には、当該合併日や営業譲渡日を審査基準日として、経営事項審査を受けることができます。詳しくは55～61ページをご覧ください。

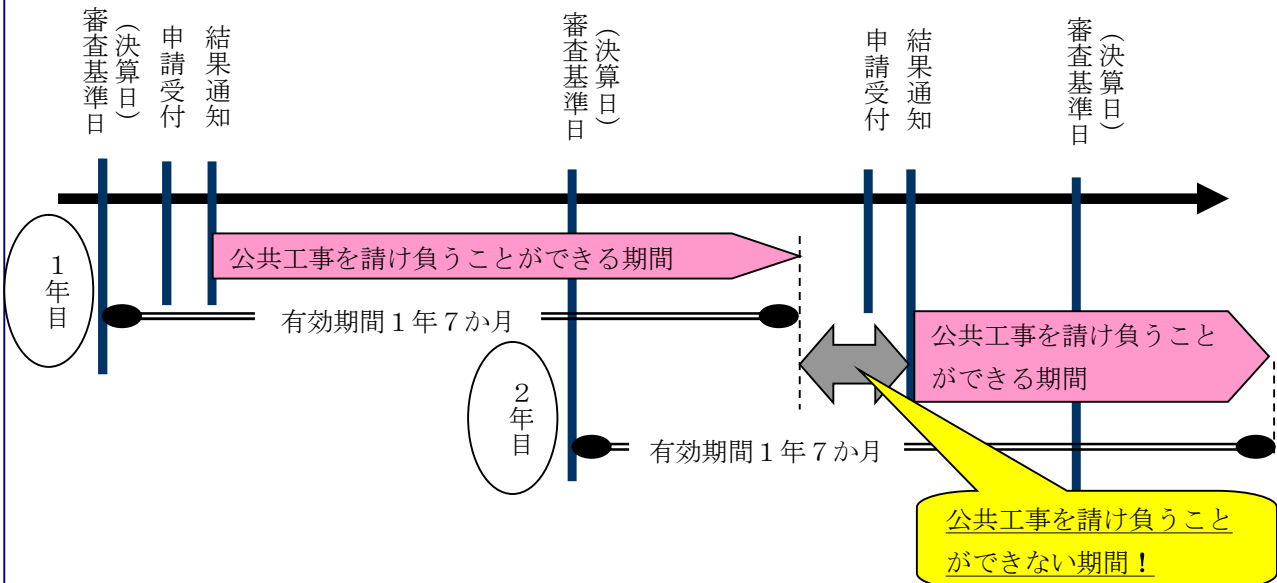
### 第3 有効期間

公共工事について発注者と請負契約を締結できるのは、結果通知書を受け取った後、その経営事項審査の**審査基準日から1年7か月まで**に限られています。

[決算後に速やかに申請した場合]



[遅れて申請した場合]



公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、決算確定後、速やかに経営事項審査を受ける必要があります。申請が遅れば遅れるほど、公共工事の契約時に有効な結果通知書のない可能性が高くなり、契約を締結できなくなる場合がありますのでご注意ください。

経営事項審査の結果通知書は、**申請書を受取り、補正が解消された日から土日・祝日を含む22日程度で発送**することとしています。**(ただし、年末年始の閉庁日(12月29日～1月3日)、大型連休(※)を除く。)**※大型連休の期間はホームページに記載しています。審査・調査の進捗状況により発送が遅れることがありますので、結果通知書が届くまでの**時間的余裕を十分見込んだ上で、早めに申請**してください。**当該期間の短縮には一切応じられません**ので、予めご了承ください。

## 第4 審査項目

審査項目や総合評定値の算出方法は、次のとおりです。

なお、経営事項審査の項目及び基準は、国土交通省告示「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」（平成20年国土交通省告示第85号）により定められており、その事務取扱いについては、国土交通省総合政策局建設課長通知「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号）によることとされています。

- ・ 告示については、国土交通省ホームページ（告示・通達データベースシステム）  
<http://www.mlit.go.jp/notice/index.html>により検索してください。なお、当該システムは、国土交通省が提供しているもので、最新の告示が掲載されていない場合などがあります。あらかじめご了承ください。
- ・ 通知については、国土交通省ホームページ  
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000162.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000162.html)をご覧ください。

$$\text{総合評定値 (P)} = (X_1) \times 0.25 + (X_2) \times 0.15 + (Y) \times 0.20 + (Z) \times 0.25 + (W) \times 0.15$$

審査機関	項目区分		審査項目
大阪府	経営規模	X <sub>1</sub>	・ 年間平均完成工事高
	経営規模	X <sub>2</sub>	・ 自己資本額 ・ 平均利益額
	技術力	Z	・ 技術職員数 ・ 元請完成工事高
	その他の審査項目 (社会性等)	W	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況               <ol style="list-style-type: none"> <li>①雇用保険の加入状況</li> <li>②健康保険の加入状況</li> <li>③厚生年金保険の加入状況</li> <li>④建退共の加入状況</li> <li>⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入</li> <li>⑥法定外労災制度の加入状況</li> <li>⑦若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況</li> <li>⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況</li> <li>⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況</li> <li>⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況</li> </ol> </li> <li>・ 建設業の営業年数</li> <li>・ 防災活動への貢献の状況</li> <li>・ 法令順守の状況</li> <li>・ 建設業の経理の状況</li> <li>・ 研究開発の状況</li> <li>・ 建設機械の保有状況</li> <li>・ 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況</li> </ul>

登録 経営 状況 分析 機関	経営状況	Y	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 純支払利息比率</li> <li>・ 負債回転期間</li> <li>・ 売上高経常利益率</li> <li>・ 総資本売上総利益率</li> <li>・ 自己資本対固定資産比率</li> <li>・ 自己資本比率</li> <li>・ 営業キャッシュフロー</li> <li>・ 利益剰余金</li> </ul>
----------------------------	------	---	--

※ 登録経営状況分析機関については、12 ページをご覧ください。

※ 総合評定値の算出方法について、詳しくは 107～116 ページをご覧ください。

※ 総合評定値（P）の請求は、経営規模等評価申請と同時に行ってください。その際、経営状況分析結果通知書（原本）を添付することが必要です。

## 第2章 申請の手続き

### 第1 申請の手順

申請の手順は以下のとおりです。

#### 決算変更届の提出

- 事業年度終了後、4か月以内に消費税抜き（免税事業者であった期間は原則消費税込み）で関係書類を作成し、大阪府へ届け出てください。

#### 経営状況分析の申請

- 登録経営状況分析機関に直接申請してください。  
(12 ページ[登録経営状況分析機関一覧]をご覧ください。)

#### 経営状況分析結果通知書の受領

#### 経営事項審査の受審日の予約

- 申請会場内の経営事項審査予約簿に受審希望日・時間帯を記入するか、FAXにて、予約してください。  
(予約の方法は、次ページをご覧ください。) 電話や決算変更届の表紙による予約はできません。

#### 経営事項審査の申請

- 予約日の予約時間帯に、提出書類・添付書類・提示書類・本人確認書類を申請会場に持参ください。  
提出書類・添付書類・提示書類・本人確認書類については、第3章(13～54 ページ)をご覧ください。
- 直近の建設業許可申請書(副本)等一式を持参ください(16 ページ 1～5 参照)。
- 経営事項審査の受付簿に必要事項を記入の上、担当が呼び出すまで待合コーナーでお待ちください。  
予約時間帯別の先着順となります。
- 結果通知については、郵送又は申請会場での手渡しのいずれかを選択できます。受付時に窓口で申し出てください。
- 受付終了時に、申請書の控え(副本)をお返しします。後日のお問い合わせの際には、副本に記載の受付日と受付番号をお知らせください。

#### 内部確認・審査の実施

- 内部にて、記載内容の再確認のほか、建設工事の業種・技術職員・建設機械の申請内容の確認を行います。  
また、完成工事高や技術職員の水増し、粉飾決算などの虚偽申請や配置技術者違反などの建設業法違反の有無について審査を行います。必要に応じて追加資料の提出又は提示を求めます。

#### 経営規模等評価結果・総合評定値通知書の受領

- 郵送の場合は、申請書を受領し、補正が解消された日から土日・祝日を含む 22 日程度で投函します。
- 府庁での手渡しの場合は、申請書を受領し、補正が解消された日から土日・祝日を含む 22 日程度で電話にてご連絡しますので、申請会場の開場時間に来庁ください。※受領の際に本人確認書類を提示してください。  
(年未年始の閉庁日(12月29日～1月3日)、大型連休(※)は、土日祝を含む 22 日程度に含みません。(※大型連休の期間はホームページに記載しています。))  
※ 審査・調査の進捗状況により発送が遅れることがありますので、結果通知書が届くまでの時間的余裕を十分見込んだ上で、早めに申請してください。当該期間の短縮には一切応じられませんので、予めご了承ください。

## 第2 予約の方法

経営事項審査の申請には、次のとおり、予約が必要です。

- 予約開始日 **※当日、前日予約はできません**  
予約は申請日の2か月前から2開庁日前まで受け付けます。  
決算変更届の提出を済ませてから予約してください。未提出の場合は経営事項審査の受付ができません。
- 予約方法
  - ア 来庁による方法  
申請会場内にあります「経営事項審査の予約簿」に、許可番号、商号、申請希望日、希望時間帯などの必要事項を記入してください。
  - イ FAXによる方法  
「経営事項審査予約受付票」に、許可番号、商号、申請希望日、希望時間帯などの必要事項を記入してお送りください。  
「経営事項審査予約受付票」の様式については、**84** ページをご利用ください。  
FAX番号は、下記をご覧ください。
- ★ **電話による予約受付や変更はできません。**（予約希望日の空き情報の問合せは可能です。）  
**※必ず本手引き 84 ページの受付票を使って別途ご予約ください。**
- 予約のキャンセル  
予約のキャンセルについては、来庁、電話、FAXにて受け付けします。  
いずれも可能な限り、前日までにご連絡ください。（キャンセルされる場合は、必ずご連絡ください。）
- 申請受付日・時間
  - ア 受付日  
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
  - イ 受付時間  
第1部 午前 9時30分～午前11時30分  
第2部 午前11時30分～午後1時30分  
第3部 午後1時30分～午後3時30分  
第4部 午後3時30分～午後5時（受付終了）  
※第1部から第3部 各部12件、第4部9件、1日につき45件までの予約となります。
- ご注意
  - ア 受付は、申込者1人で**1日あたり、新規・継続・補正解消・受け直しを含め最大5件まで**です。予約の際にはご注意ください。
  - イ 予約確定については、予約受付日の午後5時現在の空き状況によります。  
午後5時以降のFAX予約の受付分は、翌営業日の対応になります。
  - ウ FAX予約の回答は、FAXにて午後5時以降に返信いたします。  
午後5時以降のFAX予約の受付分は、翌営業日の連絡になります。
  - エ 複数件の予約をされた方は、各時間帯の終了時間の1時間前までに来庁してください。
  - オ その他、予約受付票に記載していますご案内をご覧ください。
- 予約・受付に関するお問い合わせ先  
受付業務委託業者 キャリアリンク株式会社 建築振興課内事務所  
電話 06-6614-6565 / FAX06-6614-6566

### 第3 審査手数料

経営事項審査申請には、手数料が必要です。

#### [手数料一覧]

業種数	経営規模等 評価	総合評定値	合計	業種数	経営規模等 評価	総合評定値	合計
1	10,400	600	11,000	1 6	44,900	3,600	48,500
2	12,700	800	13,500	1 7	47,200	3,800	51,000
3	15,000	1,000	16,000	1 8	49,500	4,000	53,500
4	17,300	1,200	18,500	1 9	51,800	4,200	56,000
5	19,600	1,400	21,000	2 0	54,100	4,400	58,500
6	21,900	1,600	23,500	2 1	56,400	4,600	61,000
7	24,200	1,800	26,000	2 2	58,700	4,800	63,500
8	26,500	2,000	28,500	2 3	61,000	5,000	66,000
9	28,800	2,200	31,000	2 4	63,300	5,200	68,500
1 0	31,100	2,400	33,500	2 5	65,600	5,400	71,000
1 1	33,400	2,600	36,000	2 6	67,900	5,600	73,500
1 2	35,700	2,800	38,500	2 7	70,200	5,800	76,000
1 3	38,000	3,000	41,000	2 8	72,500	6,000	78,500
1 4	40,300	3,200	43,500	2 9	74,800	6,200	81,000
1 5	42,600	3,400	46,000				

※ 1業種増すごとに2,500円(2,300円+200円)加算されます。

### 第4 ご相談

経営事項審査の申請に関するご相談につきましては、申請会場内に設けております、申請書類事前チェックサービスコーナー（相談コーナー）をご利用ください。

また、電話による相談についても受け付けております（ご相談の内容によっては、来庁をお願いすることがありますのでご了承ください。）。

なお、相談業務につきましては、受付業務等委託業者のキャリアリンク株式会社へ委託しております。

○ 申請書類事前チェックサービスコーナー（相談コーナー）

場 所：大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課 申請会場内

相 談 日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

時 間：午前9時30分～午後5時（午後5時に終了しますので、余裕を持って来庁ください）

○ 電話相談

代表電話：06-6941-0351（内線3089・3090）

相談専用電話：06-6210-9735

相 談 日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

時 間：午前9時～午後6時

## 第5 登録経営状況分析機関

国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関は次のとおりです。

登録経営状況分析機関は、追加・廃止されることがありますので、最新情報は、国土交通省ホームページをご覧ください。（[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000091.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html)）

### [登録経営状況分析機関一覧]

(令和5年2月現在)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財) 建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町 14-1	03-6661-6663
2	(株) マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町 2-2-37	096-278-8330
3	—	—	—
4	ワイズ公共データシステム (株)	長野県長野市田町 2120-1	026-232-1145
5	(株) 九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町 22	095-811-1477
6	—	—	—
7	(株) 北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条 4-8-1	011-820-6111
8	(株) ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田 2-5-24	028-649-0111
9	(株) 経営状況分析センター	東京都港区三田 1-2-22	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本 (株)	山口県宇部市北琴芝 1-6-10	0836-38-3781
11	(株) NKB	福岡県北九州市小倉北区重住 3-2-12	093-982-3800
12	—	—	—
13	—	—	—
14	—	—	—
15	—	—	—
16	—	—	—
17	—	—	—
18	—	—	—
19	—	—	—
20	—	—	—
21	—	—	—
22	(株) 建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町 2-17-6	042-505-7533

## 第3章 申請に必要な書類

申請に必要な書類は、「建設業法施行規則第19条の6第1項及び第21条の2第1項の経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定める件（平成21年4月1日大阪府告示第570号）」及び「大阪府告示第570号2（1）ウに掲げる経営規模等評価の申請に係る知事が審査に必要と認める書類（平成21年4月13日建振第1099号）」に定めています。

（大阪府ホームページ [https://www.pref.osaka.lg.jp/o130200/kenshin/ken\\_info/kenkyoka\\_kisoku.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o130200/kenshin/ken_info/kenkyoka_kisoku.html) をご覧ください。）

### 第1 必要書類一覧表

経営事項審査に必要な提出書類・添付書類は、次のとおりです。

**提出部数は2部**（正本・副本）です。副本は受付印を押印し、返却します。

また、**審査にあたって必要がある場合は、これらの書類に加えて、追加資料の提出又は提示を求められることがあります。**

なお、個人の建設業者が配偶者若しくは2親等以内の者又は法人へ建設業の主たる部分を承継する場合や、建設業者の合併、建設業者の会社分割、建設業の譲渡、民事再生、会社更生又は特定調停が行われた法人等が申請する場合は、55～63ページを参照し、申請前に建築振興課までご相談ください。

規則様式	：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式
国交省通知様式	：経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日国総建第269号）別記様式
府規則様式	：大阪府建設業法施行細則（昭和47年大阪府規則第69号）別記様式
府様式	：大阪府告示第570号2（1）ウに掲げる経営規模等評価の申請に係る知事が審査に必要と認める書類（平成21年4月13日建振第1099号）別記様式

#### 1 提出書類・添付書類

区分：16ページ参照

順番	提出書類・添付書類	区分	参照ページ
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の表紙（府様式第1号）	●	20
2	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（規則様式第25号の14）	●	21
3	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（規則様式第25号の14別紙1）	●	24
4	工事種類別完成工事高付表（国交省通知様式第1号） ※完成工事高の振替を行う場合に必要	▲	85
5	技術職員名簿（規則様式第25号の14別紙2）	●	28
6	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（国交省通知様式第3号） ※高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号参照	▲	86
7	継続雇用制度について定めた就業規則（労働基準監督署の受付印のあるものの写し） ※継続雇用制度の適用を受ける者がいる、かつ、常時10人以上の労働者を使用する法人	▲	74
8	その他の審査項目（社会性等）（規則様式第25号の14別紙3）	●	37
9	C PD単位を取得した技術者名簿（国交省通知別記様式第4号） ※技術職員名簿に記載のある者を除く	▲	88
10	技能者名簿（国交省通知別記様式第5号）	▲	89
11	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（国交省通知別記様式第6号）	▲	90
12	工事経歴書（規則様式第2号）	●	49

13	工事経歴書記載の上位3件分の建設工事に係る契約書、注文書、請書等の写し	▲	53
14	<p>国家資格等を確認する書類（技術職員名簿（規則様式第25号の14別紙2）に記載されている職員）の写し</p> <p>※解体に関する免状は必ず添付</p> <p>ア 基幹技能者は、有効期間内の登録基幹技能者講習修了証</p> <p>イ 大臣認定の者は、有効期間内の大臣認定書</p> <p>ウ 営業所技術者等以外の者で指定学科卒の者は、卒業証書又は卒業証明書</p> <p>エ 営業所技術者等で当該営業所技術者等の要件となる国家資格等以外の国家資格等を有する職員は、当該資格等を証する書類</p> <p>オ 監理技術者講習受講者は、有効期間内の監理技術者資格者証及び講習修了証</p> <p>カ 国家資格者等で令和2年4月1日以降に新たな資格を取得した者もしくは新たに技術職員として追加した者にあつては、当該資格等を証する書類</p>	■	31
15	技術職員実務経験申立書（府様式第2号）	■	33
16	<p>技術職員名簿（規則様式第25号の14別紙2）に記載されている職員の審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用関係及び常時雇用（法人の役員及び個人の事業主を含む）を確認できる書類であつて、次に掲げる必要書類の写し</p> <p><u>※下記の書類にマイナンバーが記載されている場合は、必ずその部分をマスキングした上でコピーをとってご提出ください</u></p> <p><u>※健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しをご提出いただく場合、ご提出にあたり、被保険者整理番号及びQRコードには、マスキングを施したものを提出ください</u></p> <p>ア 事業主の直近（6月以降の申請は当該年度分）の住民税課税証明書（事業主を技術職員名簿に記載した場合に限る）</p> <p>イ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（協会けんぽ以外の健康保険に加入している場合は、当該健康保険組合の標準報酬決定通知書）</p> <p>ウ 船員保険適用被保険者にあつては、被保険者縦覧照会回答票</p> <p>エ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（本人交付分）</p> <p>オ 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用及び納税義務者用（給与収入及び徴収額がわかるもの））</p> <p>カ <b>所得税源泉徴収簿等</b></p> <p>キ 法人にあつては、法人税確定申告書のうち「役員給与等の内訳書」及び決算報告書のうち「一般管理費」及び「工事等原価報告書」（報酬・給与・賃金額がわかるもの）</p> <p>ク 個人事業者にあつては、所得税確定申告書のうち収支内訳書又は青色申告決算書（専従者給与額及び給与支払者の給料賃金額（個別の内訳がわかるもの））</p> <p>※役員及び職員別の必要な確認書類は、34～36ページ参照のこと。</p> <p>※住民税課税証明書とは、前年中の所得、控除の内容、当年度の市・府民税額の記載があるものです。市町村により名称が異なりますのでご注意ください。</p> <p>技術職員名簿に記載されている者で、次に掲げる事項に該当する場合、上記書類の他、次の書類の写し</p> <p><u>※上記の書類にマイナンバーが記載されている場合は、必ずその部分をマスキングした上でコピーをとってご提出ください</u></p> <p>ア 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の対象外で住民税の特別徴収ができない者の場合⇒（ア）と（イ）又は（ア）と（ウ）の書類の写し</p> <p>（ア）<b>該当者の所得税源泉徴収簿等</b></p> <p>（イ）<b>該当者の直近の住民税課税証明書（※発行日から3か月以内）</b></p>	※	34-36

	<p>(ウ) 70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ又は標準報酬月額相当額改定のお知らせ (後期高齢者医療制度の対象者のみ)</p> <p>イ 役員報酬額が一定の目安額 (月額 10 万円) より低額の場合 ⇒該当者の直近の住民税課税証明書 (※発行日から 3 か月以内)</p> <p>ウ 出向社員の場合 ⇒出向協定書、出向辞令等及び出向元での上記に掲げる書類 (審査基準日の 6 か月超前からの出向が確認できるもの)</p>		
17	技術職員名簿 (規則様式第 25 号の 14 別紙 2) に記載されている若年技術職員 (審査基準日時点満 35 歳未満) の生年月日を確認できる、官公庁又は公的機関・団体が発行した書類の写し (例: 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書・運転免許証・住民票等)	▲	35
18	<p>技術職員名簿に記載した技術職員で C P D 単位を取得した者並びに C P D 単位を取得した技術者名簿に記載した技術者に関する以下の書類</p> <p>1 取得した C P D 単位を証する受講等証明書</p> <p>2 C P D 単位を取得した技術者名簿記載の技術者の資格を証明する書類</p> <p>3 C P D 単位を取得した技術者名簿記載の技術者の常勤性の書類</p>	▲	41
19	<p>技能者名簿に記載した技能者に関する以下の書類</p> <p>1 審査基準日以前三年以内に行われた工事に関する施工体制台帳等のうち作業員名簿 (建設工事従事者に関する事項) の写し</p> <p>2 能力評価 (レベル判定) 結果通知書、又は、基準適合事業主認定通知書の写し</p> <p>3 2 のある技能者の P. 14~15 の 16 の書類</p>	▲	41-42
20	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主認定通知書の写し	▲	42
21	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定通知書の写し	▲	42
22	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主認定通知書の写し	▲	42
23	<p>民事再生法又は会社更生法に基づく申立てに係る再生又は更生手続開始の決定、及び、再生又は更生手続終結の決定を証する書類の写し</p> <p>※平成 23 年 4 月 1 日以降の適用のもの</p>	▲	—
24	<p>監査の受審状況を確認できる書類であって、次に掲げるいずれかの書類</p> <p>ア 会計監査人設置会社は、監査証明書の写し</p> <p>イ 会計参与設置会社は、会計参与報告書の写し</p> <p>ウ 経理処理の適正を確認した旨の書類 (原本) (国交省通知様式第 2 号)</p>	▲	43
25	建設機械の保有状況一覧表 (府様式第 3 号)	▲	44
26	<p>建設機械に関する以下の書類</p> <p>ア 建設機械の売買契約書又は譲渡契約書 (ダンプ車については不要)、及びリース契約書 (審査基準日から 1 年 7 か月以上の契約期間を有するもの)</p> <p>イ 当該建設機械の写真 (府様式第 4 号)</p> <p>ウ 特定自主検査記録表 (審査基準日直前 1 年以内に実施したもの。ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械、解体用機械の場合)、移動式クレーン検査証 (移動式クレーンのみ) 又は自動車検査証記録事項 (ダンプ車のみ) の写し</p>	▲	44-47
27	<p>一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション 2 1 の認証を受けていること又は国際標準化機構第 9001 号 (ISO9001) 若しくは第 14001 号 (ISO14001) の規格による登録されていることを証明する書類 (付属書類含む) の写し (審査基準日に係るもの)</p> <p>※認証範囲に経営事項審査の対象となる建設業の業種が含まれ、かつ、認証範囲が一部の営業所</p>	▲	47

	等に限られていないこと		
28	国土交通大臣による外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書写し	▲	48
29	経営状況分析結果通知書（規則様式第25号の13）の原本	●	—
30	経営状況分析機関に提出した「資本性借入金」該当証明書 ※別添（様式）参照 ※「審査基準日の決算における自己資本の額」又は「基準決算及び基準決算の前期決算期における自己資本の額」に資本性借入金を加算する場合に必要	▲	102
31	委任状の原本 ※申請者（役員、従業員等を含む）以外の方が代理で申請する場合に必要	▲	107

- : 必須書類
- ▲ : 該当する場合にのみ必要な書類
- : 技術職員又は建設機械を計上した場合で、「前期に申請していない場合」や「前期の申請内容から変更があった場合」に提出が必要な書類
- ※ : 2期分の提出が必要とされる技術職員の恒常的雇用関係・常時雇用を確認する書類のうち、次の書類（前期分に限る。）については、既に前期申請に提出し、記載内容に変更のない場合に限り省略可
  - ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
  - イ 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用及び納税義務者用）
  - ウ 所得税源泉徴収簿
  - エ 住民税課税証明書

## 2 提示書類

大阪府知事許可の建設業者については、「1 提出書類・添付書類」に掲げる提出書類のほか、申請内容を確認するため、次の書類を窓口にて提示して頂く必要があります。

**これらの書類の提示のない場合は、申請内容を確認できませんのでご注意ください。**

確認	提示書類	区分	参照ページ
1	建設業許可通知書又は許可証明書の写し（申請日現在有効なもの）	●	—
2	建設業許可申請書副本一式（申請日現在有効なもの）	●	—
3	決算変更届副本一式 （審査対象事業年度及び完成工事高計算基準の区分に応じた年度分のもの）	●	—
4	変更届副本一式（直近の建設業許可申請（新規又は更新）以降に提出したもの）	●	—
5	経営規模等評価申請書副本一式及び経営規模等評価結果通知書（前期分）の写し	●	—
6	審査対象事業年度及び前審査対象事業年度に係る法人税確定申告書別表十六（一）及び（二）、また、必要に応じて、別表十六（五）、（六）及びその他減価償却実施額が確認できる書類の写し（連結決算を採用している法人及び特殊経審又は決算期変更した法人）	▲	—
7	完成工事高を確認できる書類であって、審査対象事業年度及び完成工事高計算基準の区分に応じた年度分に係る、次に掲げる全ての書類の写し ア（法人）法人税確定申告書別表一（電子申告の場合は、受信通知を含む）及び決算報告書のうち損益計算書 （個人事業主）所得税確定申告書第一表（電子申告の場合は、受信通知を含む）、第二表及び収支内訳書又は青色申告決算書 イ 消費税及び地方消費税確定申告書控及び添付書類（税務署の受付印のあるもの（令和7年以降の申告分は不要）。ただし、電子申告の場合は、受信通知を含む） ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（その1・納税額等証明書用） ※発行日から3か月以内	●	25
8	審査基準日現在の雇用保険の加入の有無を確認できる書類であって、次に掲げる全ての書類の写し ア 労働保険概算・確定保険料申告書又は労働保険組合からの納入通知書 （審査基準日を含む保険年度のもの） イ アによる申告に係る保険料の納入分の領収書	▲	38

	<p>(審査基準日を含む保険年度分の全ての領収書)</p> <p>※雇用保険が適用除外の場合、次に掲げるア及びイからエのいずれかの書類の写し</p> <p>ア 規則様式第4号による使用人数(直前の許可申請書又は決算変更届に添付されたもの)</p> <p>イ 所得税確定申告書のうち収支内訳書又は青色申告決算書(個人事業所の従業員が同居親族のみの場合。当該同居親族の氏名が専従者給与欄に記載されているもの)</p> <p>ウ アに記載の全ての者の現住所が確認できる住民票(マイナンバーの記載がないもの)、運転免許証等公的機関発行の書類(法人の従業員が役員又は事業主の同居親族のみの場合。)</p> <p>エ 出向協定書、出向辞令等及び出向元での8に掲げる書類(従業員の全てが出向社員の場合)</p>		
9	<p>1. 健康保険及び厚生年金保険の加入の有無を確認できる書類であって、次に掲げるア又はイいずれかの書類の写し(審査基準日現在)</p> <p>ア 健康保険・厚生年金保険それぞれの保険料納入告知額・納入済額通知書(審査基準日を含む月分が納付済であることが確認できるもの)</p> <p>※なお、船員保険適用の場合は、船員保険・厚生年金保険それぞれの保険料納入告知額・納入済額通知書(審査基準日を含む月分が納付済であることが確認できるもの)</p> <p>イ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(役員及び従業員のうち常勤である者全員分が確認できるもの)</p> <p>※なお、審査基準日前1年以内に新たに雇用した者がある場合は、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書(審査基準日以前の資格取得年月日であるもの)</p> <p>2. 全国建設工事業国民健康保険組合(建設国保)、大阪建設労働組合建設国民健康保険(大建国保)等の建設国保に加入の場合は、次に掲げるア又はイいずれかの書類の写し</p> <p>ア 理事長などが発行する事務所名の記載のある資格証明書(建設国保の保険証に事務所名の記載がない場合のみ)</p> <p>イ 納入告知書兼領収書</p> <p>※この場合、様式別紙三項番42の健康保険加入の有無は「適用除外」との取扱いになります。</p> <p>3. 建設国保及び大建国保に未加入で健康保険及び厚生年金保険適用除外の場合は、適用除外を確認できる書類であって、次に掲げるア及びイ若しくはウいずれかの書類の写し</p> <p>ア 審査基準日に係る規則様式第4号による使用人数</p> <p>イ 個人事業所の従業員が4名以下の場合、所得税確定申告書のうち収支内訳書又は青色申告決算書(当該従業員の氏名が専従者給与欄又は給料賃金欄に記載されているもの)</p> <p>ウ 従業員の全てが出向社員の場合、出向協定書、出向辞令等及び出向元での上記に掲げる書類</p> <p>※詳しくは、38ページの説明参照</p>	▲	38-39
10	<p>独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部(建退共)の大阪府支部発行の建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査用)の写し(審査基準日現在)</p>	▲	39
11	<p>企業年金制度又は退職一時金制度導入の有無を確認できる書類であって、次に掲げるアからカのうちのいずれかの書類の写し(審査基準日現在)</p> <p>ア 中小企業退職金共済制度又は特定退職金共済団体制度への加入証明書</p> <p>イ 退職金制度に係る労働協約又は自社退職金制度の規定がある就業規則(10人以上の労働者を使用している場合は、労働基準監督署の届出印があるもの。退職金規定が別冊である場合は、当該退職金規定及び就業規則)</p> <p>ウ 厚生年金基金への加入証明書又は領収書(申請者名が記載され、審査基準日を含む月分を納付していることが確認できるもの)</p> <p>エ 確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入が確認できる証明書等</p> <p>オ 確定給付企業年金(確定給付企業年金法に規定する基金型企業年金及び規約型企業年金)の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入が確認できる証明書等</p>	▲	39-40

	カ 資産管理運用機関との間の確定給付企業年金に関する契約書		
12	<p>法定外労働災害補償制度の加入の有無を確認できる書類であって、次に掲げるいずれかの書類の写し（審査基準日時点において、次の要件の全てに該当していることがわかるもの）</p> <p>ア （公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会（旧：全国中小企業共済協同組合連合会）又は（一社）全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入証明書</p> <p>イ 次の要件が確認できる保険証券又は保険会社・中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の加入証明書</p> <p><u>なお、上記ア以外の場合は、当該保険証券等（保険約款のみは不可）の他、政府の労働災害補償保険に加入し、審査基準日までの保険料を納付済みであることを証する書面及び納付書の写しが必要です。</u></p> <p>（要件）次の全ての要件に該当する場合に限り、評価の対象となります。</p> <p>a 業務災害及び通勤災害のいずれも補償対象であること</p> <p>b 自社職員及び全下請負人が補償対象であること</p> <p>c 死亡及び障害等級第1級から第7級までが補償対象であること</p> <p>d 全ての工事現場を補償対象としていること</p>	▲	40
13	<p>技術職員名簿（規則様式第25号の14別紙2）に記載されている職員のうち、若年技術職員の継続的な育成及び確保及び新規若年技術職員の育成及び確保の状況を確認できる書類</p> <p>審査基準日時点において、若年技術職員（審査基準日時点で満35歳未満）のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数を、前審査対象年分（1期前）の経営規模等評価申請書（副本）等で確認します。</p> <p>審査対象年において若年技術職員（審査基準日時点で満35歳未満）の人数が技術職員の人数の合計の15パーセント以上、及び、新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1パーセント以上である場合、評価対象となります。</p>	▲	40
14	<p>防災活動への貢献状況を確認できる書類であって、次に掲げるいずれかの書類の写し（いずれも審査基準日時点で有効なもの）</p> <p>ア 申請者と国、特殊法人、地方公共団体等との間に防災活動に関する協定を締結している場合は、防災協定書</p> <p>イ 申請者の加入している社団法人等の団体が国、特殊法人、地方公共団体等との間に防災協定を締結している場合は、防災協定書、活動計画書等防災活動に一定の役割を果たすことができる書類及び当該団体への加入証明書</p>	▲	43
15	<p>建設業の経理の状況を確認できる書類であって、次に掲げるいずれかの書類</p> <p>ア 会計監査人設置会社及び会計参与設置会社は、履歴事項全部証明書</p> <p>イ 申請者の事務所に在任・在籍している建設業の経理実務の責任者のうち公認会計士、会計士補、税理士、これらとなる資格を有する者及び登録経理試験（規則様式第25号の7の2）に合格した者の資格証、合格証等、研修・講習修了証の写し、及びこれらの者の審査基準日現在の常時雇用を確認できる書類</p>	▲	43
16	<p>研究開発費の状況を証する書類のうち額を確認できる書類であり、かつ、金融商品取引法第24条第1項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社にあつては有価証券報告書の写し</p>	▲	44
17	<p>「資本性借入金」該当証明書において、建設業経理士1級の者が証明する場合に、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの、又は、登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないものであることを確認できる書類</p> <p>※前者は合格証の写し、後者は合格証と登録経理講習修了証</p>	▲	—

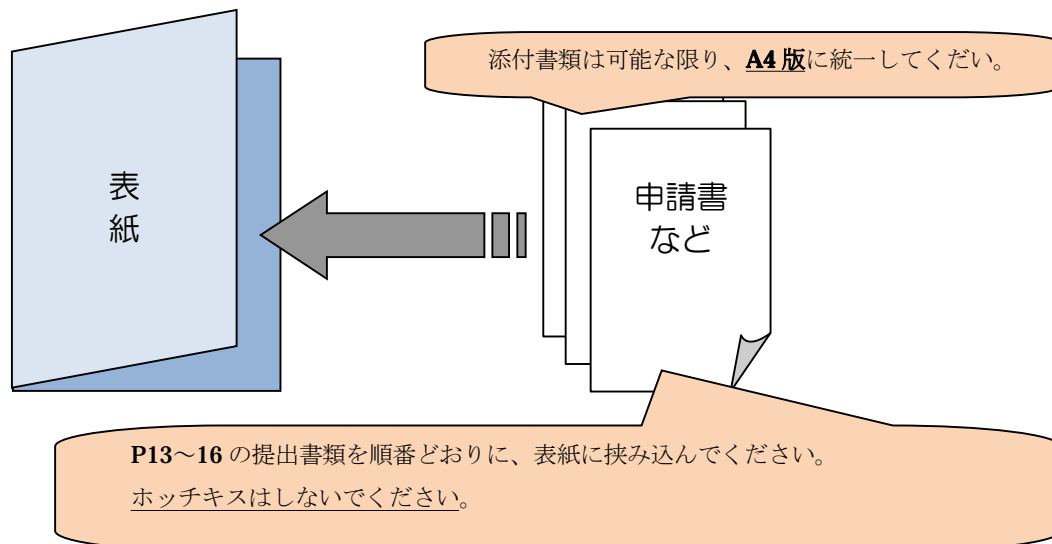
● : 必須書類 ▲ : 該当する場合にのみ必要な書類

## 第2 書類の綴り込み方法

提出書類及び添付書類（13～16 ページ）の綴り込み方法については、次のとおりです。

**提出部数は2部**（正本・副本）です。

なお、申請には、別途提示書類（16～18 ページ）が必要です。



書類の確認・審査時間の短縮のため、次の添付書類の余白に、通し番号の記載をお願いしております。

- ・ 技術職員：標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、住民税特別徴収税額通知書、源泉徴収簿の写しなどに、技術職員名簿の通番を記載
- ・ 建設工事：契約書、注文書、請書の写しなどに、工事経歴書の建設工事の種類（業種）と行数を記載（例えば、工事経歴書の管工事の4行目なら「管-4」と記載）
- ・ 建設機械：売買契約書、写真、特定自主検査記録表の写しなどに、建設機械の保有状況一覧表の通番を記載

## 第3 申請書等の入手先

申請書等は、大阪府のホームページからの無料ダウンロード、諸用紙売場での購入、（一財）建設業情報管理センターの申請書類作成ソフトなどをご利用ください。

- 申請書等掲載の大阪府のホームページ  
[https://www.pref.osaka.lg.jp/o130200/kenshin/keisin/keishin\\_r21001.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o130200/kenshin/keisin/keishin_r21001.html)
- 諸用紙売場  
ささしまコスモタワー 2階  
時間：午前9時30分～午後5時（土、日、祝日、年末年始を除く）電話：06-4703-8420
- （一財）建設業情報管理センター（CIIC）  
申請書類作成ソフト「CIIC許可・経審申請パック」  
[http://www.ciic.or.jp/kyoka/kyoka\\_pack.html](http://www.ciic.or.jp/kyoka/kyoka_pack.html)  
※ 当該ソフトの使用により発生した損失や損害などの一切の責任は負いません。

## 第4 申請書等の記載方法・申請時の審査内容

### ○ 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の表紙

様式及び記載要領の入手先については **19** ページをご覧ください。

<b>正</b>	大阪府知事許可用		大阪府知事提出用
	受付 担当者印		許可 番号 <span style="font-size: 1.2em;">000000</span>

## 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

この申請書・請求書・添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

営業所所在地 大阪市中央区大手前〇丁目〇-〇  
 商号又は名称 大阪〇〇建設株式会社  
 代表者氏名 〇〇 〇〇  
 電話 06 ( 0000 ) 0000 番号  
 FAX 06 ( 0000 ) 0000 番号

記入 入政 欄序	申請 業種数		業種
	手数料	円	

担当者・申請代理人					
	<span style="color: blue;">総務課</span>	<span style="color: blue;">△△</span>	<span style="color: blue;">△△</span>		
	電話 <span style="color: blue;">06 ( 0000 ) 0000</span>			番号	
	FAX <span style="color: blue;">06 ( 0000 ) 0000</span>			番号	

代理人宛 結果通知書 送付					
	有	無			

「担当者・申請代理人」欄も必ず記入してください。**(FAX 番号も記入してください。)**  
 代理人が申請する場合は、委任状が必要です。  
 行政書士の補助者が申請書類を提出する場合は、補助者名も併せて記載してください。

受付窓口にて、結果通知書送付用封筒に、申請者もしくは代理人の宛先を記入していただくよう、ご協力をお願いします。

審査項目区分のうち、完成工事高・元請完成工事高と自己資本額の2項目については、数値の求め方にそれぞれ2つの選択方法(申請のパターンは4つ)があり、申請者が選択することができます。

※必ず、申請者もしくは申請代理人が記入してください

- 正本・副本の **2部** 作成してください。
- 書類の原本は、正本に添付してください。
- 副本は確認印を押印し、返却します。  
 次回の経営事項審査の申請に必要ですので、大切に保管してください。
- 受付時の通知書送付用封筒への宛名・住所の記入に、ご協力をお願いします。

# ○ 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

申請書類に添付しています記載要領を参考に作成してください。  
 様式及び記載要領の入手先については **19** ページをご覧ください。

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)  
 20001

**経営規模等評価申請書**  
~~経営規模等評価再審査申立書~~  
**総合評定値請求書**

令和 年 月 日

該当しないものを二重線で消します。

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
~~建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~  
 建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

申請日現在の主たる営業所の所在地、商号、代表職者氏名（個人事業の場合は代表者名）を記入します。

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16  
 株式会社 大阪建設  
 代表取締役 大阪 一郎

有効な許可年月日が複数ある場合は、最も古いものを記入します。

太枠内は記入不要です。

地方整備局長  
 北海道開発局長  
 大阪府 知事 殿

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日		
申請時の許可番号	02	大臣知事コード 27 国土交通大臣 大阪府知事 許可(般特) 04 第00000000号		令和 05 年 01 月 01 日
前回の申請時の許可番号	03	大臣知事コード 国土交通大臣 知事 許可(般特) 第 号		令和 年 月 日
審査基準日	04	令和 05 年 03 月 31 日		
申請等の区分	05			
処理の区分	06			
法人又は個人の別	07	(1. 法人) 0000000000 (千円)		
商号又は名称のフリガナ	08	オオサカケンセツ		
商号又は名称	09	(株) 大阪建設		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	オオサカイチロウ		
代表者又は個人の氏名	11	大阪 一郎		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	27125		
主たる営業所の所在地	13	南港北1-14-16		
郵便番号	14	559-8555		
電話番号		06-6941-0351		
許可を受けている建設業	15	11		
経営規模等評価対象建設業	16	9		

※項目07から15については、申請時点における建設業許可申請書の内容と同一となります。  
 なお、事前に変更届を提出された場合には、申請の際に、窓口にて変更届（副本）を提示願います。



**[項番 05 申請等の区分コード表]**

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

**[項番 06 (左欄) 処理の区分コード表]**

コード	処理の種類
00	12 か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合
01	6 か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法 (昭和 38 年法律第 125 号) の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他 12 か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例 1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和 5 年 10 月 1 日に当該組織変更の登記を行った場合で令和 6 年 3 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき (例 2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和 5 年 3 月 31 日に終了した場合で事業年度の変更により令和 5 年 12 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和 5 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で令和 6 年 3 月 31 日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和 5 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日 (令和 6 年 3 月 31 日) より前の日 (令和 5 年 11 月 1 日) に申請するとき

**[項番 06 (右欄) 処理の区分コード表]**

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者 (連結子会社) として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

○ 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高

申請書類に添付しています記載要領を参考に作成してください。  
様式及び記載要領の入手先については19ページをご覧ください。

別紙一

(用紙A4)  
2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高		工事種類別元請完成工事高	
項番	3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度 審査対象事業年度
		自 0 4 年 0 1 月 至 0 5 年 0 3 月	自 0 5 年 0 4 月 至 0 6 年 0 3 月
		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
		0 年 月 0 月	0 年 月 0 月
		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度
		0 年 月 0 月	0 年 月 0 月
業種コード	3 2 0 1 0	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
土木			
業種コード	3 2 0 5 0	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
プレストレスト コンクリート工事			
業種コード	3 2 0 5 1	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
とび・土工 コンクリート工事			
業種コード	3 3	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
法面処理工事			
業種コード	3 4	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
その他 工事			
合計			

2期平均を選択した場合は  
記入不要

和暦で記入

千円未満は切り捨て  
してください

左欄「完成工事高」のうち  
元請完成工事高を記入

3年平均を選択した場合や決算  
期を変更した場合等に記入

左欄「完成工事高」のうち  
元請完成工事高を記入

51～53ページの「建設工事の種類」  
を参考に記入

※原則、免税であった期間については、  
税込みの完成工事高を記入

※按分計算された金額を記入される場合、この  
余白部分に計算式を記入又は付表を添付してく  
ださい

※合計部分には、工事請負額以外の売上  
は含めないでください

決算期間が12ヶ月未満の場合は、基準日より遡  
って12ヶ月分に按分計算したものを記入して  
ください(前・前々期同様)⇒P.25 参照

○完成工事高を確認するため、審査対象事業年度及び完成工事高計算基準の区分に応じた年度分に係る、次に掲げる全ての書類の写しが必要となります。（提示書類）

- ア 法人にあつては、法人税確定申告書別表一（税務署の受付印のあるもの（令和7年以降の申告分は不要）。電子申告による場合は、税務署からの受信通知を含む）及び決算報告書のうち損益計算書  
個人事業主にあつては、所得税確定申告書第一表（税務署の受付印のあるもの（令和7年以降の申告分は不要）。電子申告による場合は、税務署からの受信通知を含む）、第二表及び収支内訳書又は青色申告決算書
- イ 消費税及び地方消費税確定申告書控及び添付書類（税務署の受付印のあるもの（令和7年以降の申告分は不要）。電子申告による場合は、税務署からの受信通知を含む）
- ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（その1・納税額等証明書用）※発行日から3か月以内

（注意事項）

- ・ 消費税及び地方消費税確定申告書及び添付書類並びに納税証明書については、免税期間については不要です。
- ・ 完成工事高計算基準の区分に応じた年度（2年又は3年の期間）において経営事項審査を受審した場合は、当該区分に応じた年度に係るこれらの書類の提出は必要ありません。
- ・ 消費税及び地方消費税確定申告書の課税標準額が完成工事高より小さい場合や、同申告書における差し引き税額（⑨欄）と地方消費税の納税額（⑳欄）の合計額が納税証明書の納税すべき額と一致しない場合はその理由の説明書（代表者印の押印が必要）及び修正申告書写し等の資料を提出してください。
- ・ 完成工事高に、工事請負以外の売上は、含めないでください。
- ・ 消費税の納税証明書は申告額を確認しますので、未納であっても確定申告後には発行可能です。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
- ・ 上記については、消費税及び地方消費税確定申告書の課税標準額、売上高、完成工事高、消費税及び地方消費税の納税証明書の整合性を確認してから受付となります。

※ 決算期の変更等決算期間が12ヶ月未満の場合の完成工事高の計算方法

例：令和5年6月1日に個人事業から法人を設立し、令和6年3月31日が直近の決算日である場合

決算期 ①	令和5年6月1日～令和6年3月31日	（法人）	10ヶ月
②	令和5年1月1日～令和5年5月31日	（個人）	5ヶ月
③	令和4年1月1日～令和4年12月31日	（個人）	12ヶ月

⇒審査対象事業年度は、当期：令和5年4月～令和6年3月  
前期：令和4年4月～令和5年3月とし、

当期の完成工事高は、①の完成工事高（10ヶ月分）に、②のうち、4月、5月の2か月分を加える。

当期完成工事高＝①＋②×2ヶ月/5ヶ月

前期の完成工事高は、②の完成工事高のうち、3か月分と③の完成工事高のうち、9か月分を加える。

前期完成工事高＝②×3ヶ月/5ヶ月＋③×9ヶ月/12ヶ月

前々期を算出する場合も同様に計算します。

○ 契約後VEに係る完成工事がある場合

完成工事高の評点算出にあたっては、契約後VEに係る完成工事については、減額前の額で計算します。従って、工事種類別完成工事高を算出するにあたっては、当該工事については減額前の額で計上してください。差額の確認のため、契約後VE縮減額証明書又は減額契約書と技術提案料金の支払い明細書等の写しを提出してください。

VE (Value Engineering) とは、目的物の機能を低下させずにコストを低減する、又は、同等のコストで機能を向上させる技術のことです。

契約後VEとは、主に施工段階における現場に則したコスト縮減が可能となる技術提案が期待できる工事を対象として、契約後受注者が施工方法等について技術提案を行い採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更するとともに、提案の誘引を与えるため、契約額の縮減額の一部に相当する額を受注者に支払うことを前提として契約額の減額変更を行う方式のことです。

## 〔完成工事高の振替(算入)〕

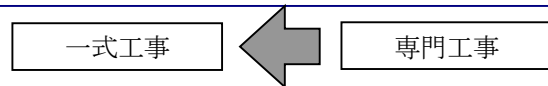
次の場合、業種間において完成工事高・元請完成工事高を振り替えることができます。

振替先・振替元の業種とも、申請時に建設業の許可が必要です。また、**振替元の業種は、経営事項審査を受けることができません。**

なお、この取扱いは、国土交通省総合政策局建設業課長通知「経営事項審査の事務取扱いについて(通知)」(平成20年1月31日付け国総建第269号)に基づき実施しています。

国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000162.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000162.html) をご覧ください。

### 1 一式工事業への専門工事の振替(算入)



○ 審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合は、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の専門工事（審査対象を除く。）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

○ この場合、専門工事の完成工事高については、審査対象年だけでなく直前2年又は3年分を土木一式又は建築一式のいずれか一方に全額算入する必要があります。いずれの一式工事業に算入するかについては、次表を参考に、具体的な専門工事の内容に応じて選択します。

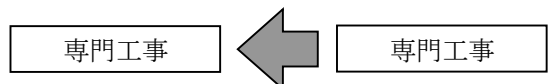
例えば、とび・土工・コンクリート工事を一式工事業へ算入する場合、建築一式であれば少なくとも1件以上の建築系の工事が、土木一式であれば少なくとも1件以上の土木系の工事が必要です（とび・土工・コンクリート工事の完成工事高を分割して、土木一式及び建築一式それぞれに算入することはできません。）。

#### 〔一式工事業へ算入できる専門工事〕

土木一式	←	土木工作物の建設に関連する工事
建築一式	←	建築物の建設に関連する工事

**※振替元の業種は、経営事項審査を受けることができません。**

### 2 専門工事への他の専門工事の振替(算入)



○ 審査対象建設業が一式工事業以外の専門工事である場合においては、許可を受けた建設業のうち専門工事（審査対象を除く。）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該専門工事に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

○ この場合、専門工事の完成工事高については、年単位で完成工事高を積み上げることができます。例えば、審査対象年は積み上げるが、直前2年は積み上げないなどの選択が可能です。

具体的な業種の振分けは、次表に示すとおりとします。

#### 〔専門工事へ算入できる他の専門工事〕

とび・土工・コンクリート	↔	石、造園、解体
電気	↔	電気通信、消防施設
管	↔	熱絶縁、水道施設、消防施設
塗装、屋根	↔	防水

**※振替元の業種は、経営事項審査を受けることができません。**

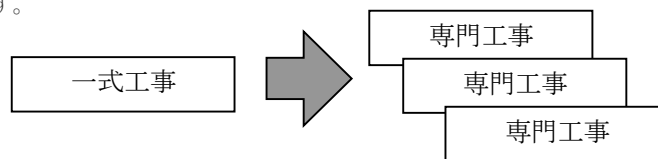
○ 振替を行った場合は、「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」（規則様式第25号の14別紙1）の余白や「直前3年の各事業年度における工事施行金額」（規則様式第3号）又は「工事種類別完成工事高付表」に当該振替に係る計算式を記入ください（様式は85ページをご利用ください。）。

### 3 分割分類による他の工事業への振替(算入)

- 上記 1・2 のほか、次のア・イの申し出を行うことができます。
- この場合、「工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高」（規則様式第 25 号の 14 別紙 1）の余白や「直前 3 年の各事業年度における工事施行金額」（規則様式第 3 号）又は「工事種別完成工事高付表」（作成例は下記、様式は 85 ページをご覧ください）に当該振替に係る計算式を記入し、「工事種別完成工事高・元請完成工事高」（規則様式第 25 号の 14 別紙 1）に添付してください。
- 算入が可能かどうかについては、事前にご相談ください。

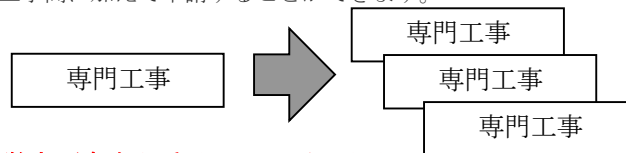
#### ア 一式工事業の分割分類による専門工事への算入

- 一式工事業（審査対象を除く。）に係る建設工事の完成工事高を専門工事の完成工事高として分割分類し、許可を受けた専門工事の完成工事高に加えて申請することができます。
- この場合、専門工事の完成工事高については、年単位で完成工事高を積み上げることができます。例えば、審査対象年は積み上げるが、直前 2 年は積み上げないなどの選択が可能です。
- 分割分類した一式工事業の完成工事高については、工事種別完成工事高付表に記載のとおり 1 以上の専門工事へ算入できます。



#### イ 専門工事の分割分類による他の専門工事への算入

- 専門工事（審査対象を除く。）に係る建設工事の完成工事高についても、アと同様に、許可を受けた 1 以上の他の専門工事の完成工事高に加えて申請することができます。



**※振替元の業種は、経営事項審査を受けることができません。**

〔「工事種別完成工事高付表」（土木一式工事に算入する場合の作成例）〕

審査対象外のとび・土工・コンクリート工事の完成工事を審査対象の土木一式工事の完成工事高へ算入する場合の例。（様式は 85 ページをご利用ください。）

工事種別完成工事高付表 (用紙A4)

申請者 株式会社 大阪建設

(単位：千円)

審査対象建設業		完成工事高	
●審査対象事業年度			
令和5年4月～令和6年3月			
土木一式工事	35,000	土木一式工事	23,000
うち元請	24,050	うち元請	23,000
		とび・土工工事	12,000
		うち元請	1,050
●前審査対象事業年度			
令和4年4月～令和5年3月			
土木一式工事	22,000	土木一式工事	0
うち元請	1,000	うち元請	0
		とび・土工工事	22,000
		うち元請	1,000
●前々審査対象事業年度			
令和3年4月～令和4年3月			
土木一式工事	0	土木一式工事	0
うち元請	0	うち元請	0
		とび・土工工事	0
		うち元請	0

よく頂く質問もご覧ください (69～71 ページ)

## ○ 技術職員名簿

申請書類に添付している記載要領を参考に作成してください。  
様式及び記載要領の入手先については **19 ページ** をご覧ください。

申請業種以外の資格は評価対象となりません。

別紙二

・当該審査対象年内に新規に掲載可能となった者に「○」を記入

・審査基準日時点での満年齢を記入  
(例：令和 6 年 3 月 31 日基準日の場合)  
平成元年 4 月 1 日以前生まれの者は満 35 歳以上  
平成元年 4 月 2 日以降生まれの者は満 35 歳未満

### 技術職員名簿

(用紙 A 4)

2 0 0 0 5

一人当たり 30 単位が  
上限

項番 3 頁  
数 8 1 8 1 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
				8	2							
				8	2							
				8	2							

※計算例 (若年=満 35 歳未満)

【若年技術職員の継続的な育成及び評価の状況】

若年技術職員 3 名 ÷ 技術職員数 8 名 = 37.5% > 15% → 該当

【新規若年技術職員の育成及び確保の状況】

新規若年技術職員 1 名 ÷ 技術職員数 8 名 = 12.5% > 1% → 該当

技術職員 1 人につき申請業種の異なる 2 業種申請可能

・ 1 資格から異なる 2 業種選択可

(例：土木施工管理技士 → 「土木」・「とび・土工・コンクリート」)

・ 2 資格から 1 業種ずつ選択可

「CPD 単位取得数」欄

法第 7 条の 3 第 3 号若しくは第 18 条の 3 第 2 項第 1 号に既定する者又は 1 級若しくは 2 級の第一次試験に合格した者が、審査基準日から 1 年以内に取得した CPD (建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。) の単位数

監理技術者講習受講の要件 (「講習受講」欄)

申請する業種について、次の 1 から 3 の要件を全て満たす場合は「1」をそれ以外の場合は「2」を記入

- 1 法第 15 条第 2 号イに該当する者であること (1 級国家資格者) ※P.29~31 の 5 点に該当する資格のみ
- 2 監理技術者資格者証の交付を受けていること (審査基準日時点で有効であること)
- 3 法第 26 条の 4 から 6 の規定による講習を受講した日の属する年の翌年から起算して 5 年を経過していないこと

- 技術職員名簿に記入された人数と、経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の項番 1 9 「技術職員数」は一致します。
- この技術職員は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号イ若しくはハに該当する者又は規則第 18 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者 (基幹技能者) であって、審査基準日以前に 6 か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの (法人の場合は常勤役員、個人の場合は事業主を含む。) をいい、労働者 (常用労働者を含む。) 又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限られます。
- 監査役は、会社法上、取締役や使用人等を兼ねることができないため、技術職員に記載することはできません。
- 雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 9 条第 1 項第 2 号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの (65 歳以下の者に限る) については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなします。この場合、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿 (国交省通知様式第 3 号) を併せて提出してください。様式は 86 ページをご覧ください。
- 記載順序は任意ですが、「在籍確認書類」と速やかに突合できるようにしてください。技術職員数が 31 名以上又は営業所数が 3 か所以上の場合は、可能な限りアからオの順 (もしくは標準報酬決定通知書の順) に記載してください。
- ア 技術職員である経営業務の管理責任者 (技術職員でない場合は記入不要)
- イ 営業所技術者等 (建設業許可を持つ業種、営業所全て)    ウ 国家資格者    エ 基幹技能者    オ 実務経験者
- 審査基準日以降に取得した資格は記入できません。
- 営業所技術者等の要件以外の免状を保有する営業所技術者等は、その資格についても有資格区分コードを記入することができます。
- 受審業種以外の資格は記入できません。





コード	建設業の種類	建設業の種類																																						
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	刀	塗	防	内	機	絶	通	園	井	興	水	消	清	解								
190	金属塗装・金属塗装工（1級）																			2																				
290	金属塗装・金属塗装工（2級）																			1																				
191	磨霧塗装（1級）																			2																				
291	磨霧塗装（2級）																			1																				
167	路面標示施工																			2																				
192	農製作・農工（1級）																						2																	
292	農製作・農工（2級）																						1																	
193	内装仕上り施工・カーテン施工・天井仕上り施工・床仕上り施工・塗装・養護・養土工（1級）																						2																	
293	内装仕上り施工・カーテン施工・天井仕上り施工・床仕上り施工・塗装・養護・養土工（2級）																						1																	
194	熱絶縁施工（1級）																								2															
294	熱絶縁施工（2級）																								1															
195	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																																					2		
295	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																																					1		
196	造園（1級）																									2														
296	造園（2級）																										1													
197	防水施工（1級）																						2																	
297	防水施工（2級）																						1																	
198	さく井（1級）																																				2			
298	さく井（2級）																																					1		
061	地すべり防止工事 【1年】																																					1		
06A	地すべり防止工事（附則第4条該当） 【1年】																																					1		
040	基礎くい工事																																							
062	建築設備士 【1年】																																							
063	計装 【1年】																																							
060	解体工事																																						2	
064	基幹技能者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
703	能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
704	能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第4号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		

1. 資格の確認

以下の①及び②の書類については、「前期に申請していない場合」や「前期の申請内容から変更があった場合」に提出が必要となります。（提出書類）

(注意事項)

有効期間のある資格について、更新した場合は、「前期の申請内容から変更があった場合」に該当しますので、改めて以下の確認書類の提出が必要となります。

① 技術職員名簿（規則様式第 25 号の 14 別紙 2）に記載されている職員のうち、次に掲げる者の有する国家資格等を確認する書類の写し

- ア 基幹技能者にあつては、有効期間内の登録基幹技能者講習修了証
- イ 大臣認定の者にあつては、有効期間内の大臣認定書
- ウ 営業所技術者等以外の者で指定学科卒の者にあつては、卒業証書又は卒業証明書
- エ 営業所技術者等で当該営業所技術者等の要件となる国家資格等以外の国家資格等を有する職員にあつては、当該資格等を証する書類
- オ 監理技術者講習受講者にあつては、有効期間内の監理技術者資格者証及び講習修了証
- カ 国家資格者等で令和 2 年 4 月 1 日以降に新たな資格を取得した者もしくは新たに技術職員として追加した者にあつては、当該資格等を証する書類

※建設技能者の業種については、117 ページを参照してください。

(注意事項)

- ・ 実務経験が必要な資格を有する者や指定学科卒業者については、資格取得日や卒業日から審査基準日までの間に、所定の期間の実務経験が必要です。・ 監理技術者資格者証について、所属建設業者名など記載事項に変更があった場合は、交付機関（財団法人建設業技術者センター）にて所定の変更手続きを行った上、申請してください。
- ・ 監理技術者講習受講の要件については、28 ページをご覧ください。
- ・ 解体に関する免状は必ず添付してください。

- 上記エについては、基準日以前に合格している(合格後、実務経験が必要な資格にあっては、基準日時点でその要件を満たしている)ことが必要です。
- 建設技能者については、建設キャリアアップシステムのカードのみならず**能力評価結果通知書**が必要です。
- 監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。

技術職員実務経験申立書（府様式第2号）

技術職員ごとに、作成してください。

**技術職員実務経験申立書**

令和〇年〇月〇日

（様式第2号）

行政庁  
支庁

（フリガナ） 〇〇 〇〇  
氏名 〇〇 〇〇

（生年月日） 昭和〇〇年〇月〇日

（許可番号） 〇〇〇〇〇〇

（商号又は名称） 大阪〇〇建設株式会社

（代表者名） 〇〇 〇〇

業種コード（建設工事の種類）  
0:5 仮設 工事

業種コード（建設工事の種類）  
0:9 管 工事

上記技術職員の実務経験について、下記のとおり相違ないことを申し立てます。

業種コード	実務経験年数	使用者の商号又は名称	実務経験の内容
0:5	平成1年1月～平成4年12月 3年11か月		
	平成16年4月～平成23年5月 7年1か月		
	計 11年 0か月		
0:9	平成5年1月～平成16年1月 11年 0か月	株式会社▲▲土木建築	△△私立図書館空調設備工事
	年 月 ～ 年 月 年 月		
	年 月 ～ 年 月 年 月		
	年 月 ～ 年 月 年 月		
	年 月 ～ 年 月 年 月		

（記載要領）

- この申立書は、技術職員が、建設業に就く場合、当該者ごとに提出することができる（ただし、「実務経験年数」欄は、必要年数以上となる場合は必要年数以上となる）
- 「業種コード」欄は、
- 「実務経験年数」欄は、
- 「実務経験の内容」欄は、
- 前回申請以前の申立書

※平成28年5月31日までの、「とび」及び「解体」の実務経験のみ、期間の重複が認められます。その他の業種の重複は、認められません。ただし、同じ内容であっても「解体」の実務経験は同一の書面に「とび」とは分けて記載してください。

具体的な工事現場名を書いてください。

申請業種ごとに、まとめて記載してください。

使用者ごとに、一行ずつ記載してください。

実務経験年数は「審査基準日」までの経験で、期間計算は片落ししてください。

（注意事項）

- 技術職員名簿において有資格区分コード「002」（10年間の実務経験）、「099」（実務経験要件の緩和）、「1\*」及び「10」に該当する技術職員を記載した場合に、技術職員ごとに当該書類を作成し、添付してください。様式については87ページをご覧ください。
- 一度提出した技術職員実務経験申立書に記載した期間や業種の変更は認められません。
- 建設業許可における営業所技術者等として、実務経験の証明を受けている技術者については、建設業許可申請書または変更届に添付された実務経験証明書（規則様式9号）の写しを提出してください。

○ 実務経験の考え方

- 有資格区分コード「002」の場合、一業種につき、実務経験の合計年数が10年以上となる必要があります。
- 二業種の実務経験を記載する場合には、それぞれの業種の実務経験の期間が重複しないように注意してください。
- この申立てに記載された内容は、次回の申請以降、変更できません。  
（例えば、平成25年12月から令和5年12月までの期間の実務経験について、今期の申請では「とび・土工・コンクリート工事」の実務経験があるとしていたにもかかわらず、来期の申請では、この期間について「造園」の実務経験があったと申し立てることはできません。）

2. 技術職員名簿（規則様式第 25 号の 14 別紙 2）に記載されている職員の審査基準日以前 6 か月を超える恒常的雇用関係及び常時雇用（法人の役員及び個人の事業主を含む）を確認できる書類であって、次に掲げる必要書類の写し（下表参照のこと）（提出書類）

※下記の書類にマイナンバーが記載されている場合は、必ずその部分をマスキングした上でコピーをとってご提出ください

- ア. 事業主の直近（6 月以降の申請は当該年度分）の住民税課税証明書（事業主を技術職員名簿に記載した場合に限る）（※発行日から 3 か月以内）
- イ. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（協会けんぽ以外の健康保険に加入している場合は、当該健康保険組合の標準報酬決定通知書）
- ウ. 船員保険適用被保険者にあつては、被保険者縦覧照会回答票
- エ. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（本人交付分）
- オ. 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用及び納税義務者用（給与収入及び徴収額がわかるもの））
- カ. 所得税源泉徴収簿等
- キ. 法人にあつては、法人税確定申告書のうち「役員給与等の内訳書」及び決算報告書のうち「一般管理費」及び「工事等原価報告書」（報酬・給与・賃金額がわかるもの）
- ク. 個人事業主にあつては、所得税確定申告書のうち収支内訳書又は青色申告決算書（専従者給与額及び給与支払者の給料賃金額（個別の内訳がわかるもの））

技術職員の恒常的雇用関係及び常時雇用確認書類一覧表

		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
法人	代表者	—	△	—	△	△	●	●	—
	役員	—	△	—	△	△	●	●	—
	従業員	—	△	—	△	△	●	●	—
	船員保険適用者	—	—	△	△	△	●	●	—
個人	事業主	●	—	—	—	—	—	—	●
	専従者	—	—	—	—	—	●	—	●
	従業員	—	△	—	△	△	●	—	●
	船員保険適用者	—	—	△	△	△	●	—	●

※「●」は必須書類、「△」は「イ～オ」のうちいずれか 1 つの書類が必要。

（注意事項）

- ・ 技術職員名簿に記載した全ての技術職員について確認します。
- ・ 上記確認書類のうち、「カ.. 源泉徴収簿等」については、技術職員名簿に記載した全ての技術職員（個人事業主を除く）について必要です。  
申請日までに退職した技術職員は、上記確認書類に併せて「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」「住民税特別徴収に係る異動届出書」「雇用保険被保険者資格喪失届」の写しのいずれかを提出してください。
- ・ 被保険者報酬月額算定基礎届（算定基礎届）は原則、恒常的雇用関係及び常時雇用の確認書類にはなりませんので、ご注意ください。
- ・ 技術職員については、審査基準日以前 6 か月を超える恒常的雇用関係及び常時雇用を確認しますので、住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所得税源泉徴収簿などは、審査基準日によって 2 期分が必要となる場合があります。73～74 ページの Q & A をご覧ください。
- ・ 確認書類等で申請業者以外から報酬等があると確認できる場合、技術職員の住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用及び納税義務者用）を提出してください。

### 〔その他の恒常的雇用関係及び常時雇用の確認〕（提出書類）

ただし、次のア～ウに該当する場合、一覧表記載書類の他、当該恒常的雇用関係及び常時雇用を確認できる次の書類の写しが必要となります。

ア 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の対象外で住民税の特別徴収ができない者の場合、次に掲げる（ア）と（イ）または（ア）と（ウ）の書類の写し

（ア）源泉徴収簿

（イ）**該当者の直近の住民税課税証明書（※発行日から3か月以内）**

（ウ）**70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ又は標準報酬月額相当額改定のお知らせ（後期高齢者医療制度の対象者のみ）**

イ 役員報酬額が一定の目安額（月額10万円）より低額の場合、**該当者の直近の住民税課税証明書（※発行日から3か月以内のものを添付してください。）**

ウ 出向社員の場合、出向協定書、出向辞令等及び出向元での**P.14～15の16に掲げる書類（審査基準日の6か月超前からの出向が確認できるもの）**

（注意事項）

- ・ 技術職員については、審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用関係及び常時雇用を確認しますので、各書類について、2期分が必要となる場合があります。73～74ページをご覧ください。
- ・ 個人事業主又は上記P.14～15の16「ア」及び「イ」に該当する役員で、所得税の確定申告を行った年の住民税課税証明書が発行されない期間（6月頃まで）においては、前年分の住民税課税証明書を提出してください。

なお、前年分の住民税課税証明書により給与所得などを確認した場合、恒常的雇用関係・常時雇用について別途確認します。また、この場合、前期の申請について疑義が生じますので調査を行うことがあります。

### 〔若年技術職員の確認〕（提出書類）

また、技術職員名簿（規則様式第25号の14別紙2）に記載されている職員のうち若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況（審査基準日の翌日時点で満35歳未満であること）を確認できる官公庁又は公的機関・団体が発行した書類の写し（例：健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書・運転免許証・住民票等）

- ・ 若年技術職員（審査基準日時点で満35歳未満であること）の人数が技術職員の人数の合計の15パーセント以上である場合、評価対象となります。

（注意事項）

- ・ 技術職員名簿に記載した全ての技術職員について確認します。（確認不可の場合は評価対象となりません。）
- ・ 生年月日が確認できる書類に限ります。（年齢のみが記載されている書類は不可）

（審査基準日が令和6年3月31日の場合の満年齢の数え方）

生年月日が平成元年4月1日以前の者は満35歳以上となり、

平成元年4月2日以降の者は満35歳未満となります。

**※誕生日の前日に満年齢となりますのでご注意ください。（「年齢計算ニ関スル法律」による）**

### 〔2期分の提出が必要な書類のうち省略できる書類〕

- ・ 2期分の提出が必要とされる技術職員の恒常的雇用関係・常時雇用を確認する書類のうち、次の書類ア～エ（前期分に限る。）については、既に前期の申請に提出し、記載内容に変更のない場合に限り省略することができます。

ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

イ 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用及び納税義務者用）

ウ 所得税源泉徴収簿

エ 住民税課税証明書（※発行日から3か月以内）

(注意事項)

- ・ 社会保険の随時改定が行われた場合や修正申告を行い所得額や納税額の変更があった場合などについては、前期に提出した場合であっても、変更内容が確認できる書類の提出が必要となります。
- ・ アからエ以外の書類は、前期に提出した内容と同じであっても再度提出が必要です。

[技術職員等である役員の報酬額又は従業員の給与が著しく低額の場合の取扱い]

- ・ 技術職員名簿に記載されている役員の報酬額が、審査基準日以前に6か月を超える期間、大阪府において一定の目安としている月額10万円を下回る場合は、市町村長が発行する当該役員本人の直近の住民税課税証明書により他に就労所得がないと認められ、かつ、その他の書類により恒常的雇用関係・常時雇用が認められる場合、当該役員について、恒常的雇用・常時雇用されている技術者として取り扱います。
- ・ 技術職員名簿に記載されている従業員の給与が、審査基準日以前の6か月の間に、最低賃金法に定める賃金の月額から算出した大阪府において一定の目安としている月額10万円を下回る期間がある場合は、原則、恒常的雇用・常時雇用されている技術者として認めません。

[技術職員等が二以上の事業所から報酬を得ている場合の取扱い]

- ・ 技術職員名簿に記載されている方が二以上の事業所から報酬を得ている場合、通常の常勤性確認書類以外に別途提出書類が必要となります。必要書類については別途ご確認ください。

[審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係の期間計算の取扱い]

- ア 審査基準日（決算日）の前日を起算日とする。
- イ 起算日の6か月前の月の応当日の翌日を6か月前とする。ただし、応当日が存在しない場合には翌月の初日を6か月前とする。
- ウ 6か月前の前日を6か月と1日前とする。

[恒常的雇用関係の期間の計算例]

審査基準日（決算日）	6ヶ月前（参考）	6ヶ月と1日前
3月31日	前年10月1日	前年9月30日
4月30日	前年10月30日	前年10月29日
5月31日	前年12月1日	前年11月30日
6月30日	前年12月30日	前年12月29日
7月31日	1月31日	1月30日
8月31日	3月1日	2月28日 (うるう年) 2月29日
9月30日	3月30日	3月29日
10月31日	5月1日	4月30日
11月30日	5月30日	5月29日
12月31日	7月1日	6月30日
1月31日	前年7月31日	前年7月30日
2月28日 (うるう年) 2月29日	前年8月28日 前年8月29日	前年8月27日 前年8月28日
4月1日	前年10月1日	前年9月30日
10月1日	3月31日	3月30日
6月15日	前年12月15日	前年12月14日

○ その他の審査項目（社会性等）

申請書類に添付しています記載要領を参考に作成してください。  
様式及び記載要領の入手先については **19** ページをご覧ください。

別紙三

(用紙A4)  
20004

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	
雇用保険加入の有無	項目 3 4 1 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
健康保険加入の有無	4 2 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
厚生年金保険加入の有無	4 3 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 7 0 [1.有、2.無、3.適用除外] 技術職員数(A) 若年技術職員数(B) 若年技術職員の割合(B/A)
新規若年技術職員の育成及び確保	4 8 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
CPD単位取得数	4 9 0 0 0 0 [単位] 技術者数 [人]
技能レベル向上者数	5 0 0 0 0 0
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5 1 0 0 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5 2 0 0 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 3 0 0 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 4 0 0 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
建設業の営業継続の状況	
営業年数	5 5 0 0 0
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 6 0 0 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
防災活動への貢献の状況	
防災協定の締結の有無	5 7 0 0 0 [1.有、2.無]
法令遵守の状況	
営業停止処分の有無	5 8 0 0 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
指示処分の有無	5 9 0 0 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
建設業の経理の状況	
監査の受審状況	6 0 0 0 0 [1.有、2.無、3.適用除外]
公認会計士等の数	6 1 0 0 0
二級登録経理試験合格者等の数	6 2 0 0 0
研究開発の状況	
研究開発費（2期平均）	6 3 0 0 0 0 0 0 0 0 (千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 (千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 (千円)
建設機械の保有状況	
建設機械の所有及びリース台数	6 4 0 0 0 0
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無	
エコアクション21の認証の有無	6 5 0 0 0 [1.有、2.無]
ISO9001の登録の有無	6 6 0 0 0 [1.有、2.無]
ISO14001の登録の有無	6 7 0 0 0 [1.有、2.無]

・技術職員名簿に記載された若年技術職員（審査基準日時点で満35歳未満）が技術職員名簿全体の15%以上の場合は「1」  
・新たに技術職員名簿に記載された若年技術職員が技術職員全体の1%以上の場合は「1」

技術者数は対象となる技術職員並びにそれ以外の技術者の合計  
・CPD単位取得数は後述の算式により算出された数値を記入

「基準適合事業者認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」等により取得状況を確認。（提出書類）  
※審査基準日において、認証取消や辞退の場合は加算対象としない。

初めての許可日から休業期間や許可を受けていない期間を差し引いた年数を記入  
※組織変更、法人成り、合併、営業譲渡、会社分割等の内容を備考欄に記入

審査基準日直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外は「2」を記入

以下の区分により記入（審査基準日時点）  
1：会計監査人の設置（法人のみ）を行っている場合（監査報告書において、無限定適正意見又は限定付適正意見が表明された場合に加算）  
2：会計参与の設置（法人のみ）を行っている場合（会計参与報告書が作成されている場合に加算）  
3：申請事業所に在任・在籍している、下記の者のいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類（様式は92～96ページ）に自らの署名を付したものを提出している場合  
4：上記以外

「監査の受審状況」欄において「1」を記載した上で、研究開発費を計上しているときのみ2期平均の額を記入

計上できる台数は、15台まで

[建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況]

1 審査基準日現在の雇用保険の加入の有無について（項番 41）

① 雇用保険の加入がある場合

⇒雇用保険の加入の確認できる書類であって、次に掲げる全ての書類の写し（提示書類）

ア 労働保険概算・確定保険料申告書又は労働保険事務組合からの納入通知書（審査基準日を含む保険年度のもの）

イ アにより申告に係る保険料の納入分の領収書（審査基準日を含む月分まで当該年度分全て納付済であることが確認できるもの）

（注意事項）

- ・上記の書類により確認できない場合は、「労働保険料等納入証明書（証明願）」（審査基準日を含む年度に係る書面によりその内容が確認できるもの）の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（本人交付分であつて制度対象者全員分）の写しにより確認します。

② 雇用保険の加入について、適用除外の場合

⇒適用除外を確認できる書類であって、次に掲げるア及びイからエのいずれかの書類の写し（提示書類）

ア 審査基準日に係る規則様式第 4 号による使用人数（直前の許可申請書又は決算変更届に添付されたもの）

イ 個人事業所の従業員が同居親族のみの場合、所得税確定申告書のうち収支内訳書又は青色申告決算書（当該同居親族の氏名が専従者給与欄に記載されているもの）

ウ 法人の従業員が役員の同居親族のみの場合、アに記載の全ての者の現住所が確認できる住民票、運転免許証等公的機関が発行した書類

エ 従業員の全てが出向社員の場合、出向協定書、出向辞令等及び出向元での①に掲げる書類

[雇用保険加入の有無に係る取扱い]

- ・労働保険概算・確定保険料申告書及び当該申告に係る保険料の納入分の領収書により加入の有無を確認する場合は、審査基準日を含む年度に係る書面でその内容が確認できれば、従来どおり「加入あり」とみなします。
- ・「労働保険料等納入証明書（証明願）」により加入の有無を確認する場合は、上記と同様、審査基準日を含む年度に係る書面でその内容が確認できれば「加入あり」とみなします。
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書により加入の有無を確認する場合は、少なくとも技術職員名簿に記載及び登録経理試験の合格者等で役員又は事業主以外の全員分の加入確認できれば原則「加入あり」として取り扱います。（注意事項も併せてご確認ください。）

（注意事項）

- ・雇用保険は、雇用保険法に基づき労働者が 1 人でも雇用される事業の事業主が被保険者に関する届出その他の事務を処理しなければならないものであることから、雇用する労働者が被保険者となったことについて、厚生労働大臣に届出を行っていない場合（雇用保険被保険者資格取得届を公共職業安定所の長に提出していない場合をいう。）に、減点して審査するものとされています。そのため、上記の確認ができた場合であっても、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書での恒常的雇用関係や常時雇用の確認ができない技術者等がある場合など雇用保険に加入していない者がいることが明らかなきは、適用除外に該当しない限り、「加入なし」となります。
- ・別紙 2 が 0 人の場合、別途資料を求める場合があります。

2 審査基準日現在の健康保険及び厚生年金保険の加入の有無について（項番 42, 43）

① 健康保険及び厚生年金保険の加入がある場合

⇒審査基準日現在の健康保険及び厚生年金保険の加入の有無を確認できる書類であって、次に掲げるア又はイいずれかの書類の写し（提示書類）

ア 健康保険及び厚生年金保険それぞれの保険料納入告知額・納入済額通知書（審査基準日を含む月分が納付済であることが確認できるもの）

イ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（役員及び従業員（いずれも常勤）全員が確認できるもの）

なお、中途入社した者がある場合は、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（審査基準日以前の資格取得年月日であるもの）、船員保険適用被保険者がある場合は、船員保険・

厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書

②健康保険の加入はないが、全国建設工事業国民健康保険組合（建設国保）、大阪建設労働組合建設国民健康保険（大建国保）等の建設国保に加入の場合

⇒審査基準日現在での加入が確認出来る次に掲げるア又はイいずれかの書類の写し（提示書類）

（この場合、様式別紙三 項番 42 の健康保険加入の有無は「適用除外」となります）

ア 理事長などが発行する事務所名の記載のある資格証明書

イ 納入告知書兼領収書

※この場合、様式別紙三項番 42 の健康保険加入の有無は「適用除外」との取扱いになります。

③建設国保及び大建国保等に未加入で健康保険及び厚生年金保険適用除外の場合（提示書類）

⇒適用除外を確認できる書類であって、次に掲げるア及びイ若しくはウいずれかの書類の写し

ア 審査基準日に係る規則様式第 4 号による使用人数（直前の許可申請書又は決算変更届に添付されたもの）

イ 個人事業所の従業員が 4 名以下の場合、所得税確定申告書のうち収支内訳書又は青色申告決算書（当該従業員の氏名が専従者給与欄又は給料賃金欄に記載されているもの）

ウ 従業員の全てが出向社員の場合、出向協定書、出向辞令等及び出向元での①に掲げる書類

[健康保険及び厚生年金保険加入の有無に係る取扱い]

- ・保険料納入告知額・納入済額通知書（審査基準月分を納付していることが確認できるもの）で加入の有無を確認する場合は、従来どおり「加入あり」とみなします。
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書で加入の有無を確認する場合は、各法令の適用除外の場合を除き、少なくとも技術職員名簿に記載及び登録経理試験の合格者等の全職員の加入が確認できれば原則「加入あり」として取り扱います。（注意事項も併せてご確認ください。）

(注意事項)

- ・健康保険及び厚生年金保険は、健康保険法及び厚生年金保険法に基づき被保険者（常時 5 人以上の従業員を使用する個人の事業所又は（常時従業員を使用する）法人の事業所に使用される者をいう。）を使用する事業主がその使用する者の異動、報酬等に関し報告等を行わなければならないものであることから、当該事業所に使用される者が健康保険及び厚生年金保険の被保険者になったことについて、年金事務所長（健康保険にあっては各健康保険組合を含む。）に届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合をいう。）に、減点して審査するものとされています。そのため、上記の確認ができた場合であっても、経營業務の管理責任者及び営業所技術者等、その他技術職員のうち、1 人でも健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書で恒常的な雇用関係の確認をする場合は、名簿に掲載されている技術職員全員分の標準報酬決定通知書の提出が必要となり、それが無い場合は未加入者がいるとして、「加入なし」となります。

3 審査基準日現在の建設業退職金共済制度加入について（項番 44）

⇒「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」（経営事項審査用）の写し（提示書類）

4 審査基準日現在の退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無について（項番 45）

⇒次に掲げるいずれかの書類の写し（提示書類）

ア 中小企業退職金共済制度又は特定退職金共済団体制度への加入証明書

イ 退職金制度に係る労働協約又は自社退職金制度の規定がある就業規則（10 人以上の労働者を使用している場合にあつては、労働基準監督署の届出印があるもの。退職金規定が就業規則と別冊である場合にあつては、当該退職金規定及び就業規則）

ウ 厚生年金基金への加入証明書又は領収書（申請者名が記載され、審査基準月分を納付していることが確認できるもの）

エ 確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入が確認できる証明書等

オ 確定給付企業年金（確定給付企業年金法に規定する基金型企業年金及び規約型企業年金）の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入が確認できる証明書等

カ 資産管理運用機関との間の確定給付企業年金に関する契約書

(注意事項)

- ・就業規則の作成にあたっては、労働基準法により従業員の代表の意見を聴かなければならないこととなっています。

5 審査基準日現在の法定外労働災害補償制度の加入の有無の確認について（項番 46）

⇒次に掲げるいずれかの書類の写し（次の要件の全てに該当していることがわかるもの）

（提示書類）

- ア （公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会（旧：全国中小企業共済協同組合連合会）又は（一社）全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入証明書
  - イ 労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券又は次の要件が確認できる保険会社又は中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の加入証明書
- ※なお、上記ア以外の場合は、当該保険証券等（保険約款は不可）の他、政府の労働災害補償保険に加入し、審査基準日までの保険料を納付済みであることを証する書面の写しが必要です。

（要件）

- ・ 次の全ての要件に該当する場合に限り、評価の対象となります。
  - a 業務災害及び通勤災害のいずれも対象であること
  - b 職員及び下請負人の全てが対象であること
  - c 死亡及び障害等級第 1 級から第 7 級までが対象であること
  - d 全ての工事現場を補償していること

（注意事項）

- ・ 複数の保険契約でそれぞれの補償要件を組み合わせる事により、審査基準日時点において全ての要件が確認できる場合は、「加入あり」とします。
- ・ 保険会社（代理店等は不可）が発行する加入期間及び加入要件の全てが記載された加入証明書の写しの場合は、「加入あり」とします。
- ・ 法定外労働災害の評価対象要件（a から d の 4 項目）については、必ず書面での確認が必要です。要件を満たしている事を確認できる書面を提示してください（保険約款のみは不可）。
- ・ 商工会や日本商工会での証明の場合は労働災害保険の加入を確認できるものに限りま。

6 技術職員名簿に記載されている職員のうち、若年技術職員の継続的な育成及び確保について

（項番 47）

⇒前審査対象年分（1 期前）の経営規模等評価申請書（副本）（提示書類）

- ・ 審査基準日時点において、若年技術職員（審査基準日翌日時点で満 35 歳未満）の人数を確認します
- ・ 若年技術職員（審査基準日翌日時点で満 35 歳未満）の人数が技術職員の人数の合計の 15 パーセント以上である場合、評価対象となります。

（注意事項）

- ・ 決算期変更や合併・承継等、前審査対象年分（1 期前）の経営規模等評価申請書（副本）では確認できない場合は、雇用契約書等の審査対象年内に若年技術職員であったことが確認できる書類の提示を求めます。
- ・ 受審業種以外の資格は、技術職員名簿に記載できません（評価対象にはなりません）ので、ご注意ください。

7 技術職員名簿に記載されている職員のうち、新規若年技術職員の育成及び確保について（項番 48）

⇒健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、雇用契約書等の審査対象年内に新規若年技術職員となったことが確認できる書類（提示書類）

- ・ 審査基準日時点において、若年技術職員（審査基準日翌日時点で満 35 歳未満）のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数を確認します
- ・ 若年技術職員（審査基準日翌日時点で満 35 歳未満）のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の 1 パーセント以上である場合、評価対象となります。

（注意事項）

- ・ 初めて経営事項審査を受ける場合や、法人成りして初めて経営事項審査を受ける場合は、全員を新規の技術職員とみなします。
- ・ 受審業種以外の資格は、技術職員名簿に記載できません（評価対象にはなりません）ので、ご注意ください。

8 CPD単位取得数及び技能レベル向上者数について（項番 49, 50）

$$\left( \frac{\text{① 技術者数}}{\text{技術者数+技能者数}} \times \frac{\text{CPD 単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left( \frac{\text{② 技能者数}}{\text{技術者数+技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数-控除対象者数}} \right)$$

① 技術者のCPD単位取得数（項番 49 関係）

・技術者

＝審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補若しくは二級技士補で、審査基準日以前 6 か月を超える恒常的雇用関係及び常時雇用（法人の役員及び個人の事業主を含む）されている者  
⇒有する資格を証明する書類（31 ページ 1 ①参照）

※恒常的雇用関係については、34～36 ページを参照。

・技能者

＝41 ページ②参照。

・CPD単位取得数

＝以下の算式で算出される数値（※各技術者につき上限 30 単位、端数切捨て）

$$\frac{\text{審査対象年にCPD認定団体によって取得された単位数}}{\text{告示別表第 18 に掲げるCPD認定団体ごとに掲げる数値}} \times 30$$

⇒各技術者が取得した CPD 単位が明記している受講等証明書（提出書類）

告示別表第 18

公益社団法人空調和・衛生工学会	50	公益社団法人日本建築士会連合会	12
一般財団法人建設業振興基金	12	公益社団法人日本造園学会	50
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50	公益社団法人日本都市計画学会	50
一般社団法人交通工学研究会	50	公益社団法人農業農村工学会	50
公益社団法人地盤工学会	50	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20	公益社団法人日本建築家協会	12
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50	一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20	一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20	一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人全日本建設技術協会	25	一般社団法人電気設備学会	12
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益社団法人土木学会	50	公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50	一般社団法人日本建築構造技術者協会	12
公益社団法人日本技術士会	50		

CPD 単位取得数/技術者数の数値が、3 未満の場合は 0、3 以上 6 未満の場合は 1、6 以上 9 未満の場合は 2、9 以上 12 未満の場合は 3、12 以上 15 未満の場合は 4、15 以上 18 未満の場合は 5、18 以上 21 未満の場合は 6、21 以上 24 未満の場合は 7、24 以上 27 未満の場合は 8、27 以上 30 未満の場合は 9、30 の場合は 10 とする。

② 技能者の中の技能レベル向上者数（項番 50 関係）

・技能者

＝審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者）は除く）で、審査基準日以前 6 か月を超える恒常

的雇用関係及び常時雇用（法人の役員及び個人の事業主を含む）されている者

※恒常的雇用関係については、34 ページを参照。

⇒審査基準日以前三年以内に行われた工事に関する施工体制台帳等のうち作業員名簿（建設工事従事者に関する事項）の写し（提出書類）

※「施工体制台帳」については、近畿地方整備局建政部建設産業第一課が作成した「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」をご覧ください。

[https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/pdf/all-data\\_R0509.pdf](https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/pdf/all-data_R0509.pdf)

・技能レベル向上者数

＝認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の数

なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査する。

・控除対象者数

＝審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数

⇒能力評価（レベル判定）結果通知書の写し（提出書類）

※技能レベル向上者については、レベル向上前の結果通知書と向上後の結果通知書の双方が必要となります。

・技術者

＝41 ページ①参照。

技能レベル向上者数/技能者数－控除対象者数の数値を百分率で表した数値が、1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。なお、技能者数－控除対象者数＝0の場合、技能レベル向上者数/技能者数－控除対象者数の数値は、0とする。

この評点は、上記のとおり①②それぞれを合算し、算出される数値を113～114 ページの表に当てはめて評点を算出する。

9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況の確認について（えるぼし認定）（項番 51）

⇒「基準適合事業主認定通知書」等の認定を取得していることを証する書面の写し（提出書類）

※審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は、加点対象となりません。

10 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況の確認について（くるみん認定）（項番 52）

⇒「基準適合事業主認定通知書」等の認定を取得していることを証する書面の写し（提出書類）

※審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は、加点対象となりません。

11 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況の確認について（ユースエール認定）（項番 53）

⇒「基準適合事業主認定通知書」等の認定を取得していることを証する書面の写し（提出書類）

※審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は、加点対象となりません。

12 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（項番 54）

※令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用されます。

⇒「（様式第6号）建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」（提出書類）

（注意事項）

・審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った審査対象工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施している場合に、加点となります。

①審査対象工事とは、審査基準日以前1年以内に発注者と請負契約を直接締結した工事をいいます。ただし、以下a～cの工事は除きます。

a. 日本国内以外の工事

b. 建設業法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事

c.災害応急工事

②建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、CCUS（建設キャリアアップシステム）を使って工事現場情報を作成・登録し、かつ、CCUSへの直接入力によらない方法（CCUSと連携したカードリーダーやアプリケーション（最新の連携認定システムは一般財団法人建設業振興基金の公表資料を参照）を工事現場に設置すること等）で工事現場の就業履歴を蓄積できる体制を整備していることをいいます。

※審査基準日以前1年以内に、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない（元請工事がなく、全て下請工事）場合は、加点対象となりません。

[建設業の営業継続の状況]

13 個人の建設業者が配偶者若しくは2親等以内の者又は法人へ建設業の主たる部分を承継する場合、建設業者の合併、建設業者の会社分割、建設業の譲渡、民事再生、会社更生又は特定調停が行われた場合について（項番55, 56）

⇒必要書類については、第4章（55～63ページ）参照。

[防災活動への貢献の状況]

14 審査基準日現在の防災活動への貢献状況を確認できる書類（項番57）

⇒次に掲げるいずれかの書類の写し（提示書類）

ア 審査基準日現在において、申請者と国、地方公共団体等との間に防災活動に関する協定を締結している場合にあつては、防災協定書

イ 申請者の所属する団体が防災協定を締結している場合にあつては、防災協定書及び審査基準日現在において当該団体への加入を証明する書類

(注意事項)

- ・防災活動の範囲については、建設業に限らず、例えば、災害時の物資輸送支援など復興・生活支援活動に一定の役割を果たすことが確認できる場合は、「加入あり」とします。（大阪府防災ボランティアも含まれます）  
※大阪府防災ボランティアは、平成30年4月1日から単体の民間事業者のみが登録でき、複数の民間事業者で構成される任意団体・社団・NPOなどの団体登録ができなくなりました。
- ・防災協定には、有効期間が定められているものや更新手続が必要なものがありますので注意してください。

[建設業の経理の状況]

15 監査の受審状況について（項番60）

① 監査証明書の写し（会計監査人設置会社）、又は、会計参与報告書の写し（会計参与設置会社）（提出書類）及び商業登記簿謄本（提示書類）（※商業登記簿謄本に登記されていることが前提となります。）

(注意事項)

・監査の受審に係る評価については、37ページの記載例もご覧ください。

② 経理処理の適正を確認した旨の書類の原本（国交省通知様式第2号及び別添）（提出書類）

(注意事項)

・建設業に従事する職員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除く。）のうち、経理実務の責任者であつて、公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに1級登録経理試験に審査基準日前5年以内に合格した者、またはそれらに審査基準日前5年より前に合格した者で、研修又は講習を修了した者のいずれかに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類（様式は92～96ページをご覧ください）に自らの署名を付したものを提出する場合、当該書類の原本を提出してください。

16 公認会計士等の数及び二級登録経理試験の合格者等の数について（項番61, 62）

①資格や試験合格・研修や講習の終了確認

⇒登録経理試験の合格者にあつては、その合格証（規則様式第25号の7の2）の写し又は平成17年度までに実施された建設業経理事務士検定試験の1級試験若しくは2級試験の合格証の写し、公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者にあつては、その資格者証の写し又は合格証書、及びこれらの者の登録経理講習の修了証の写し（提示書類）

③ 審査基準日の現在の常時雇用の確認

⇒必要書類については、技術職員の常時雇用を確認する書類を準用（34～36 ページ参照）（提示書類）  
（注意事項）

・申請会社の役員(監査役を除く)及び従業員（常時雇用のあるもの）に限ります。

- ・当該者の報酬額又は給与が、最低賃金法に定める賃金の月額から算出した大阪府において一定の目安としている月額 10 万円を下回る場合の取扱いについては、技術職員の常時雇用の確認に準用します。
- ・当該者が技術職員名簿にも記載されている場合は、当該書類の提示は必要ありません。
- ・公認会計士は公認会計士法第 28 条による研修を受講した者、税理士は所属税理士会の研修を受講した者が対象になります。
- ・建設業経理士の評価対象については、試験合格日・講習修了日からその 5 年後の年度末までです。

[研究開発の状況]

17 研究開発費について（項番 63）

⇒研究開発費の額を確認できる書類であって、金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社については、有価証券報告書の写し（提出書類）（※会計監査人設置会社のみ）

18 建設機械の所有及びリース台数について（項番 64）

① 建設機械の保有状況一覧表（府様式第 3 号）

※令和 5 年 1 月 1 日より評価対象となる建設機械の範囲（ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ、締固め用機械、解体用機械、高所作業車）が拡大されました。詳しくは 45～47 ページを参照してください。  
記載要領を参考に作成してください。

(様式第 3 号)

建設

通番	建設機械の名称	メーカー名	型	車	重	所有・リース	規格	有・無
1	ショベルキャブ	〇〇	〇〇〇-〇〇〇		32t	所有・リース	H21.4.1~H24.3.31	有・無
2	フォークリフト	〇〇〇	AB2000-000	123456	3.3 トン	所有・リース	H22.11.1	有・無
3	トラクターショベル	〇〇〇〇	2000-0	2222222	0.5 m <sup>2</sup>	所有・リース	～	有・無
4						所有・リース	～	有・無
5						所有・リース	～	有・無
6						所有・リース	～	有・無
7						所有・リース	～	有・無
8						所有・リース	～	有・無
9						所有・リース	～	有・無
10						所有・リース	～	有・無
11						所有・リース	～	有・無
12						所有・リース	～	有・無
13						所有・リース	～	有・無
14						所有・リース	～	有・無
15						所有・リース	～	有・無

以下は、リース契約書において審査基準日から 1 年 7 か月以上の使用期間が定められていない建設機械について、自動更新条項を適用し、審査基準日から 1 年 7 か月以上の期間、使用する場合に記載・押印する。

リース契約書において審査基準日から 1 年 7 か月以上の使用期間が定められていない建設機械(上記 番)については、自動更新条項を適用し、審査基準日から 1 年 7 か月以上の期間、使用することを誓約します。

令和元年 商号又は名称 〇〇〇 建設 株式会社

「建設機械の名称」欄には、P.46 の表記載の名称を記載してください。  
「メーカー名」欄には、製造メーカー名を記載してください。  
外国メーカーの場合は、英字等を ( ) 書きで記載ください。

・誓約部分は、リース契約書において審査基準日から 1 年 7 か月以上の使用期間が定められていない建設機械について、自動更新条項を適用し、審査基準日から 1 年 7 か月以上の期間、使用する場合に記名する。  
(例)  
審査基準日 H30.7.31  
リース契約期間 H28.4.1 ~ H31.3.31 / 自動更新条項「有」の場合  
⇒ 審査基準日から、1 年 7 か月以上の使用期間がない。  
⇒ 下欄の誓約が必要。

(注意事項)

- ・規則様式第 25 号の 14 別紙 3 (その他の審査項目) の建設機械の保有状況において、1 台以上の保有台数を計上した場合に当該書類を添付してください。様式については 97 ページをご覧ください。
  - ・その他建設機械の保有については、本ページの「建設機械の保有の有無に係る取扱い」をご覧ください。
  - ・建設機械の型式・機番は、所有確認書類・特定自主検査記録表・写真(プレート)と同じものを記載してください。
- ② 審査基準日現在の建設機械の所有状況又は審査基準日から 1 年 7 か月以上の契約期間を有する建設機械のリース状況が確認できる書類であって、次に掲げるいずれかの書類の写し (提出書類)
- ア 売買契約書又は譲渡契約書 (業者所有のダンプについては不要)
  - イ リース契約書

(注意事項)

- ・売買契約書又は譲渡契約書を紛失し、写しの提出ができない場合については、当面の間、77～78 ページによる代替書類を認めております。
  - ・レンタル契約に見られる出庫伝票や納品書などの書類は、リース契約書と認められません。
- ※②の書類については、「前期に申請していない場合」や「前期の申請内容から変更があった場合」に提出が必要となります。

(注意事項)

- ・リース契約書の契約期間の変更など契約内容に変更があった場合は、「前期の申請内容から変更があった場合」に該当しますので、前期に申請した場合であっても提出が必要となります。
- ③ 建設機械の写真 (府様式第 4 号) (提出書類)

(注意事項)

- ・当該様式には、撮影日付入り (日付が記載又は記入されていること) の建設機械の横版カラー写真 (全景 (アタッチメントが装着されている状態)、車両番号・機番が特定できる部分、特定自主検査標章の記載内容が特定できる部分。審査基準日から申請日までの間に撮影されたもの。) を貼付し、必要事項を記載してください。
- ④ 審査基準日現在の正常に稼働する建設機械の保有状況が確認できるいずれかの書類の写し (提出書類)
- ・移動式クレーンについては「移動式クレーン検査証」
  - ・ダンプについては「自動車検査証記録事項」の写し
  - ・上記 2 機種以外については「特定自主検査記録表」

(注意事項)

- ・特定自主検査記録表は、審査基準日直前 1 年以内の検査分が必要です (特定自主検査は、1 年に 1 回、資格を有する検査者により行われなければならないものです。)

[建設機械の保有の有無に係る取扱い]

- ・評価対象となる建設機械は、「建設機械抵当法施行令別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー」「土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証記録事項の車体の形状の欄に『ダンプ』、『ダンプフルトレーラ』又は『ダンプセミトレーラ』と記載されているもの」「労働安全衛生法施行令第 12 条第 1 項第 4 号に掲げるつり上げ荷重が 3 トン以上の移動式クレーン」「労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 34 号に掲げる作業床の高さが 2 メートル以上の高所作業車」「労働安全衛生法施行令別表第 7 第 4 号に掲げる締固め用機械」「労働安全衛生法施行令別表第 6 号に掲げる解体用機械」です。
- ※下表について、建設機械の各評価対象基準値未満の場合、評価対象となりません。

名 称	範 囲
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイ ルドライバーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重が <b>3</b> トン以上のもの
トラクターショベル	バケット容量が <b>0.4</b> 立方メートル以上のもの
移動式クレーン	つり上げ荷重 <b>3</b> トン以上のもの
ダンプ車	自動車検査証記録事項の車体の形状の欄に「 <b>ダンプ</b> 」、「 <b>ダンプフルトレ ーラ</b> 」又は「 <b>ダンプセミトレーラ</b> 」と記載されているもの
モーターグレーダー	自重が <b>5</b> トン以上のもの
★高所作業車	作業床の高さが <b>2</b> メートル以上のもの
★締固め用機械	ロードローラー（ハンドガイドローラー含む）、タイヤローラー、振動ロ ーラー
★解体用機械	ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機

★・・・令和5年1月より新たに評価対象となった建設機械

なお、建設機械に関わる提出書類については、下記のとおりです。（必要な書類→○、不要な書類→×）

	保有状況 一覧表	所有 or リース	写真1 (全景)	写真2 (車体番号・機番)	写真3 (標章)	検査 (稼動確認)
提出	毎回	☆	毎回	毎回	毎回	毎回
ショベル系掘削機	○	○	○	○	○	特定自主 検査記録表
ブルドーザー	○	○	○	○	○	特定自主 検査記録表
トラクターショベル	○	○	○	○	○	特定自主 検査記録表
移動式クレーン	○	○	○	○	○	移動式 クレーン 検査証
ダンプ	○	所有→× リース→○	×	×	×	自動車 検査証
モーターグレーダー	○	○	○	○	○	特定自主 検査記録表
高所作業車	○	○	○	○	○	特定自主 検査記録表
締固め用機械	○	○	○	○	○	特定自主 検査記録表
解体用機械	○	○	○	○	○	特定自主 検査記録表

☆下記の所有 or リース確認用の書類は毎回提出、それ以外は一度提出すれば省略可能です。

- ・リース契約書等期間の定めがあるもの（自動更新条項があれば省略可能ですが、保有状況一覧表に誓約欄の記入押印が必要です）

- ・固定資産税における償却資産申告書および種類別明細書又は法人税確定申告書及び減価償却費の計算の写し
- ・自動車検査証記録事項

#### **※その他、建設機械に関する注意事項**

- ・移動式クレーンについて、移動式クレーン検査証の確認できない機械及び、「クレーン（固定式クレーン）」は評価対象とはなりません。
- ・ダンプ車について、自動車検査証記録事項において初度登録年月が審査基準日以前であること及び、審査基準日が有効期間の満了する日以前であることを確認します（※保有確認は自動車検査証記録事項でのみ確認します（車体の写真は不要です））。
- ・モーターグレーダーについて、特定自主検査記録表及び建設機械の写真が必要です。
- ・ショベル系掘削機については、アタッチメントの取り替え等によりその用途も広がっていることから、申請された母機本体が、建設機械抵当法施行令別表に規定されているアタッチメントを随時取り付け可能な仕様ののであれば、評価対象となりました（国土交通省土地・建設産業局建設業課より連絡（平成24年2月14日付け）があり、平成24年2月15日より取扱い開始）。

#### **※加点対象以外のアタッチメント装着時は、「取り替え可能」と写真の横に付記してください。**

- ・提出書類において、評価対象となる建設機械であるとの判別が困難な場合には、別途、資料を求めます。なお、別途資料によっても評価対象となる建設機械であるとの判別が困難な場合には、評価対象外となります。また、保有する建設機械がどの区分にあたるかは、各メーカーにお問い合わせをお願いします。
- ・ダンプで評価対象となるのは、土砂の運搬が可能なダンプのみです。
- ・共有名義やグループ会社での所有・リースは、評価対象となりません。
- ・各種検査等を受けた正常に稼働する建設機械が評価対象となります。なお、建設機械を各種検査等を受けた時点で正常に稼働しない場合であっても、その後修理を行い、審査基準日現在において正常に稼働することが確認できた場合には評価対象とします。この場合、修理したことが確認できる書類を提出してください。
- ・リース契約書の契約期間について、審査基準日より1年7か月以上の契約期間があることが必要です。なお、1年7か月以上の契約期間がない場合であっても、自動更新条項があり、更新の誓約する場合は評価対象とします。
- ・建設機械のリース・レンタル会社を兼業している場合、リース・レンタル目的で所有している建設機械は評価対象となりません。

[国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況]

#### **19 エコアクション21の認証の有無の確認について（項番65）**

⇒エコアクション21により認証されていることを証する書面の写し及び認証を受けている営業所が確認できる書面の写し（提出書類）

（注意事項）

- ・「認証・登録証」に「段階的認証」又は「サイト認証」と記載がある場合で、かつ、認証範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店等に限定されている場合には、加点対象となりません。

#### **20 ISO9001及びISO14001の登録の有無について（項番66, 67）**

⇒審査基準日現在の公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号（ISO9001）又は第14001号（ISO14001）の規格による登録されていることを証明する書類及び当該書類に付属する書類の写し（認証範囲に許可を有する建設業の業種が含まれているもの、かつ、認証範囲が一部の営業所等に限定されていないもの）（提出書類）

(注意事項)

- ・ I S O の認証範囲の建設業の業種について、許可を有する業種が認証されている場合に、加対象となります（許可を有する一部業種でも可）。
- ・ I S O の認証範囲の営業所については、許可の申請書に添付されている営業所一覧表（規則様式第 1 号別紙 2 (1) 又は (2) ）に記載する全ての営業所が認証されている場合に、加対象となります。また、I S O 9 0 0 1 及び I S O 1 4 0 0 1 の両方が加対象となるためには、営業所一覧表に記載する全ての営業所において I S O 9 0 0 1 及び I S O 1 4 0 0 1 の両方が認証される必要があります。
- ・ I S O 9 0 0 1 及び I S O 1 4 0 0 1 や相互認証、認証（審査登録）機関などの詳細については、公益財団法人日本適合性認定協会（<http://www.jab.or.jp/>）にお問合せください。

## 21 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての認定書（提出書類）

(注意事項)

- ・ 認定書を有する建設業者は、経営事項審査を受けようとするときは、許可を受けた大阪府知事に対して、経営規模等評価申請書及び総合評価値請求書に当該認定書を添えて申請する。
- ・ 建設工事の種類別完成工事高については、認定書の数値を、申請者の種類別完成工事高を合算した金額を申請書に記載すること。
- ・ 自己資本の額及び利払前税引前償却前利益については、認定書の数値をもって審査を行う。

○ 工事経歴書

正式な工事名を記載したもの（決算変更届とは別のもの）を作成してください。

申請書類に添付しています記載要領を参考に作成してください。

※工事は、契約・注文ごとに記載してください。

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

（用紙A4）

工事経歴書

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート工事（設計）

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		負代	うち、 （PC ・法面処理）	着工年月	完成又は 完成予定年月
					氏名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所に印を記 主任技術者 監理技術者				
A様	元請		住宅改修工事に伴う とび土工工事	大阪府 大阪市住之江区	大阪一郎	し	10,000千円			
大阪建設	下請		店舗新築工事に伴う 外構工事	大阪府堺市	大阪一郎	し	2,500千円			
（仮）岸和田土木			日棟部改修工事に伴う 足場組立工事	大阪府 岸和田市	大阪一郎	し	1,500千円			

千円未満切捨てで計上

建設工事の種類は、51～53 ページを参考に記入

工事進行基準の場合  
○○, ○○○千円 ←全期分  
(○○, ○○○千円) ←今期分

共同企業体（JV）として行った  
工事には「JV」と記入

各工事現場に配置された配置技術者に  
ついて、該当する欄にレ印を記入

- 共同企業体（JV）として工事を行った場合は、共同企業体全体の請負金額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事の額を記入
- 工事進行基準を採用している場合は、当該工事進行基準を適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を（ ）書きで付記

下の空いた行に海外工事の記載及びその契約書等1件分の提出が必要  
記載：工事名…○○(国名)住宅新築工事、他2件 金額：全ての合計 ※海外工事がある場合のみ

小計	3件	14,000千円	0千円	うち 元請工事	10,000千円	0千円
合計	10件	20,000千円	0千円	うち 元請工事	11,000千円	0千円

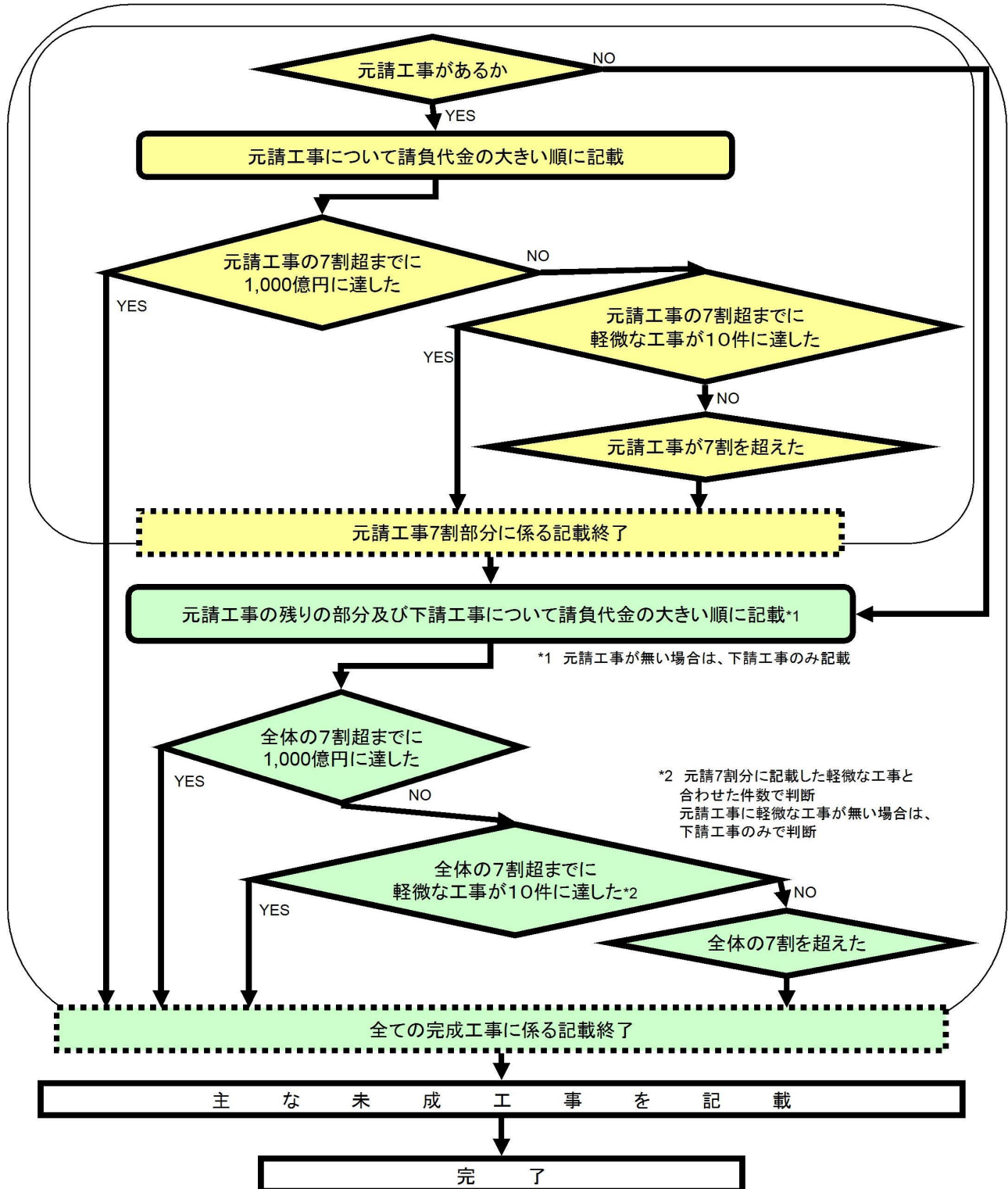
ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記入（未成工事は合算しないこと）  
なお、工事進行基準を採用している場合は、当該工事進行基準を適用される完成工事の金額を合計する

当該業種に係る当該年度分の最終ページに、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記入（未成工事は合算しないこと）  
なお、工事進行基準を採用している場合は、当該工事進行基準を適用される完成工事の金額を合計する

- 技術職員名簿に記載のない者を配置技術者としている場合
    - 技術職員名簿に記載のない者を配置技術者としている場合は、その者の在籍状況を確認するため、別途資料を提出して頂く場合があります。
    - 配置技術者については、近畿地方整備局建設部建設産業第一課が作成した「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」 ([https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/pdf/all-data\\_R0509.pdf](https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/pdf/all-data_R0509.pdf)) をご覧ください。
  - 分割又は重複計上の禁止
    - 一つの請負工事に係る建設工事の完成高を2つ以上の種類に分割又は重複計上することはできません。
- ※業種追加等で前回受審していない業種を受審する場合も、新たに受審する業種の工事経歴書(当期及び前期)

## 工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載  
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載  
 ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



※軽微な工事とは  
 建築一式工事の場合・・・工事1件の請負金額が1,500万円未満の工事、又は延べ面積が150平方メートル未満の木造住宅工事  
 建築一式工事以外の場合・・・工事1件の請負額が500万円未満の工事

[建設工事の種類]

建設工事の種類は、建設業法第2条別表において、29業種（土木一式、建築一式及び27種類の専門工事）が定められています。また、その具体的な内容・例示については、建設省告示「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容（昭和47年3月8日建設省告示第350号）」及び国土交通省通知「建設業許可事務ガイドラインについて（平成13年4月3日国総建第97条）」に示されています。

業種の審査は、これらに基づき行いますので、例えば、**発注者において、土木一式工事や建築一式工事として発注された工事であったとしても、その他の専門工事に該当する場合には、当該工事は土木一式工事や建築一式工事とは認められません。**また、**土木一式工事や建築一式工事は、総合的な企画・指導・調整のもとに行われるため、原則として元請工事が対象となります。**なお、検査、調査、部品交換、剪定、清掃等については、通常、建設工事とは認められず、完成工事高に計上できません。

業種コード	建設工事の種類 (業種) 〔法別表〕	建設工事の内容 〔建設省告示抜粋〕	建設工事の例示 〔国土交通省通知別表〕
010	土木一式工事 (土木工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は増設する工事を含む。以下同じ。)	
	(011 PC工事)		
020	建築一式工事 (建築工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
030	大工工事 (大工工事業)	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
040	左官工事 (左官工事業)	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又はおぼり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
050	とび・土工・コンクリート工事 (とび・土工工事業)	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬設置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及びひ場所打くいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬設置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打くい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
	(051 法面処理工事)		
060	石工事 (石工事業)	石材(石材に類するコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
070	屋根工事 (屋根工事業)	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
080	電気工事 (電気工事業)	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
090	管工事 (管工事業)	冷暖房、冷凍冷蔵、空調調和、給排水、衛生等のための設備を設置し又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事

業種 コード	建設工事の種類 (業種)	建設工事の内容	建設工事の例示
	[法別表]	[建設省告示抜粋]	[国土交通省通知別表]
100	タイル・れんが・ブロック工事 (タイル・れんが・ブロック工事業)	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物これんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
110	鋼構造物工事 (鋼構造物工事業)	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立により工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門・水門等の門扉設置工事
	(111 鋼橋上部工事)		
120	鉄筋工事 (鉄筋工事業)	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立工事、ガス圧接工事
130	舗装工事 (舗装工事業)	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
140	しゅんせつ工事 (しゅんせつ工事業)	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
150	板金工事 (板金工事業)	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
160	ガラス工事 (ガラス工事業)	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
170	塗装工事 (塗装工事業)	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
180	防水工事 (防水工事業)	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
190	内装仕上工事 (内装仕上工事業)	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
200	機械器具設置工事 (機械器具設置工事業)	機械器具の組立て等により、工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
210	熱絶縁工事 (熱絶縁工事業)	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
220	電気通信工事 (電気通信工事業)	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
230	造園工事 (造園工事業)	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事

業種 コード	建設工事の種類 (業種)	建設工事の内容	建設工事の例示
	[法別表]	[建設省告示抜粋]	[国土交通省通知別表]
240	さく井工事 (さく井工事業)	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
250	建具工事 (建具工事業)	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
260	水道施設工事 (水道施設工事業)	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理施設を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
270	消防施設工事 (消防施設工事業)	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難階段、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
280	清掃施設工事 (清掃施設工事業)	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
290	解体工事【新設】 (解体工事業)	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

※解体工事は、構造物の解体・撤去が目的であり、解体後引き続き新設・改装する場合は解体工事にあたりません。

○ 工事経歴書記載の上位3件分の建設工事に係る契約書、注文書、請書等の写し（提出書類）

（注意事項）

- ・ 法人成りや合併等、特殊な経営事項審査の場合は、決算期毎の工事経歴書記載のそれぞれ上位3件分が必要となります。
- ・ 審査対象事業年度分の業種ごとの工事経歴書記載の上位3件分の建設工事に係る契約書、注文書、請書などの具体的な工事の内容及び工事の期間のわかる書類の写しを提出してください。これらの書類によっても建設工事の具体的な内容や期間が不明である場合には、内訳書、設計書、図面などの書類の写しも併せて提出してください（なお、後日、提出を求めることもあります。）。
- ・ 請書等、発注者の記名・押印がない書類を提出する場合は、併せて下記①～③のいずれかの書類（コピー）の提出が必要です。（公共工事のみ）
  - ① 市町村が工事代金支払いに際して発行している支払通知書・振込通知書
  - ② 市町村が工事完成検査後に発行している完成検査通知書
  - ③ 預金通帳の写しや公的機関が発行した支払い通知書

※①～③の書類について工事名・請負金額が確認できるものに限り、市町村によって書類の名称が異なる場合や、発行していない市町村もありますので、ご注意ください。

- ・ 単価契約や年間契約で、当初契約時に請負金額を定めていない場合は、当初の単価契約書や年間契約書の写しと、工事経歴書に記載されている請負金額のわかる指示書の写し（指示書が多数となる場合は、総括表及び当該総括表に記載される工事のうち3件分の指示書）を提出してください。
- ・ 契約後に請負金額や工期等に変更があった場合は、変更契約書（写し）も併せて提出してください。変更契約を締結していない場合の取扱いは、79ページのよく頂く質問をご覧ください。
- ・ 工事経歴書に記載されている上位3件分の工事のうち、契約後VEに係る工事にあつては、契約後VE縮減額証明書の写し又は当該工事の減額契約書及び技術提案料金に係る支払明細書の写しを併せて提出してください。
- ・ 法人成りや合併等、特殊な経営事項審査の場合は、決算期毎の工事経歴書が必要となります。

- ・ 新規かつ当期の決算期間が12か月未満の場合、(法人成りや決算期変更等)は、当期及び前期(基準日前12か月分以上)の工事確認書類が必要です。
- ・ 継続申請の場合は、審査対象事業年度分を提出してください。  
新規申請等の場合は、完成工事高・元請完成工事高について2年平均を選択するときは審査対象事業年度分及び前審査対象事業年度分、3年平均を選択するときは審査対象事業年度分、前審査対象事業年度分及び前々審査対象事業年度分を提出してください。
- ・ 事業年度を変更した場合は、2年又は3年間の完成工事高・元請完成工事高がわかる事業年度分の工事経歴書を提出してください。
- ・ 業種追加を行った場合、新たに受審する追加業種については、審査対象事業年度分、前審査対象事業年度分及び前々審査対象事業年度分(3年平均を選択した場合のみ)の工事経歴書を提出してください。
- ・ 前審査対象事業年度に受審していない業種を、新たに受審する場合は、審査対象事業年度分、前審査対象事業年度分及び前々審査対象事業年度分(3年平均を選択した場合のみ)の工事経歴書を提出してください。
- ・ 原則、免税であった期間については、税込みの完成工事高にて作成してください。  
記載方法は、49～50ページをご覧ください。また、建設工事の種類(業種)の区分の考え方については、51～53ページをご覧ください。

### ▼ 本人確認のための提示書類

#### 本人確認書類の原本

- ・ 窓口に来られた方について、次のいずれかの現在有効な書類の原本を提示してください。  
ア 運転免許証、イ 外国人登録証明書・特別永住者証明書・在留カード、ウ 住民基本台帳カード、エ パスポート(旅券)、オ 身体障害者手帳、カ 官公庁又は公的機関や団体が発行する資格証、キ マイナンバーカード(通知カードは不可)
- ・ 申請者の役員・従業員にあっては、申請者の発行する名刺以外の身分証明書でも可とします。

**※ただし、行政書士は「行政書士証票」、行政書士の補助者は「行政書士補助者証」が必要となりますので、必ず持参してください。提示のない場合は、審査及び受付はできかねますのでご了承ください。**  
**※建設業許可の更新手続中の場合は、更新手続中であることが確認できる書類を提示してください。**

## 第4章 その他の手続き

### 第1 建設業の承継に係る手続き

個人の建設業者が配偶者などへの事業承継や法人成りを行う場合、一定の条件の下、承継前の完成工事高などの実績を承継後も引き継ぐことができます。なお、この取扱いは、国土交通省総合政策局建設業課長通知「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号）に基づき実施しております。

詳細は国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000162.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000162.html) をご覧ください。また、継承の手続きに関しては、下記以外の書類の提出・提示を求めることがあります。

#### 1 個人の建設業者（被承継人）から、配偶者又は2親等以内の者（承継人）が、建設業を承継する場合

##### 〔1〕条件

この手続きを行う場合、次のいずれにも該当する必要があります。

- ア 被承継人が建設業を廃業すること
- イ 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること（やむを得ず連続していない場合は除く）
- ウ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

##### 〔2〕審査基準日

- ア 承継時において審査を受ける場合は、承継人の事業開始日（承継日）となります。
- イ 通常時において審査を受ける場合は、直前の事業年度の終了日（各年の12月31日）となります。  
なお、承継時の経営事項審査を受けることなく承継後の事業年度の終了日（12月31日）を過ぎた場合は、直前の事業年度の終了日（12月31日）となります。

##### 〔3〕承継できる項目

承継できる項目は次のとおりです。なお、自己資本額については承継できませんので、承継時の自己資本額は、期首資本金の額となります。

- ア 完成工事高・元請完成工事高
- イ 平均利益額
- ウ 営業年数
- エ 技術職員（審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用関係（被承継人に雇用された期間を含む）がある場合に限る）

##### 〔4〕提示書類

承継時において審査を受ける場合又は承継時の審査を受けることなく承継後の事業年度の終了日を審査基準日とする審査を受ける場合は、通常の審査に必要な書類に加えて、次の全て書類が必要となります。

- ア 被承継人と承継人の事業年度が連続することがわかる承継人の新規許可申請書の副本
- イ 承継前の被承継人の直前の決算期における経営事項審査を申請していない場合は、被承継人の承継前の直前の決算期における消費税確定申告書控及び添付書類の写し並びに消費税及び地方消費税納税証明書（税務署発行分「その1」・納税額等証明書）（※発行日から3か月以内）の写し

##### 〔5〕提出書類

承継時において審査を受ける場合又は承継時の審査を受けることなく承継後の事業年度の終了日を審査基準日とする審査を受ける場合は、通常の審査に必要な書類に加えて、次の全て書類が必要となります。

- ア 承継人が被承継人の配偶者又は2親等以内であることがわかる戸籍抄本などの写し
- イ 被承継人の建設業の廃業がわかる被承継人の廃業届の副本の写し
- ウ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有することが確認できる書類（専従者又は給与支払者欄に承継人が掲載されている場合は被承継人の確定申告書の写し又は許可申請書副本等で確認できる場合は承継人の経營業務の管理責任者証明書の写し）
- エ その他、審査対象事業年度における直前3年の各事業年度における工事施工金額（規則様式第3号）、審査対象事業年度及び前審査対象事業年度（及び前々審査対象事業年度）の被承継人の工事経歴書（規則様式第2号）、貸借対照表（規則様式第18号）、損益計算書（様式第19号）、被承継人の承継前の直前の決算

期の後承継時の直前まで（12カ月分）の工事経歴書記載の建設工事の上位3件分の工事請負契約書等及び承継前の技術職員の恒常的雇用関係を確認できる書面の写しの全て書類が必要となります。ただし、承継時から2年又は3年が経過し、営業年数のみを引き継ぐ場合を除きます。

#### 〔6〕承継人の事業開始日を審査基準日とする場合における審査方法

##### ア 完成工事高・元請完成工事高

完成工事高・元請完成工事高については、事業開始日の直前2年又は3年の被承継人の完成工事高をもって算定してください。（事業開始日は含みません）

##### イ 平均利益額

平均利益額については、アの完成工事高・元請完成工事高の記載の要領により算定してください。

## 2 個人の建設業者（被承継人）から、法人（承継法人）が、建設業を承継する場合

### 〔1〕条件

この手続きを行う場合、次のいずれにも該当する必要があります。

- ア 被承継人が建設業を廃業すること
- イ 被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
- ウ 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- エ 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

### 〔2〕審査基準日

ア 承継時において審査を受ける場合は、承継法人の設立日となります。

イ 通常時において審査を受ける場合は、直前の事業年度の終了日となります。

なお、承継法人の設立日の経営事項審査を受けることなく承継後の事業年度の終了日を過ぎた場合は、直前の事業年度の終了日となります。

### 〔3〕承継できる項目

承継できる項目は1〔3〕と同様です。なお、自己資本額については承継できませんので、承継時の自己資本額は資本金の額となります。

### 〔4〕提示書類

承継時において審査を受ける場合又は承継時の審査を受けることなく承継後の事業年度の終了日を審査基準日とする審査を受ける場合は、通常の審査に必要な書類に加えて、次の全ての書類が必要となります。

ア 承継法人の新規許可申請書の副本

イ 承継前の被承継人の直前の決算期における経営事項審査を申請していない場合は、被承継人の承継前の直前の決算期における消費税確定申告書控及び添付書類の写し並びに消費税及び地方消費税納税証明書（税務署発行分「その1」・納税額等証明用）（※発行日から3か月以内）の写し

### 〔5〕提出書類

承継時において審査を受ける場合又は承継時の審査を受けることなく承継後の事業年度の終了日を審査基準日とする審査を受ける場合は、通常の審査に必要な書類に加えて、次の全て書類が必要となります。

ア 承継条件を確認できる被承継人の廃業届の副本の写し

イ その他、審査対象事業年度における直前3年の各事業年度における工事施工金額（規則様式第3号）、審査対象事業年度及び前審査対象事業年度（及び前々審査対象事業年度）の被承継人の工事経歴書（規則様式第2号）、貸借対照表（規則様式第18号）、損益計算書（様式第19号）、被承継人の承継前の直前の決算期の後承継時の直前まで12カ月分の工事経歴書記載の建設工事の上位3件分の工事請負契約書等及び承継前の技術職員の恒常的雇用関係を確認できる書面の写しの全て書類が必要となります。ただし、承継時から2年又は3年が経過し、営業年数のみを引き継ぐ場合を除きます。

ウ 代表者の年金加入記録等、個人事業廃業後も年金・健康保険に加入していたことが確認できる書類

### 〔6〕承継人の事業開始日を審査基準日とする場合における審査方法

1〔6〕と同様の取扱いとなります。

よく頂く質問もご覧ください(67~69ページ)

## 第2 特殊な経営事項審査（合併・会社分割・営業譲渡）

合併、会社分割、営業譲渡を行った建設業者が経営事項審査を受ける場合の必要書類などは、次のとおりです。合併、会社分割、営業譲渡を行った建設業者が経営事項審査を受ける場合の必要書類などは、次のとおりです。

### 1 合併

会社合併に係る経営事項審査については、国土交通省総合政策局建設業課長通知「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号）及び「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日付け国総建第309号）に基づき実施しています。

国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000162.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000162.html) をご覧ください。

#### 〔1〕 審査基準日

会社合併が行われた場合、合併後最初の事業年度終了の日を待たず、次の審査基準日により申請を行うことができます（合併時経審）。

ア 吸収合併の場合 ⇒ 合併期日

イ 新設合併の場合 ⇒ 新設会社の設立の日である合併登記の日

#### 〔2〕 提示書類

通常の必要書類に加えて、次の全ての書類の提示が必要となります。

- 次表の場合、該当期に係る消費税確定申告書及び添付書類の写し並びに消費税及び地方消費税納税証明書（税務署発行分「その1」・納税額等証明用）（※発行日から3か月以内）の写し

吸収合併	存続会社又は消滅会社が直前の事業年度終了の日で合併直前のものを審査基準日とする経営事項審査（合併直前経審）を受けていない場合 ⇒ 存続会社又は消滅会社の直前の事業年度終了の日で合併直前の日に係るもの
新設合併	財務諸表の作成においてみなし存続会社とした会社が最終の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていない場合 ⇒ みなし存続会社の最終の事業年度終了の日に係るもの 消滅会社が直前の事業年度終了の日で合併直前のものを審査基準日とする経営事項審査（合併直前経審）を受けていない場合 ⇒ 消滅会社の直前の事業年度終了の日で合併直前の日に係るもの

#### 〔3〕 提出書類

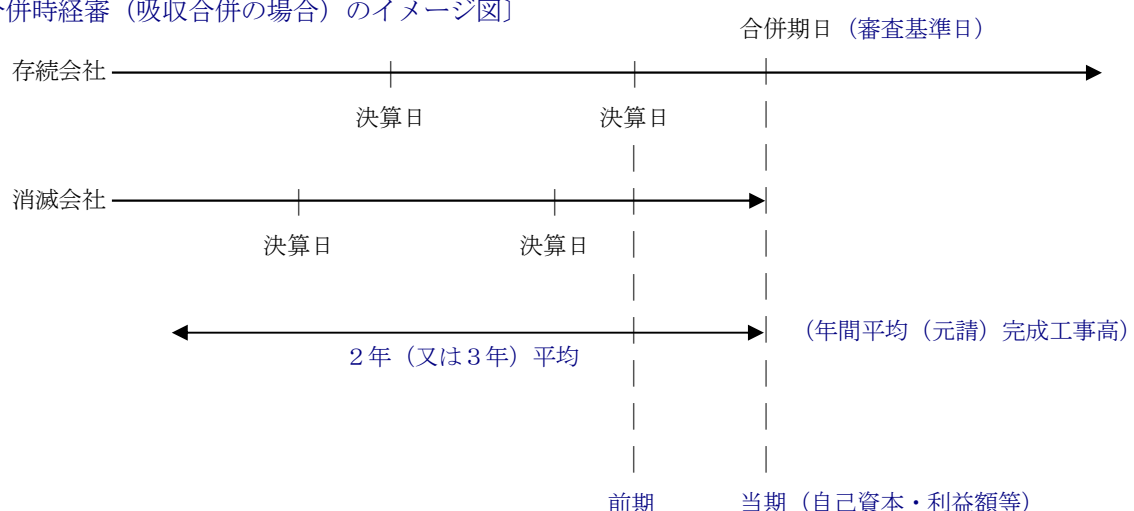
通常の必要書類に加えて、次の全ての書類の提出が必要となります。

吸 収 合 併 の 場 合	ア 審査基準日（合併期日）の前日における財務諸表（利益額などの数値を確認します）
	イ 存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したもの（前期の利益額などの数値を確認します）
	〔例外1〕 額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるとき（申請日が審査基準日から3か月以内であるとき）は、次の例外が認められます。
	ア 存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したもの イ 存続会社の基準決算の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したもの
	〔例外2〕 額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるとき（申請日が審査基準日から3か月以内であるとき）で、かつ、審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3か月以内である場合は、次の例外が認められます。
	ア 存続会社の基準決算の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したもの イ 存続会社の基準決算の前々期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したもの

新 設 合 併 の 場 合	ア 消滅会社の最終の事業年度に係る決算に基づき各社の数値を合算したもの（当期の利益額などの数値を確認します）
	イ 消滅会社の任意の一社を存続会社とみなした上で、当該みなし存続会社の最終の事業年度に係る決算の前期の決算日における各社の財務諸表の科目等を合算したもの（前期の利益額などの数値を確認します）
	〔例外1〕 額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるとき（申請日が審査基準日から3か月以内である場合）は、次の例外が認められます。 ア 消滅会社の任意の一社を存続会社とみなした上で、当該みなし存続会社の最終の事業年度に係る決算の前期の決算日における各社の財務諸表の科目等を合算したもの イ 消滅会社の任意の一社を存続会社とみなした上で、当該みなし存続会社の最終の事業年度に係る決算の前々期の決算日における各社の財務諸表の科目等を合算したもの
	〔例外2〕 額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるとき（申請日が審査基準日から3か月以内である場合）で、かつ、審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3か月以内である場合、次の例外が認められます。 ア 消滅会社の任意の一社を存続会社とみなした上で、当該みなし存続会社の基準決算の前期の決算日における各社の財務諸表の科目等を合算したもの イ 消滅会社の任意の一社を存続会社とみなした上で、当該みなし存続会社の基準決算の前々期の決算日における各社の財務諸表の科目等を合算したもの

- ウ 合併時経審における年間平均完成工事高の算出に係る年数分の消滅会社の工事経歴書（規則様式第2号）及び合併時における直前3年の各事業年度における工事施工金額（規則様式第3号）
- エ 存続会社及び消滅会社における技術職員の審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用関係及び常時雇用が確認できる書面（34～36ページをご覧ください）
- オ 合併契約書の写し
- カ 合併登記のある商業登記簿謄本の写し（申請前3か月以内のもの）
- キ 公認会計士又は税理士による〔3〕により提出する財務諸表の内容が適正である旨の証明の原本（大阪府知事あてとしてください）

〔合併時経審（吸収合併の場合）のイメージ図〕



〔注意事項〕

- 合併後、最初の事業年度終了の日以降（合併後1期目以降）に経営事項審査を受ける際、合併時経審を受けていない場合や〔3〕の例外によった場合には、あらためて上記のうち必要書類の提示及び提出をして頂くこととなりますのでご注意ください（この場合には例外は認められません。）。
- 財務諸表の作成にあたっては、登録経営状況分析機関とよくご相談ください。
- 上記以外の書類の提出・提示を求めることがあります。

## 2 会社分割

会社分割に係る経営事項審査については、国土交通省総合政策局建設業課長通知「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号）及び「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日付け国総建第313号）に基づき実施しています。国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000162.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000162.html) をご覧ください。

### 〔1〕 審査基準日

会社分割が行われた場合、分割後最初の事業年度終了の日を待たず、次の審査基準日により申請を行うことができます（分割時経審）。

ア 吸収分割の場合 ⇒ 分割契約書上分割期日の定めがあり、かつ、分割期日において新会社としての実態を備えると認められる場合は分割期日、その他の場合は分割登記の日

イ 新設分割の場合 ⇒ 新設会社は設立の日である分割登記の日、分割会社は、分割計画書上分割期日の定めがあり、かつ、分割期日において新会社としての実態を備えると認められる場合には分割期日、その他の場合には分割登記の日

### 〔2〕 提示書類

通常の必要書類に加えて、次の全ての書類の提示が必要となります。

- ・ 次表の場合、該当期に係る消費税確定申告書及び添付書類の写し並びに消費税及び地方消費税納税証明書（税務署発行分「その1」・納税額等証明書）（※発行日から3か月以内）の写し

吸収分割	承継会社又は分割会社が事業年度終了の日で分割直前のものを審査基準日とする経営事項審査（分割直前経審）を受けていない場合 ⇒ 承継会社又は分割会社の事業年度終了の日で分割直前の日に係るもの
新設分割	分割会社が事業年度終了の日で分割直前のものを審査基準日とする経営事項審査（分割直前経審）を受けていない場合 ⇒ 分割会社の事業年度終了の日で分割直前の日に係るもの

### 〔3〕 提出書類

通常の必要書類に加えて、次の全ての書類の提出が必要となります。

吸収分割の場合	ア 審査基準日の前日における財務諸表（利益額などの数値を確認します） イ 承継会社の直前の事業年度終了の日における承継会社及び分割会社の財務諸表の科目等を合算したもの（前期の利益額などの数値を確認します）  〔例外1〕 額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるとき（申請日が審査基準日から3か月以内であるとき）は、次の例外が認められます。 ア 承継会社の直前の事業年度終了の日における承継会社及び分割会社の財務諸表の科目等を合算したもの イ 承継会社の基準決算の前期の決算日における承継会社及び分割会社の財務諸表の科目等を合算したもの  〔例外2〕 額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるとき（申請日が審査基準日から3か月以内であるとき）で、かつ、審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3か月以内である場合は、次の例外が認められます。 ア 承継会社の基準決算の前期の決算日における承継会社及び分割会社の財務諸表の科目等を合算したもの イ 承継会社の基準決算の前々期の決算日における承継会社及び分割会社の財務諸表の科目等を合算したもの
---------	---

新 設 分 割 の 場 合	<p>ア 分割会社については、審査基準日における財務諸表（当期の利益額などの数値を確認します） 新設会社については、分割会社の審査基準日の直前1年における分割前の財務内容のうち新設会社の分割後の営業に相当するものに係る財務諸表（当期の利益額などの数値を確認します）</p> <p>イ 分割会社の分割直前の事業年度終了の日における財務内容のうち、分割会社及び新設会社の分割後のそれぞれの営業に相当するものに係るそれぞれの財務諸表（前期の利益額などの数値を確認します）</p> <p>〔例外1〕額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるとき（申請日が審査基準日から3か月以内である場合）は、次の例外が認められます。</p> <p>ア 分割会社の分割直前の事業年度終了の日における財務内容のうち、分割会社及び新設会社の分割後のそれぞれの営業に相当するものに係るそれぞれの財務諸表</p> <p>イ 分割会社の基準決算（分割直前の事業年度終了の日における決算）の前期の決算日における財務内容のうち、分割会社及び新設会社を作成したそれぞれの営業に相当するものに係るそれぞれの財務諸表</p> <p>〔例外2〕額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるとき（申請日が審査基準日から3か月以内である場合）で、かつ、審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3か月以内である場合、次の例外が認められます。</p> <p>ア 分割会社の基準決算（分割直前の事業年度終了の日における決算）の前期の決算日における財務内容のうち、分割会社及び新設会社を作成したそれぞれの営業に相当するものに係るそれぞれの財務諸表</p> <p>イ 分割会社の基準決算の前々期の決算日における財務内容のうち、分割会社及び新設会社を作成したそれぞれの営業に相当するものに係るそれぞれの財務諸表</p>
---------------------------------	---

- ウ 分割時経審における年間平均完成工事高の算出に係る年数分の承継会社（又は新設会社）及び分割会社の分割後の工事経歴書（規則様式第2号）及び分割時における直前3年の各事業年度における工事施工金額（規則様式第3号）
- エ 承継会社（又は新設会社）及び分割会社における技術職員の審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用関係及び常時雇用が確認できる書面（34～36ページをご覧ください）
- オ 分割契約書（吸収分割）又は分割計画書（新設分割）の写し
- カ 分割登記のある商業登記簿謄本の写し（申請前3か月以内のもの）
- キ 公認会計士又は税理士による〔3〕により提出する財務諸表の内容が適正である旨の証明の原本（大阪府知事あてとしてください）

#### 〔注意事項〕

- 分割後、最初の事業年度終了の日以降（分割後1期目以降）に経営事項審査を受ける際、分割時経審を受けていない場合や〔3〕の例外によった場合には、あらためて上記のうち必要書類の提示及び提出をして頂くこととなりますのでご注意ください（この場合には例外は認められません。）。
- 財務諸表の作成にあたっては、登録経営状況分析機関とよくご相談ください。
- 分割時経審を承継会社又は新設会社が申請する場合、分割会社は、分割を行った後の新たな経営実態に即した分割時経審を、承継会社又は新設会社と同時に申請する必要があります。
- 上記以外の書類の提出・提示を求められることがあります。

### 3 営業譲渡

営業譲渡に係る経営事項審査については、国土交通省総合政策局建設業課長通知「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号）及び「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成20年3月10日付け国総建第311号）に基づき実施しています。

国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000162.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000162.html) をご覧ください。

#### 〔1〕 審査基準日

建設業の譲渡が行われた場合、譲渡後最初の事業年度終了の日を待たず、次の審査基準日により申請を行うことができます（譲渡時経審）。

ア 譲受人が新たに設立される法人の場合 ⇒ 譲受人の設立の日である設立登記日

イ 譲受人がア以外の場合 ⇒ 譲渡契約上定められている譲渡期日以降で、かつ、譲渡を受けたことにより新たな経営実態が備わっていると認められる期日

#### 〔2〕 提示書類

通常の必要書類に加えて、次の全ての書類の提示が必要となります。

- ・ 譲受人（譲渡人）の直前の事業年度終了の日で建設業の譲渡を行う直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査（譲渡直前経審）を受けていない場合は、譲受人（譲渡人）の直前の事業年度終了の日で建設業の譲渡を行う直前の事業年度終了の日に係る消費税確定申告書及び添付書類の写し並びに消費税及び地方消費税納税証明書（税務署発行分「その1」・納税額等証明書）（※発行日から3か月以内）の写し

#### 〔3〕 提出書類

通常の必要書類に加えて、次の全ての書類の提出が必要となります。

ア 審査基準日の前日における財務諸表（利益額などの数値を確認します）

イ 譲受人の直前の事業年度終了の日における譲受人及び譲渡人の財務諸表の科目等を合算したもの（前期の利益額などの数値を確認します）

〔例外1〕 額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるとき（申請日が審査基準日から3か月以内である場合）は、次の例外が認められます（譲受人が新規設立の場合を除く。）。

ア 譲受人の直前の事業年度終了の日における譲受人及び譲渡人の財務諸表の科目等を合算したもの

イ 譲受人の基準決算の前期の決算日における譲受人及び譲渡人の財務諸表の科目等を合算したもの

〔例外2〕 額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるとき（申請日が審査基準日から3か月以内である場合）で、かつ、審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3か月以内である場合は、次の例外が認められます（譲受人が新規設立の場合を除く。）。

ア 譲受人の基準決算の前期の決算日における譲受人及び譲渡人の財務諸表の科目等を合算したもの

イ 譲受人の基準決算の前々期の決算日における譲受人及び譲渡人の財務諸表の科目等を合算したもの

ウ 譲渡時経審における年間平均完成工事高の算出に係る年数分の譲受人及び譲渡人の譲渡後の工事経歴書（規則様式第2号）及び営業譲渡時の直前3年の各事業年度における工事施工金額（規則様式第3号）

エ 譲受人及び譲渡人における技術職員の審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用関係及び常時雇用が確認できる書面（34～36ページをご覧ください）

オ 事業譲渡契約書の写し

カ 商業登記簿謄本の写し（申請前3か月以内のもの。譲受人が新たに設立される法人の場合のみ。）

キ 公認会計士又は税理士による〔3〕により提出する財務諸表の内容が適正である旨の証明の原本（大阪府知事あてとしてください）

#### 〔注意事項〕

- 譲渡後、最初の事業年度終了の日以降（譲渡後1期日以降）に経営事項審査を申請する際は、譲渡時経審を受けていない場合や〔3〕の例外によった場合には、あらためて上記のうち必要書類の提示及び提出をして頂くこととなりますのでご注意ください（この場合には例外は認められません。）。
- 財務諸表の作成にあたっては、登録経営状況分析機関とよくご相談ください。
- 譲渡時経審を譲受人が申請する場合、譲渡人は、建設業の譲渡を行った後の新たな経営実態に即した譲渡時経審を、譲受人と同時に申請する必要があります。
- 上記以外の書類の提出・提示を求められることがあります。

### 第3 経営再建があった場合の手続き（民事再生・会社更生・特定調停）

#### 1 減点措置（民事再生・会社更生）

民事再生企業及び会社更生企業については、減点措置があります。

##### 〔1〕内容

###### ○ 営業年数の起算

平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた場合の営業年数は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた時より起算します。

###### ○ 減点措置

平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合に減点されます。

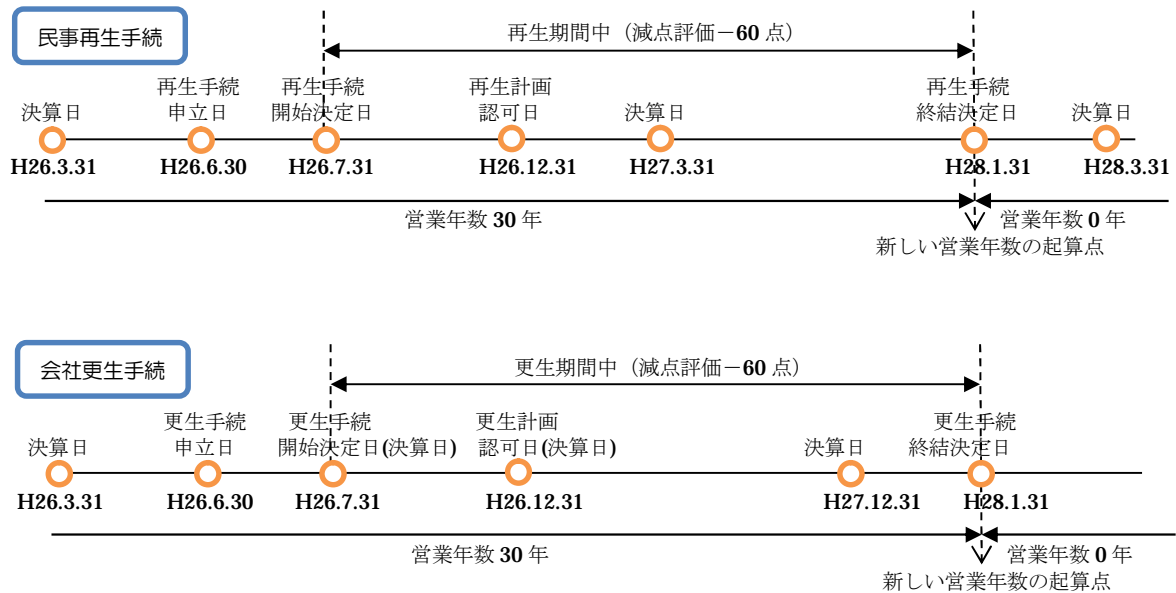
##### 〔2〕提出書類

○ 民事再生又は会社更生を行った場合、その適用の有無を確認するため、次に掲げる全ての書類の写しの提出が必要です。

ア 手続開始決定されたことを証する書面

イ 手続終結決定を受けたことを証する書面（手続が終結した場合）

〔営業年数30年の会社が法的整理を行った場合のイメージ図〕



※ 民事再生、会社更生又は特定調停が行われた場合、経営状況の大幅な事情変更があることを踏まえて、より実態に即した経営事項審査を行うため、次ページの取扱いを行います。

## 2 特殊な取扱い（民事再生・会社更生・特定調停）

会社更生、民事再生及び特定調停があった場合に係る経営事項審査については、国土交通省総合政策局建設業課長通知「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号）及び「会社更生手続開始の申立て等を行った建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」（平成20年3月10日付け国総建第315号）並びに建設省建設経済局建設業課長通知「経営再建中の建設業者に係る建設業法上の事務の取扱いについて」（平成12年6月1日付け建設省経建発第111号）に基づき実施しています。

国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000162.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000162.html) をご覧ください。

### 〔1〕民事再生手続きを行った場合の提出を要する確認書類

通常の経営事項審査で確認する書類に加えて、次のアからエの全ての書類の提出が必要となります。

- ア 申請する経営事項審査の審査基準日の状況により、再生手続開始の申立書、再生手続開始決定書又は再生計画認可決定書のいずれかの写し
- イ 公認会計士又は税理士による次のウの財務諸表の内容が適正である旨の証明書の原本（大阪府知事あてとしてください）
- ウ 申請する経営事項審査の審査基準日の状況により、次のいずれかの書類
  - （ア）民事再生規則第13条(3)の規定に基づき再生手続開始の申立書に記載された財産の状況を反映した貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に関する修正後財務諸表
  - （イ）再生手続開始決定日又はそれ以降で再生計画認可日前の営業年度終了日における、民事再生法第124条第1項による財産評定を反映した財産評定後財務諸表
- エ ウに係る様式第2号工事経歴書及び様式第3号直前3年の各事業年度における工事施工金額

### 〔2〕会社更生手続きを行った場合の提出を要する確認書類

通常の経営事項審査で確認する書類に加えて、次のアからエの全ての書類の提出が必要となります。

- ア 経営事項審査を申請する審査基準日の状況により、会社更生手続開始の申立書、更生手続開始決定書又は更生計画認可決定書のいずれかの写し
- イ 公認会計士又は税理士による次のウの財務諸表の内容が適正である旨の証明書の原本（大阪府知事あてとしてください）
- ウ 経営事項審査を申請する審査基準日の状況により、次のいずれかの書類
  - （ア）会社更生手続開始の申立書に記載された財産の状況を反映した貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に関する修正後財務諸表
  - （イ）更生手続開始決定日における財務諸表
- エ ウに係る様式第2号工事経歴書及び様式第3号直前3年の各事業年度における工事施工金額

### 〔3〕特定調停手続きを行った場合の提出を要する確認書類

通常の経営事項審査で確認する書類に加えて、次の全ての書類の提出が必要となります。

- ア 特定調停手続規則第2条第1項第2号の規定に基づき、特定調停手続の申立書に記載された財産の状況を反映した貸借対照表、損益計算書及び株主資本変動計算書に関する修正後財務諸表
- イ 公認会計士又は税理士によるアの修正後財務諸表の内容が適正である旨の証明書の原本（大阪府知事あてとしてください）

#### 〔注意事項〕

- 上記以外の書類の提出・提示を求めることがあります。

## 第4 経営事項審査の受け直し

経営事項審査の受け直しについては、結果通知書の不正使用防止の観点から原則として認めておりませんが、次の場合に限り、受け直しができます。ただし、再度、手数料を納付して頂く必要があります。（再経審（再審査申請）ではありません。）

※項目（社会保険加入の有無等）によっては、受け直しができない場合もあります。

### 1 申請内容の誤りによるもの

○ 技術職員の担当業種を誤った、防災協定を締結しているにもかかわらず「無」で申請した、4業種申請するところを3業種しか申請しなかったなど申請を誤って行った場合、以下の条件を全て満たすときに限り、1回を限度として受け直しを認めることとしております。

・ 条件1

既に受け取った経営規模等評価結果・総合評定値通知書を入札・契約に関して官公庁に提示又は提出していないこと

・ 条件2

経営規模等評価結果・総合評定値通知書の発行日から起算して1か月以内で、かつ、次の決算期が到来していないこと

○ この場合、既に行った申請については取下げとなるため、様式「経営規模等評価申請・総合評定値請求の取下げ願」（104ページ）、既に受け取った「経営規模等評価結果・総合評定値通知書」及び「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の副本を提出し、取り下げの手続きを行ってください。

なお、提出のあった経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本は不正使用防止のための処理を行った上で返還しますが、その正本、手数料及び経営規模等評価結果・総合評定値通知書は返還しません。

### 2 業種追加によるもの

○ 直近の審査基準日で経営事項審査を受審し、その後、業種追加により許可業種数が増えた場合、次の決算期までに業種追加の業種も含めて改めて経営事項審査を受け直すことができます。

○ この場合、既に行った申請については取下げとなります。取下げ手続き及び手数料に関しては上記1と同様の取扱いとなります。

(注意事項)

・ 取下げ手続きを行う際は、来庁前に経営事項審査担当職員までご相談ください。

代表電話 06-6941-0351（内線 3086）

また、取り下げ申請、受け直しに必要な書類をご用意のうえ、ご予約の日時に建築振興課職員執務室までお越しください。

・ 代理人が取下げ手続きを行う場合は、所定の委任状を添付してください。

・ 取下げ願の受付の際、本人確認書類の原本（運転免許証、行政書士証票、補助者証など。54ページをご覧ください。）を提示してください。

## 第5 再審査の申し立て

結果通知書の内容が申請内容と異なる場合、結果通知書を受け取ってから **30** 日以内であれば、経営規模等評価の内容に限り、再審査の申し立てができます。

申請者の記入漏れ・記入誤り、申請時の添付資料不足による内容認否など、申請者の責任に帰するものについては、再審査の申し立てをすることはできません。

申請時には書類の記載事項など、十分確認して提出してください。

## 第6 証明

経営規模等評価結果・総合評定値通知書は再発行できませんので、大切に保管しておいてください。

万一紛失した場合は、経営規模等評価結果・総合評定値通知書の証明書を発行しますので、経営事項審査結果証明願（様式は **105** ページをご利用ください）に必要事項を記載の上、申請会場へご持参ください。

（注意事項）

- ・ 発行できる証明書は、証明日現在で有効である経営事項審査のものに限ります。
- ・ 証明を申し出ることができるのは、大阪府知事許可業者で、その経営事項審査の申請者に限ります。
- ・ 代理人が手続きを行う場合は、所定の委任状を添付してください。
- ・ 証明願の受付の際、本人確認書類の原本（運転免許証、行政書士証票、補助者証など。54 ページをご覧ください。）を提示してください。
- ・ 証明書は、現在有効な経営事項審査結果について、既に発行している経営事項審査結果通知書と同じ内容を証明したものになります。
- ・ 証明書の交付にご来庁の際は、事前にご連絡ください。
- ・ 証明の発行には **30 分～60 分程度** かかりますので、予めご了承ください。

## 第7 公表

経営事項審査結果につきましては、競争入札参加者の選定手続の透明性向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑制力の活用といった観点から公表しています。

### （一財）建設業情報管理センター（CIIC）のホームページでの公表

- アドレス <http://www.ciic.or.jp/index.html>
- 検索対象となる情報は以下のものとなります。詳細は、CIIC のホームページでご確認ください。
  - ・ 有効期間内（審査基準日から1年7か月）のもの
  - ・ 有効期間内に2回受審している場合、直近のもの
  - ・ 一定期間（約1か月）を経過したもの
- ※ 大阪府知事の許可を有する業者分限り、申請会場内の閲覧窓口でも閲覧できます。
  - 時間 午前 **9 時 30 分**～午後 **5 時**（午後 **5 時** に終了しますので余裕を持って来庁ください）
  - 閲覧申込者の氏名と連絡先を確認するため、次のいずれか **1** つ（原本）を閲覧窓口で提示してください。
    - ・ 運転免許証、勤務先の会社等が発行する身分証明書（本人の氏名及び会社等の商号名称・所在地が記載されたもの）、その他閲覧を申し込まれた方の氏名と連絡先が確認できるもの
  - 閲覧対象となる情報は以下のものとなります。
    - ・ 有効期間内（審査基準日から1年7か月）のもの
    - ・ 有効期間内に2回受審している場合、直近のもの

## 第8 虚偽申請等に係る行政処分・罰則

### ○ 調査の実施

建設業法の定めにより、完成工事高、技術職員数、経営状況など申請内容について疑義がある場合や審査に必要な場合は、関係資料の提出や、必要な内容に関する報告を求めています。また、必要に応じて、営業所への立入調査を行います。

[関係書類の例]

- 契約関係を確認できるもの
    - ・ 工事請負契約書、注文書、請書などの原本、再下請通知書、施工体系図など
  - 工事請負代金の入金が確認できるもの
    - ・ 当座預金取引明細書、普通預金通帳、手形台帳、総勘定元帳、補助簿など
  - 雇用関係を確認できるもの
    - ・ 雇用契約書、取締役会議事録、出勤簿、給与支払報告書、住民税課税証明書など
  - 経営状況を確認できるもの
    - ・ 法人税申告書、勘定科目内訳書、工事台帳、借用証書、金銭消費貸借契約書、残高証明など
- ※ これら以外の資料の提出を求めるともあります。

### ○ 行政処分など

調査の結果により、申請書に虚偽の記載が判明した場合は、行政処分（建設業許可の取消し、営業の停止又は指示処分）、入札参加停止・指名停止、企業名や処分内容の公開（大阪府ホームページへの掲載、報道機関への情報提供など）を行います。

入札参加停止・指名停止の実施については、発注機関により異なります。

府知事許可業者の行政処分

([https://www.pref.osaka.lg.jp/sumai/machi\\_zukuri/kensetsugyouhou/shi\\_dou/shobungyousha/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/sumai/machi_zukuri/kensetsugyouhou/shi_dou/shobungyousha/index.html))

府の入札参加停止状況 ([http://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/egovwww/GI1080\\_1010](http://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/egovwww/GI1080_1010))

### ○ 罰 則

経営規模等評価申請書等及び技術職員名簿等の申請書類に虚偽の記載をして提出した者は、**6月**以下の懲役又は**100万円**以下の罰金に処せられます（建設業法第**50**条関係）。

また、都道府県知事が、経営事項審査のため必要と認めて申請者である建設業者に報告又は資料の提出を求めたにもかかわらず、報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した場合には、**100万円**以下の罰金に処せられます（同法第**52**条関係）。

虚偽申請などが判明した場合には、建設業法上の監督処分を行うほか、刑事告発を行うことがあります。

## 第5章 よく頂く質問

経営事項審査に関して、申請者の皆様からよく頂く質問を集めました。

### Q1 申請全般

Q1-1 審査基準日以降に業種追加で許可を取得し、審査基準日で経営事項審査を受審する場合、新規業種についても受審は可能ですか。

A1-1

○ 審査基準日で経営事項審査を受けていない場合

経営事項審査申請日に許可を受けていれば、審査基準日時点で許可が無くても、新規許可取得業種も含めて経営事項審査を受けることができます。

経営事項審査を受けた後に許可を受けた業種についても、次の決算期が到来するまでであれば、改めて経営事項審査を受けることができます。詳しくは **64** ページをご覧ください。

Q1-2 経営事項審査の結果通知を受領後に、技術職員の担当業種の申請誤りが判りました。訂正した内容で経営事項審査を受け直すことはできますか。

A1-2 経営事項審査の受け直しは、原則として認めていませんが、一定の条件をすべて満たす場合には1回を限度として受け直しを認めています。詳しくは **64** ページをご覧ください。

Q1-3 受審後、許可換え新規、般特新規又は期限切れによる許可の取り直し等により許可番号が変わった場合、申請内容が同一であっても経営事項審査を新たに受け直すことができますか。

A1-3 同一の審査基準日、同一の内容により受け直すことができます。通常とは異なる手続きになりますので、事前に経営事項審査担当職員へご相談ください。

Q1-4 申請後に所在地、代表者、商号等を変更した場合、変更後の内容で結果通知を送付してもらえますか。

A1-4 結果通知書の発送前であれば可能な場合がありますので、建設業許可に係る所在地等の変更届を提出の上、経営事項審査担当職員まで申し出てください。

Q1-5 提示書類（**16** ページ）である許可通知書、許可申請書の副本、前回の経営事項審査申請書の副本を紛失した場合、どうしたらいいでしょうか。

A1-5 申請受付時に、窓口担当者にその旨を申し出てください。なお、前回の経営事項審査結果は、「財団法人建設業情報管理センター」のホームページから経営事項審査結果通知書を印刷してご持参ください。詳しくは **65** ページをご覧ください。

Q1-6 結果通知書の技術職員数の欄の見方がわかりません。教えて下さい。

A1-6 ・一級、二級、その他の表示について

**29** ページの有資格区分コード表における、**5** 点の資格を一級、**2** 点の資格を二級、**1** 点の資格をその他としています。※技能士 **1** 級等資格の名称が **1** 級であっても、配点が **2** 点のため、表示は二級となります。

・業種ごとの人数及び合計人数について

業種ごとの欄にはその業種に申請した技術者の人数、合計欄には保有資格に応じた区分ごとに人数を記載しています。※業種ごとの人数を足した人数が、合計の人数と一致しない場合があります。

- Q 1-7 確認書類である確定申告書控え（税務署の受付印必要（令和7年以降の申告分は不要））を紛失した場合、どうしたらいいでしょうか。
- A 1-7 個人の場合、税務署で当該確定申告書について保有個人情報の開示請求を行ってください。  
法人の場合、税務署で当該確定申告書を閲覧のうえ転記してください。また、転記した申告書に閲覧転記日を記載し、申請者が原本照合してください。  
開示請求・閲覧手続きの詳細については、税務署へお問い合わせください。
- Q 1-8 確認書類のうち、確定申告書控えに税務署の受付印が押されていませんが、認めてもらえますか。
- A 1-8 令和6年12月以前に申告を行ったものについては受付印の確認を行います。令和7年1月以降に申告を行ったものについては受付印の確認を行いません。ただし電子申告の場合は、電子申告の内容及び税務署から受付した旨のメールを印刷して申告書の控えと併せて提示してください。  
また、税理士又は団体申告により申告を行った場合は、当該税理士又は当該団体の「原本と同一である」旨の記載及び記名押印された確定申告書控えの写しを提示してください。
- Q 1-9 免税事業者について、基準期間の課税売上高が基準額以下であることをもって審査基準年度が免税事業者となっている場合、それを確認できる書類が必要ですか。
- A 1-9 決算変更届の添付書類である「直前3年の各事業年度の工事施工金額」（規則様式第3号）で確認しますので不要です。なお、兼業売上がある場合は、基準期間の確定申告書控え（税務署の受付印のあるもの（令和7年以降の申告分は不要））又は決算変更届の副本を提示していただく場合があります。
- Q 1-10 決算変更届を提出した後、当該決算期で経営事項審査を受けることとなりました。「工事経歴書」、「直前3年の各事業年度における工事施工金額」及び「財務諸表」についてどの様な修正が必要ですか。
- A 1-10 経営事項審査を受ける場合には、消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理を「税抜き」で書類を作成する必要があります。決算変更届の提出書類を「税込み」で作成していた場合には、「直前3年の各事業年度における工事施工金額」を「税抜き」処理で作成したものと、経営状況分析機関に提出した「税抜き」の「財務諸表」の写しを経営事項審査申請書に添付してください。  
なお、工事経歴書は、経営事項審査を受けるか否かで記載方法が異なるので、受審する場合の記載要領に従って作成の上、経営事項審査申請書に添付してください。詳しくは **49** ページをご覧ください。
- Q 1-11 経営事項審査申請は、工事種類別年間平均完成工事高及び自己資本額の審査年度の組み合わせにより、4種類の申請パターンがありますが、どのパターンで申請するかは申請者が自由に選択できますか。
- A 1-11 自由に選択できます。選択にあたっては、申請者にとってどのパターンが有利か不利かを考慮の上、選択してください。総合評定値の算出方法については **107～116** ページをご覧ください。
- Q 1-12 他府県より大阪府へ許可換えした場合、前審査年度では他府県で経営事項審査を受審済みで、当該事業年度では大阪府で経営事項審査を受ける際の提出書類はどのようにすればよいですか？
- A 1-12 前審査年度（他府県）の、許可通知書・経営事項審査結果通知書・様式25-11・別紙1・別紙2・別紙3・工事経歴書を、大阪府の経営事項審査申請書一式とともに提出してください。
- Q 1-13 個人事業を廃業する前に許可切れしたが、その後、法人化した場合は、個人事業の営業年数や完成工事高等を承継することはできますか。
- A 1-13 個人から法人への承継できる条件のうち、廃業以外の条件が確認でき、かつ個人がいつまで許可を持っていたかが確認できれば可能です。ただし、許可切れの期間は、営業年数には加算することはできません。

Q 1-14 建設業認可によって建設業許可業者としての地位を承継した場合、それによって当然に前年度までの経営事項審査をも承継できますか。

A 1-14 経営事項審査に設定されている要件を充たさない限りは、承継できません。

## Q2 完成工事高

Q 2-1-1 個人事業主で建設業許可を得、今般、株式会社を設立して同一の業種の建設業の許可を得ました。

法人設立時を審査基準日とする経営事項審査の申請で、個人事業主での実績を引き継ぐことができますか。

A 2-1-1 一定の条件を満たす場合に引き継ぐことができます。詳しくは 55～56 ページをご覧ください。

Q 2-1-2 個人から配偶者又は2親等以内の者に建設業を承継する場合、被承継人と承継人の事業年度が連続する必要がありますが、例外として「やむを得ず連続していない場合は除く」とされています。どのような場合が想定されますか。

A 2-1-2 被承継人の死亡等により連続しての事業承継が困難であることなどを想定していますが、具体的な内容を確認したうえで個別に判断させていただきますので経営事項審査担当職員までご相談ください。

Q 2-1-3 個人の建設業者から法人へ建設業を承継する場合、被承継人の廃業届の副本が必要ですが、承継法人が新規許可申請の際に提出した個人の建設業者であった時の許可の状況が記載されている「営業の沿革」（規則様式第 20 号）で代えることはできますか？

A 2-1-3 「営業の沿革」で代えることはできません。営業の沿革には個人から法人へ建設業を承継した状況を記載して頂く必要はありますが、営業の沿革は、経営事項審査における建設業の承継に係る要件を満たしていることを確認できる書類となるものではありません。

Q 2-1-4 4年以上前に個人から配偶者又は2親等以内の者が建設業を承継した場合、承継できるものはありますか？

A 2-1-4 承継の条件を満たしている場合、営業年数を承継することができます。

Q 2-1-5 承継等の特殊経審の場合、完成工事高の確認は審査基準日の前日までとありますが、審査基準日は計算に含まないということですか？

A 2-1-5 審査基準日が決算日以外の場合には、当該審査基準日を含まない前日までの完成工事高となります。

### 〔2 業種間の完成工事高・元請完成工事高の算入〕

Q 2-2-1 昨年は、管工事を土木一式に振り替えましたが、今年は、管工事も受審します。この場合、前審査対象事業年度の管工事と土木一式の完成工事高・元請完成工事高はどのように考えればいいですか？

A 2-2-1 専門工事を一式工事に振り替える場合は、審査対象事業年度、前審査対象事業年度（及び前々審査対象事業年度）の全ての完成工事高・元請完成工事高を振り替える必要があり、振り替えない場合は、いずれの年度も振り替えることはできません。

よって、この場合、前審査対象事業年度の管工事及び土木一式の完成工事高・元請完成工事高については、それぞれ算入が行われていない状態により受審することとなります。

Q 2-2-2 専門工事の一式工事への算入について、土木一式に該当するか、建築一式に該当するかをどのように判断すればよいですか？

A 2-2-2 実際の工事内容を元に、土木工作物の建設に関連する工事は土木一式に、建築物の建設に関連する工事は建築一式への算入が可能です。なお、一式算入する場合は、工事経歴書に記載の各工事に、建築一式は少なくとも1件の建築系の工事が、土木一式は少なくとも1件の土木系の工事が必要となります。

Q 2-2-3 経審を受ける場合の記載方法に則って工事経歴書に記載した結果、建築物の建設に関連する工事のみとなりました。工事経歴書に未記載の工事には土木工作物の建設に関連する工事があり、土木一式に算入したいのですが、どうすればよいですか？

A 2-2-3 経審を受ける場合の記載方法に則って記載した工事経歴書の最終行に、土木工作物の建設に関連する工事を追記してください。

Q 2-2-4 分割分類による他の工事業への算入に基づき完成工事高・元請完成工事高の算入をする場合、必ず2以上の専門工事に分割する必要がありますか？

A 2-2-4 算入先の専門工事は、1以上とします。ただし、算入元の業種については受審することができなくなりますのでご注意ください。

Q 2-2-5 分割分類による他の工事業への算入について、算入できる業種が明示されていませんが、特に制限はありませんか？

A 2-2-5 ありませんが、算入先の業種と全く無関係の内容の工事は振り替えることはできませんので、算入できるかどうかは、事前にご相談ください。また、算入元の業種については受審できなくなりますのでご注意ください。

Q 2-2-6 「工事種類別完成工事高付表」は、業種間の完成工事高・元請完成工事高を算入する場合に添付しなければなりませんか？

A 2-2-6 完成工事高・元請完成工事高の算入を行う場合には、添付してください。なお、当該書類に替えて、算入内容を工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（規則様式第25号の14別紙1）の余白や直前3年の各事業年度における工事施工金額（規則様式第3号）に記載し、提出することもできます。

Q 2-2-7 専門工事への他の専門工事の算入や分割分類による他の工事業への算入では、審査対象年度は積み上げるが、前審査対象年度は積み上げないなどの選択が可能とのことですが、では、審査対象年度の算入先の専門工事と、前審査対象年度の算入先の専門工事が異なるように振り替えることもできますか？

A 2-2-7 可能です。

### 〔3 その他〕

Q 2-3-1 業種追加で許可を得た工事業種については、これまでも軽微な工事としての実績があり、毎年、決算変更届でもその他工事として計上しています。この場合、直前の工事経歴書は業種追加の申請書に添付しておりで完成工事高が確定していますが、前期以前については、どの様に申請すればいいでしょうか。

A 2-3-1 前期以前の新規業種に係る「工事経歴書」（規則様式第2号）を作成し、経営事項審査の申請書に添付してください。

Q 2-3-2 建設業法第22条では、例外的に一括下請工事が認められていますが、適法に一括下請が行なわれた場合、完成工事高としても認められると考えていいですか。

A 2-3-2 公共工事では一括下請は認められませんが、民間工事（多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令に定めるもの以外の建設工事を除く）では、あらかじめ発注者からの書面承諾があれば例外的に認められることがあります（監理技術者等の工事現場への配置など元請業者としての責任を免れるわけではありません）。

しかし、経営事項審査においては、「一括下請負の禁止について」（平成4年12月17日建設省通知）により、一括下請負を行った建設業者は一括下請に係る工事を実質的に行っていると認められず、完成工事に当該工事に係る金額を含むことはできません。

Q2-3-3 一括下請負とは、どのような場合ですか。

A2-3-3 一括下請負の禁止は、建設業法第22条で規定されています。一括下請負かどうかの判断は、請け負った側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められない場合で、次のような場合が該当します。また、下請負間でも一括下請負は禁止されています。

- ・ 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- ・ 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

実質的関与とは、ア 施工計画の作成、イ 工程管理、ウ 出来型・品質管理、エ 完成検査、オ 安全管理、カ 下請業者への指導監督、キ 発注者との協議、ク 住民への説明、ケ 官公庁等への届出書、コ 近隣工事との調整について、元請負人はアからコ、下請負人はアからカ等に主体的に関与する必要があります。

Q2-3-4 特定建設業者に義務付けられている、「施工体制台帳」とは、どのようなものですか。

A2-3-4 建設工事の施工は多様化かつ重層化した下請構造を有しており、適正な施工を確保するため、当該工事の施工にあたるすべての建設業を営む者を監督しつつ工事全体の施工を管理する必要があることから、建設業法第24条の7において、特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負った場合、一定額以上の下請契約を締結して施工しようとする特定建設業者に対し、下請負人の商号又は名称、建設工事の内容及び工期などを記載した「施工体制台帳」、及び各下請負人の施工の分担関係を表示した「施工体系図」の作成及び5年間の保存を義務付けております。

※ 「施工体制台帳」については、近畿地方整備局建政部建設産業課が作成した「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」をご覧ください。

(<http://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>)

### Q3 技術職員名簿

Q3-1 技術職員の恒常的雇用関係・常時雇用について、どのように確認しますか。

A3-1 各技術職員の審査基準日以前6か月を超える期間の健康保険・厚生年金保険の加入状況、雇用保険の加入状況又は住民税の特別徴収と給料の支払の状況などにより確認します。必要書類は、14～15ページまたは34～36ページをご覧ください。

Q3-2 弊社では、財務諸表上、外注扱いとなっている所定の資格を有する職員がいますが、この職員を技術職員名簿に記載できますか。

A3-2 技術職員名簿に記載できる職員は、審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用関係があり、かつ、常時雇用されている者です。外注扱いの職員は、当該建設業者と雇用関係がないので名簿に記載できません。

Q3-3 最低賃金法に定める賃金を下回る技術職員を技術職員名簿に記載できますか。

A3-3 労働者である技術職員は最低賃金法の適用を受け、審査基準日以前に6か月を超える期間、大阪府が一定の目安としている金額（月額10万円）を下回る場合は、恒常的雇用・常時雇用されているとみなすことができないため、名簿に記載できません。

Q 3-4 最低賃金法の対象となるのは、労働基準法に定める「労働者」であり、株式会社（又は有限会社）の取締役（使用人兼務役員を除く）の場合、会社とは委任関係にあり、「労働者」とは性質を異なりませんが、役員に支払われる報酬についても、最低賃金法の定める額を下回っている場合は問題となるのでしょうか。

A 3-4 法人の役員の場合、審査基準日以前に6か月を超える期間、最低賃金法から大阪府が一定の目安としている金額（月額10万円）を下回ることのみをもって恒常的雇用・常時雇用でないとの判断はしません。当該役員の他の就労所得の有無などがわかる住民税課税証明書を別途提出頂き、確認することになります。

Q 3-5 技術職員名簿に記載の法人代表者や個人事業主も、恒常的雇用関係・常時雇用の確認書類は必要ですか。

A 3-5 必要です。

例えば、個人事業主の場合、所得税確定申告書のうち収支内訳書又は青色申告決算書の写し、住民税課税証明書の写しが必要となります。

Q 3-6 営業所技術者等が営業所技術者等の要件以外の資格を有する場合は、その資格の免状等の写しが必要となっていますが、営業所技術者等の要件を満たす資格を複数持っているにも関わらず、営業所技術者等として届出している資格が一部のみの場合、未届けの資格の免状等の写しを提出する必要がありますか。

A 3-6 営業所技術者等証明書では、営業所技術者等の要件を満たす資格以外の国家資格等は届け出ることのできないので、届け出していない国家資格等を有している場合は、免状等の写しを提出してください。また、営業所技術者等の要件を満たすものとして申請している国家資格に変更があった場合には、営業所技術者等証明書（変更）様式第8号（1）により、経営事項審査の申請までに届出を行ってください。

Q 3-7 技術職員名簿に記載する国家資格者等は、国家資格者等・監理技術者一覧表の届出が必要ですか。

A 3-7 令和2年4月1日以降は、国家資格者等・監理技術者一覧表の届出は不要です。

Q 3-8 前回の経営事項審査において、技術職員の資格が「土木工事業」の実務経験者であったものを今回の申請では「建築工事業」の実務経験者として技術職員名簿に記載することができますか。

A 3-8 「土木工事業」及び「建築工事業」に関して、実際にそれぞれ10年（通算して20年）の実務経験があれば記載できます。※既に提出された技術職員実務経験申立書に記載の期間を変更することは出来ません。

Q 3-9 出向社員は配置技術者にはなれないとのことですが、技術職員名簿には記載することができますか。

A 3-9 技術職員が出向社員であっても、出向先で審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用関係・常時雇用が確認ができる場合は、記載することができます。

Q 3-10 出向社員は、配置技術者にはなれませんが、工事現場で技術職員として従事することも禁止されているのですか？

A 3-10 出向社員である技術者は、工事現場の配置技術者にはなれませんが、工事現場の技術者として従事することは禁止されていません。

Q 3-11 被保険者報酬月額算定基礎届を健康保険と厚生年金保険を別々にしている場合、被保険者標準報酬決定通知書は、いずれか一方でよいですか。

A 3-11 いずれか一方で確認します。※ただし、社会性等の審査（健康保険加入と厚生年金加入の有無）ではそれぞれの確認書類が必要となります。

Q 3-12 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書による恒常的雇用関係・常時雇用の確認は、適用年月又は社会保険事務所の受付年月日のいずれの日によって確認するのですか。

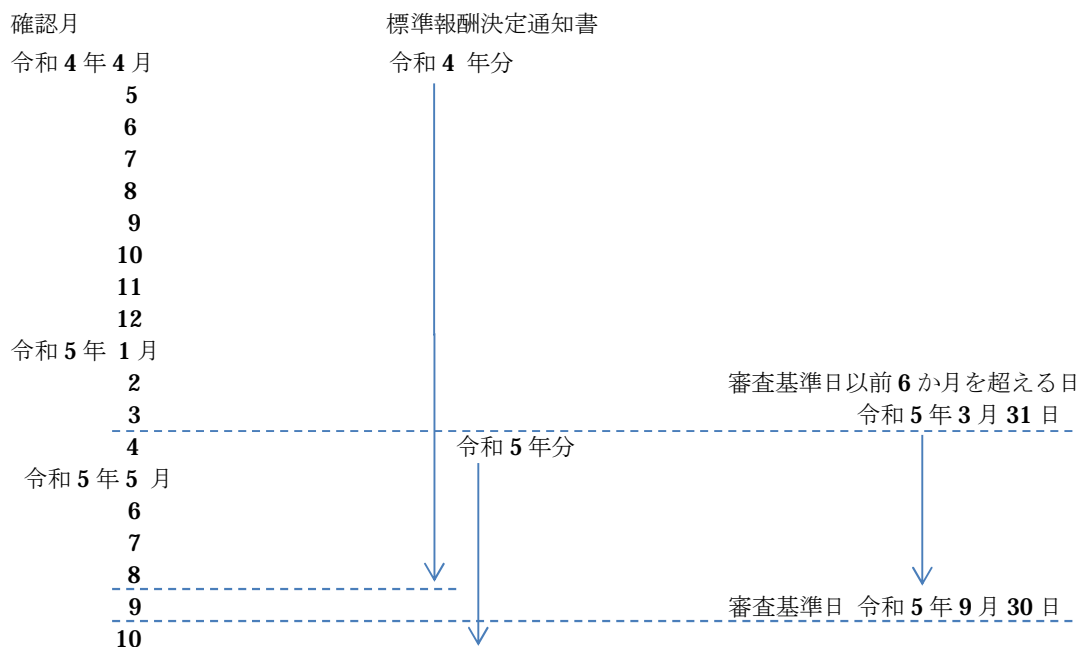
A 3-12 適用年月で確認します。

Q 3-13 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の場合、どの時点のものが必要となりますか。

A 3-13 審査基準日以前6か月を超える期間を確認できるものがが必要です。通常の定時決定が行われた場合、9月から恒常的雇用関係及び常時雇用の確認ができるものとして取り扱います（途中採用やその他事情により認められない場合もあります。）。

例えば、審査基準日が令和5年9月30日の場合、令和4年9月分と令和5年9月分が必要です。

(確認月と標準報酬決定通知書との関係)



Q 3-14 被保険者報酬月額算定基礎届をFD方式で行っている場合、被保険者標準報酬決定通知書が従来の様式ではなく、受付印もありませんが、確認書類として問題ありませんか。

A 3-14 問題はありますが、別途資料を求める場合があります。

Q 3-15 全国建設工事業国民健康保険組合（建設国保）、大阪建設労働組合建設国民健康保険（大建国保）、これらの制度加入により、恒常的雇用関係及び常時雇用として認められますか。

A 3-15 当面の間、厚生年金保険に加入していれば認めることとします。

この場合、審査基準日以前6か月を超える期間分の以下の全ての書類の写しが必要です。

- ・ 厚生年金保険の標準報酬月額の記載のある健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・ 理事長などが発行する事業所名の記載のある資格証明書（資格証明書が発行されない場合は、事業所名の記載のある納入告知書兼領収書）

Q 3-16 雇用保険被保険者証（本人交付分）の場合、被保険者の種類（区分）は関係ありますか。

A 3-16 建設業に従事する技術職員は、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者となっており、短期又は日雇労働者は常時雇用の技術職員とは認められません。被保険者種類の1は一般労働者、4は高齢者継続被保険者となっており、それ以外は短期、日雇労働者等となっているので、被保険者種類1と4以外は常時雇用と認められません。

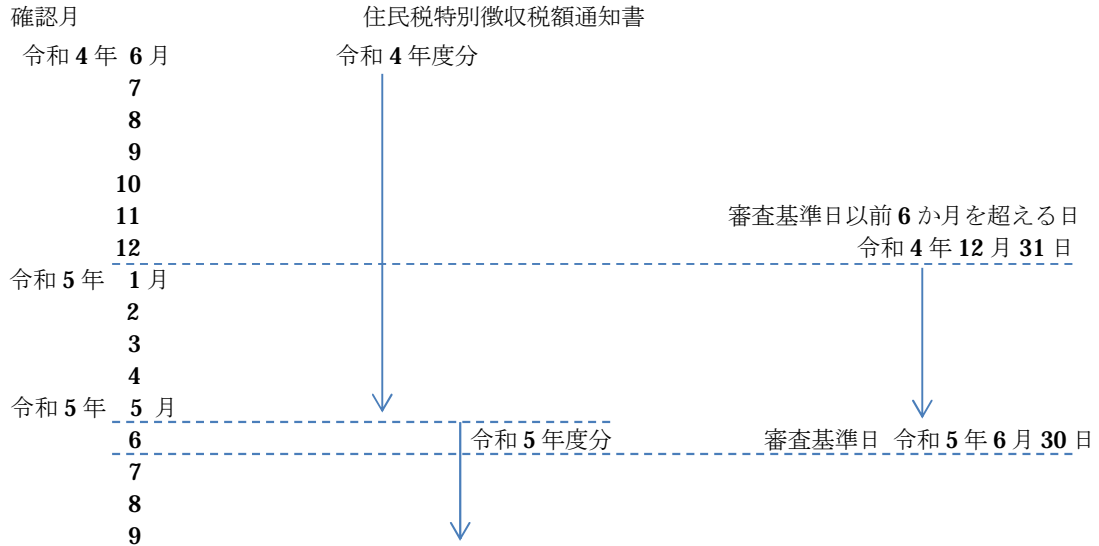
Q 3-17 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用及び納税義務者用）の場合、どの時点のものが必要となりますか。また、当該通知書（納税義務者用）を紛失した場合は、どのようにすればよいですか。

A 3-17 審査基準日以前6か月を超える期間を確認できるものがが必要です。大阪府では、原則として、住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の発行日又は住民税徴収開始月の早い方から、恒常的雇用関係及

び常時雇用の確認ができるものとして取り扱います。例えば、審査基準日が令和5年6月30日の場合、令和4年度分と令和5年度分が必要です。

住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）を紛失した場合は、代わりに本人の対象年度分の住民税課税証明書を提出してください。

（確認月と住民税特別徴収税額通知書との関係）



Q3-18 審査基準日時点では、住民税の特別徴収を未実施で、経営事項審査申請日までに住民税の特別徴収に切り替えましたが、市町村に提出した切替申出書で恒常的雇用関係・常時雇用の確認ができますか。

A3-18 審査基準日以降に住民税の特別徴収に切り替えた場合、審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用関係や常時雇用されていることが確認できないため、認められません。

Q3-19 審査基準日が令和6年1月31日（審査基準日以前6か月を超える日が令和5年7月30日）、給料の締め日が令和6年1月15日、給料の支払い日が令和6年1月25日の場合、源泉徴収簿は何月分必要ですか。

A3-19 審査基準日が令和6年1月31日の場合、通常、審査基準日以前6か月を超える日の属する月の令和5年7月分から審査基準日の属する月の令和6年1月分までの源泉徴収簿を確認します。

しかし、ご質問の場合、給料の締め日が令和6年1月15日であり、審査基準日現在の給料支払いの確認ができないため、通常必要とされる令和5年7月から令和6年1月分に合わせて、令和6年2月分の源泉徴収簿の提出をお願いしています。

Q3-20 高齢者雇用安定法の継続雇用制度とは、どのような制度ですか。

A3-20 現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者を定年後（65歳以下の者に限る。）も引き続いて雇用する制度です（高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号）。

この制度の対象者は、雇用期間が限定されていても常時雇用されている者とみなし、評価対象に含まれます。この場合、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（国交省通知様式第3号）を併せて提出してください。常時10人以上の労働者を使用する企業の場合、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し（表紙と該当部分）も提出してください。様式は86ページをご覧ください。

Q3-21 技術職員のうち審査基準日の翌日に35歳の誕生日を迎える職員は、若年技術職員として認められますか。

A3-21 認められません。満年齢の計算方法は生年月日の前日に満年齢となりますのでご注意ください。

詳しくは「年齢計算ニ関スル法律」を参照してください。

例：（審査基準日が令和6年3月31日の場合の満年齢の数え方）

生年月日が平成元年4月1日以前の者は満35歳以上となり、平成元年4月2日以降の者は満35歳未満となります。

Q3-22 社会性等の項目41～43において、出向元の雇用保険・社会保険の確認が必要なのは何故ですか。

A3-22 出向元で加入しているからこそ、出向先（＝申請者）での加入が必要ないと確認するためです。

Q3-23 専門学校において専門課程(1・2・4年)を修了した技術者の有資格コードは何になりますか。

A3-23 「099」となります。

Q3-24 商号変更等により、監理技術者資格者証の所属建設業者名が申請会社の旧商号のままですが、認められますか。

A3-24 申請が商号の変更日から30日以内であれば旧商号でも可能です。但し、30日を超える場合は認められません。(建設業法施行規則第17条の31による。)

Q3-25 監理技術者資格者証の所属建設業者名が記載されていませんが、認められますか。

A3-25 職員として建設業者に所属した際に所属建設業者名の届出が必要になるため、記載がないものは認められません。

## Q4 その他の審査項目（社会性等）

Q4-1 雇用保険及び政府労災の確認書類の概算・確定保険料申告書及び保険料領収書は、経営事項審査を申請する時点における最新のものが必要ですか。

A4-1 審査基準日を含む保険年度分が必要です。

なお、概算保険料の申告・納付は、毎保険年度（毎年4月1日から翌年3月31日）の初めに、その年度の保険料を概算した金額を毎年7月10日までに申告・納付することになっており、確定保険料申告の際には、前年度の保険料の精算と新年度の概算を同時に行いますので、直近の労働保険概算・確定保険料申告書及び保険料領収書でも認めております。

Q4-2 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の場合、どの時点のものが必要となりますか。

A4-2 審査基準日に係る健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書で確認します。

確認月と標準報酬決定通知書との関係については、72ページ（QA3-13）をご覧ください。

Q4-3 全国建設工事業国民健康保険組合（建設国保）、大阪建設労働組合建設国民健康保険（大建国保）、これらの制度加入は、健康保険加入と同様に評価されるのですか。

A4-3 建設国保及び大建国保に加入の場合は、健康保険加入が「適用除外」となります。この場合の必要書類については、17ページを参照してください。

Q4-4 雇用保険・健康保険・厚生年金の加入確認は、何をもとに確認していますか。

A4-4 基本的に有りの場合には、審査基準日現在に当該保険に加入しているかどうか窓口にて、それぞれの保険ごとに確認します。

例えば、雇用保険では、

ア 労働保険概算・確定保険料申告書（審査基準日を含む保険年度のもの）

イ アで申告に係る保険料納入分の領収書（審査基準月分まで納付済であることが確認できるもの）です。

また、健康保険・厚生年金の加入確認は、

- ア 健康保険・厚生年金保険それぞれの保険料納入告知額・納入済額通知書（審査基準月分の納付済が確認できるもの）
- イ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（常勤の役員及び常勤の従業員全員が確認できるもの）です。

Q 4-5 就業規則によって退職一時金制度の導入を確認する場合、労働基準監督署の届出印の確認は、経営事項審査申請の直近の変更届出の確認が出来るものがあればよいですか。

A 4-5 直近のもので結構です。但し、審査基準日以降に変更している場合は、直前の変更前のものがが必要です。

Q 4-6 退職一時金制度の導入について、退職金の支給額や支給方法によって認められない場合がありますか。

A 4-6 労働協約又は就業規則に退職手当の定めがある場合でも、その額が著しく低額であり名目的制度に過ぎないか、あるいは全く支払い実績がない等と認められるときは、退職一時金制度の導入を認めることはできません。

Q 4-7 法定外労災について、保険証券では「加入あり」の認定要件となっている内容がよく分かりません。また、約款を読んでもよく理解できないので、保険会社に相談したところ加入内容を記載した証明書を発行してもらえるとのことですが、この証明書を確認書類とすることはできますか。

A 4-7 保険会社（代理店等を除く。）発行の加入証明書で確認します。

Q 4-8 法定外労災について、一つの保険契約では認定要件に一部不足がありましたので、その不足分を補うために別に保険契約をしましたが、複数の保険契約でも合わせて認定要件が確認できればよいですか。

A 4-8 複数の保険契約でも、以下の要件を全て満たしている場合は、認められます。

- ① 業務災害と通勤災害のいずれも対象であること
- ② 職員及び下請負人のすべてが対象であること
- ③ 死亡及び障害等級第1級から第7級までが対象であること
- ④ すべての工事現場を補償していること

Q 4-9 審査基準日の翌日に35歳の誕生日を迎える職員がありますが、若年技術職員として認められますか。

A 4-9 認められません。満年齢の計算方法は生年月日の前日に満年齢となりますのでご注意ください。  
詳しくは「年齢計算ニ関スル法律」を参照してください。（Q 3-21 再掲）

Q 4-10 新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員とは、審査対象年に新たに雇用した技術職員全員が対象ですか。

A 4-10 審査対象年に新たに雇用した若年技術職員（審査基準日時点で満35歳未満であること）及び技術職員名簿に記載できる（6ヶ月と1日以上恒常的雇用関係がある）職員が対象です。

Q 4-11 CPD単位を取得できる講習を複数受講した場合、CPD単位取得数はどのように計算しますか。

A 4-11 別の団体の講習を複数受講していた場合は、CPD単位取得数に含められるのはいずれか一つの団体に限られます。また、一つの団体の講習を複数受講していた場合は、CPD単位取得数は受講した講習により付与されたCPD単位全てをCPD単位取得数に含められます。

Q 4-12 CPD単位に、CPDSも含まれますか。

A 4-12 開催している団体が告示別表第18(41ページ)に記載しているものであれば、含まれます。

Q 4-13 CPD単位を取得した技術者の資格は、受審業種や許可業種に限られますか。

A 4-13 技術者に該当する資格であれば、業種には限定されません。

Q 4-14 CPD単位を取得した技術者がいない場合や、レベルアップした技能者がいない場合、技術者名簿や技能者名簿は添付が必要ですか。

A 4-14 加点とならないのであれば、添付は不要です。

Q 4-15 自社に公認会計士、会計士補、税理士又は1級の登録経理試験合格者のいずれかが在籍しているとき、建設業の経理に関する状況で得点できる場合を教えてください。

A 4-15 常時雇用している公認会計士等の有資格者が、確認項目に沿って確認した結果、「経理処理の適正を確認した旨の書類」を作成し、提出した場合に加点対象となります。「経理処理の適正を確認した旨の書類」は91～96ページをご覧ください。

監査の受審状況で加点された企業が、受審対象の計算書類や財務諸表などの内容に虚偽があった場合、行政処分を受けることになります。また、税務調査を受け修正申告等が発生した場合、計算書類及び財務諸表等の内容に虚偽があったと判断されるときがありますので、ご注意ください。

Q 4-16 1か月の指名停止を受けたが、法令遵守の状況の処分に該当しますか。

A 4-16 法令遵守の状況は、審査対象年度に建設業法第28条の規定に基づく指示処分や営業停止処分を受けている場合に減点することとなります。したがって、1か月の指名停止を受けたことのみをもって法令遵守の状況が減点になることはありません。

Q 4-17 社会性を確認するための証明書は、経営事項審査申請日前の3か月以内に発行されたものが必要ですか。

A 4-17 審査基準日において加入の確認できるものであれば、発行日に制限を設けておりません。

Q 4-18 建設機械の所有の確認に必要な「売買契約書・譲渡契約書」を紛失し、写しを提出できません。他に代替できる書類はありませんか。

A 4-18 当面の間、次の1から6のいずれかの書類で代替できるものとします。ただし、5又は6で代替する場合は、次回以降の審査についても、直近作成の書類の提出を要します。当面の間の取扱いですので、取扱いの変更があった場合には、ホームページなどを通じてお知らせしますのでご注意ください。

1 社団法人日本建設機械工業会が制定する譲渡証明書の写し

2 次の全ての事項が記載された販売元が発行する販売証明書又は譲渡人が発行する譲渡証明書の写し

- ア 申請する建設機械の名称、製造者名、型式、製造番号及び取得日
- イ 販売元又は譲渡人の商号又は名称、所在地、電話番号及び代表者氏名
- ウ 販売元又は譲渡人の押印
- エ 販売先又は譲受人が申請者であることの明示
- オ 書類作成日

3 次の全ての事項が記載された請書の写し

- ア 申請する建設機械の名称、製造者名、型式及び製造番号
- イ 販売金額
- ウ 販売元の商号又は名称、所在地、電話番号及び代表者氏名
- エ 販売元の押印
- オ 販売先が申請者であることの明示
- カ 書類作成日

4 次のア及びイ、又は、ア及びウの書類

ア 次の全ての事項が記載された建設機械の注文書又は請求書の写し

- ① 申請する建設機械の名称、製造者名、型式及び製造番号
- ② 販売金額
- ③ 販売元の商号又は名称、所在地、電話番号及び代表者氏名
- ④ 注文主又は請求先が申請者であることの明示

- ⑤ 書類作成日
- イ 次の全ての事項が記載された建設機械の代金を販売元へ支払ったことが確認できる領収書の写し
- ① 申請する建設機械の名称、製造者名、型式及び製造番号
  - ② 領収金額
  - ③ 販売元の商号又は名称、所在地、電話番号及び代表者氏名
  - ④ 販売元の領収印
  - ⑤ 支払者が申請者であることの明示
  - ⑥ 書類作成日
- ウ 次の全ての事項が記載された建設機械の代金を販売元へ支払ったことが確認できる預金通帳の写し
- ① 申請者である預金者名、銀行名及び口座番号
  - ② 販売元である振込先及び振込金額
  - ③ 振込日
- (注意事項)
- ・ア及びイ、又は、ア及びウのセットで確認します。
- 5 次の全ての事項が記載された固定資産税に係る償却資産申告書及び種類別明細書の写し又は法人税確定申告書及び減価償却費の計算の写し（審査基準日時点の所有の確認できるもの）
- ア 申請する建設機械の名称、製造者名及び型式
- イ 固定資産税に係る償却資産申告書は市町村、法人税確定申告書は税務署の受付印があるもの（税務署の受付印は令和7年以降に申告を行ったものについては不要）
- (注意事項)
- ・所有の確認のため、資産の名称については、例えば、「油圧ショベル」などの記載だけではなく、「油圧ショベル・コマツ・PC350-8」などの製造者名及び型式の記載があることが必要です。
  - ・この書類で代替する場合は、次回以降の審査についても提出を要します。
- 6 自動車検査証記録事項（審査基準日時点の所有の確認できるもの）
- (注意事項)
- ・この書類で代替する場合は、次回以降の審査についても提出を要します。
- ※所有(売買・譲渡)もしくはリースであることが確認できないため、「納品書」では代替できません。

Q 4-19 購入時期が審査基準日直前である等の理由により、特定自主検査を審査基準日と経営事項審査申請の間に実施した場合は、審査基準日時点においては対象外と判断されますか。

A 4-19 特定自主検査を実施した時期が審査基準日以降であっても、審査基準日時点における機械の稼働について確認がなされていれば、評価対象とします（審査基準日前1年以上の保有実績があるにもかかわらず、審査基準日時点で有効な特定自主検査が行われていない場合には、対象となりません。）。

Q 4-20 鉄道クレーン、浮きクレーン、小型移動式クレーンなども移動式クレーンとして認められますか。

Q 4-20 移動式クレーン検査証で荷重が3 t以上であることが確認可能であれば、評価対象となります。（要写真）

Q 4-21 ダンプ車の保有・稼働確認書類は自動車検査証記録事項と建設機械の写真の両方必要ですか。

Q 4-21 審査基準日に有効な、評価基準を満たしていることが確認できる自動車検査証記録事項のみが必要で、ダンプ車についてのみ写真は不要です。（他の建設機械については従前どおり写真は必要です。）

Q 4-22 海外支店で保有している建設機械は評価対象となりますか。

A 4-22 地域防災への備えの観点から評価項目としており、海外で保有する建設機械については、この趣旨に反することから評価対象とはなりません。

Q 4-23 建設機械を申請時点で保有していませんが、審査基準日時点では保有していた場合、加点対象となりますか。

A 4-23 建設機械の保有には、所有とリースがあります。

所有している場合は、審査基準日時点で所有していれば加点対象となります。

リースの場合は、審査基準日から1年7か月以上リース期間が残っている必要があります。

## Q5 工事経歴書

Q5-1 工事経歴書の記載方法について教えてください。

A5-1 工事経歴書の記載方法については、**49～50**ページをご覧ください。

Q5-2-1 経営事項審査を初めて申請（新規申請）する場合、「工事経歴書」は2年又は3年分の添付が必要となっていますが、併せて必要となる工事業種ごとの記載順の上位3件分の契約書等の写しについても、工事経歴書と同様に2年又は3年分が必要ですか。

A5-2-1 審査対象事業年度の工事経歴書に記載の上位3件分の契約書等の写しを添付してください。ただし、決算期変更等で直前の決算期間が**12**か月に満たない場合は、その前の決算期分も必要です。

Q5-3 工事進行基準を採用している大阪府の場合、「**500**万円未満（建築一式工事は**1,500**万円未満）の工事」について、当該工事の契約金額で判断するのですか。あるいは、当該事業年度計上額で判断するのですか。

A5-3 工事進行基準を採用している工事については、当該事業年度計上額が完成工事高となります。

Q5-4 工事進行基準を採用している場合、添付する契約書等の写し以外に、当該事業年度計上額を確認できるものの写しは必要ですか。

A5-4 契約書等(全体の請負額が確認できるもの)の写しのみで結構です。

Q5-5 契約変更があったが、変更内容について文書を取り交わしていない場合は、何を添付すればよいですか。

A5-5 民間工事の場合、添付した当初の契約書の写しに朱書きで変更後の金額を記入してください。また、変更額が当初の金額の**3**割を超える場合は、最終総額が確認できるよう請求書の写しを添付してください。なお、公共工事については、変更契約書（発注者の押印があるもの）が必要です。

Q5-6 業種の分類について、土木一式工事又は建築一式工事の場合、工事名又は請負金額によって判断するのですか。

A5-6 業種の分類にあたっては、工事の内容により行います。

土木一式工事及び建築一式工事の二つの一式工事は、他の**27**の専門工事と異なり、総合的な企画、指導及び調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事で、原則として、元請の立場で総合的なマネジメント（注文主、下請人、監督官庁、工事現場近隣等との調整や工事の進行管理等）を必要とし、かつ以下に該当する工事です。

また、必ずしも二以上の専門工事が組み合わせは要件でなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれます。

なお、発注者から、土木工事業・建築工事業の許可が必要であるとして発注された工事であっても、その工事の内容が建設業法に規定する専門工事に該当する場合には、土木一式工事・建築一式工事の完成工事高には認められず、完成工事高の訂正が必要となります。

建設工事の種類は、**51～53**ページをご覧ください。

Q5-7 塗装工事を請け負いましたが、この工事を行うため足場の組立ても行いました。この工事は、塗装工事、とび・土工・コンクリート工事のいずれに計上すればよいですか。

A5-7 塗装工事となります。

足場の組立て自体は、とび・土工・コンクリート工事に該当しますが、ご質問の場合は、塗装工事に附帯する工事となるため、とび・土工・コンクリート工事に計上することはできません。

附帯工事としては、主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事、又は、主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事が挙げられます。

例えば、屋根工事の施工に伴う塗装工事、建具工事の施工に伴う左官工事などが挙げられます。

Q 5-8 工事経歴書に記載する配置技術者は、技術職員名簿に記載されている者に限られますか。

A 5-8 工事経歴書に記載する配置技術者は、技術職員名簿に記載されている者に限りません。

ただし、技術職員名簿は、審査基準日に在籍している常勤の技術者に限定されています。そのため、工事現場に配置された技術者が審査基準日以前に退職した場合等は、技術職員名簿に記載できません。

※ 配置技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされています。

在籍出向者や派遣などは、直接的な雇用関係にあるとは言えません。

一つの工事期間のみの短期雇用は、恒常的な雇用関係にあるとは言えません。なお、公共工事においては、入札申込日（指名競争入札で入札申込が伴わない場合は入札執行日、随意契約の場合は見積書提出日）以前に3か月以上の雇用関係があることが必要です。

※ 「配置技術者」については、近畿地方整備局建政部建設産業第一課が作成した「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」（[https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/pdf/all-data\\_R0509.pdf](https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/pdf/all-data_R0509.pdf)）をご参考ください。

Q 5-9 複数の工事が一つの契約書として作成されている場合、1件の工事として取扱うのですか。

A 5-9 工事経歴書に記載する工事の単位は、1契約ごととなります。

なお、例えば月ごとにまとめて請求書を作成している場合、この請求書に記載される複数工事を1つの契約として取り扱うものではありません。工事内容の確認は、契約書、注文書、請書ごとに行います。

Q 5-10 一つの建設物を建設する工事について、異なる発注者とそれぞれ契約した場合には、別工事として取り扱うのですか。

A 5-10 発注者が異なる場合は、それぞれ別工事として取り扱います。

Q 5-11 単価契約又は年間契約で、当初契約時に請負金額を定めていない場合、当該契約に係る工事の総額をもって請負金額とするのですか。また、契約期間の途中で決算期が来る場合はどうなりますか。

A 5-11 単価契約は、請負が発生した場合にあらかじめ単価だけを取り決めたもので、請負は工事の指示に基づき発生します。工事経歴書では、当該契約に係る工事の総額をもって請負金額とします。また、契約期間の途中で決算期が来る場合は、事業年度に応じた出来高を計上してください。

Q 5-12 申請時に工事経歴書に記載の上位3件分の契約書等の写しを提出しましたが、後日、工事請負代金の入金状況が確認できる預金通帳の写しの提出を求められました。どのような場合に、入金状況の確認できる書類の提出が必要ですか。

A 5-12 請書や変更承諾書等で注文者の記名・押印が確認できない場合やその他審査・調査で必要がある場合に、下記①～③いずれかの書類（コピー）の提出により、工事請負代金の入金状況を確認しています。

① 市町村が工事代金支払いに際して発行している支払通知書・振込通知書

② 市町村が工事完成検査後に発行している完成検査通知書

③ 預金通帳の写しや公的機関が発行した支払い通知書

※①～③全ての書類について工事名・請負金額が確認できるものに限り、市町村によって書類の名称が異なる場合や、発行していない市町村もありますので、ご注意ください。

Q5-13 共同企業体（JV）には、どのようなものがありますか。

A5-13

○ 共同企業体を形態別に分類

ア 特定JV

特定の工事の施工を目的として工事ごとに結成されます。工事完成後又は工事を受注出来なかった場合は解散することになります。特定JVの対象となる工事は、大規模で技術的難度の高い工事とされています。

イ 経常JV

中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成されます。発注機関の入札参加資格審査申請時に経常JVとして結成し、単体企業と同様に、一定期間、有資格業者として登録されます。

○ 共同企業体を施工方式別に分類

ア 甲型JV（共同施工方式）

一つの工事について、全構成員が各々あらかじめ定めた出資比率に応じて、資金、人員、機械等を拠出して、各構成員が共同施工する方式であり、利益も出資比率に応じて分配されます（出資比率は各構成員が取り交わす共同企業体協定書で定められます。）。

イ 乙型JV（分担施工方式）

一つの工事について、複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任をもって施工する方式で、利益は配分するのではなく、工区ごとに清算されます（分担する工区は各構成員が取り交わす共同企業体協定書で定められます。）。

Q5-14 共同企業体（JV）として受注した工事の配置技術者について、主任技術者、監理技術者及びその専任性について説明してください。

A5-14 建設業法では、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に關し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用されます。

Q5-15 維持管理業務委託は建設工事とはいえないので、原則として完成工事高に含めることはできませんが、工事名称にかかわらずその内容が建設工事の完成を目的としている請負契約であることが確認できれば、完成工事高に含めることができると聞いています。それでは、建設工事と言える内容とそうでないものが混在している場合、完成工事高はどのように計上するのですか。

A5-15 この場合は、契約金額のうち建設工事に相当する金額のみを完成工事高に含めることができます。ただし、当面の間、工事に係る部分だけを抽出して請負代金額を算出することが困難な場合は、その契約の内容が建設工事の完成を目的とすることが確認出来れば、請負代金額全てを完成工事高とみなします。

## Q6 調査・虚偽申請

Q6-1 経営事項審査申請書を受審された後の調査とは、どのようなものですか。

A6-1 書類審査で虚偽申請や建設業法違反の疑いがあると認められた場合、建設業法第27条の26及び第31条の規定に基づき別途確認書類や申請者から説明を求め、疑義を明らかにするためのものです。

虚偽申請には、完成工事高の水増し、技術職員の水増し、粉飾決算などがあり、建設業法違反には特定建設業の無許可営業、工事現場の配置技術者違反、一括下請禁止工事などがあります。

なお、当該調査に応じない場合は、経営事項審査の結果通知書は発行できません。また、次の決算期を迎えると申請の取下げの手続きが必要となります。

Q 6 - 2 経営事項審査申請書の受理後の調査で虚偽申請や建設業法違反と認められた場合はどうなるのですか。

A 6 - 2 行政処分（指示・営業の停止・許可の取消し）を行います。さらに、罰則適用がある行為には、警察に対して建設業法違反により告発等を行うことがあります。

なお、経営事項審査の評定値を算定にあたっては、虚偽申請に当たる部分を削除します。

## 第6章 参考資料

〔参考資料の一覧〕

- 参考様式（これらの様式は、コピーしてご利用ください）
  - 1 経営事項審査予約受付票（FAX）
  - 2 工事種類別完成工事高付表
  - 3 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿
  - 4 技術職員実務経験申立書
  - 5 CPD単位を取得した技術者名簿（技術職員名簿に記載のある者を除く）
  - 6 技能者名簿
  - 7 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書
  - 8 経理処理の適正を確認した旨の書類
  - 9 建設機械の保有状況一覧表
  - 10 建設機械の写真
  - 11 建設業に係る訂正の届出書
  - 12 経営規模等評価申請・総合評定値請求の取下げ願
  - 13 経営事項審査結果証明願
  - 14 委任状
- 総合評定値（P）の算出方法
- 関係機関一覧

## 大阪府知事許可 経営事項審査予約受付票（FAX）

FAX送付先

FAX：06-6614-6566

予約申込日 令和 年 月 日

予約者 氏名： \_\_\_\_\_

電話： \_\_\_\_\_

FAX： \_\_\_\_\_

予約は、審査日の2ヶ月前から2開庁日前まで受付します。

予約希望日時を下記に記載してください。ご希望時間帯 ①②③④ のいずれかに○を付けてください。

第1希望	日時	令和 年 月 日 ( )
	時間帯	①. 第1部 9:30~11:30 ②. 第2部 11:30~13:30 ③. 第3部 13:30~15:30 ④. 第4部 15:30~17:00
第2希望	日時	令和 年 月 日 ( )
	時間帯	①. 第1部 9:30~11:30 ②. 第2部 11:30~13:30 ③. 第3部 13:30~15:30 ④. 第4部 15:30~17:00
第3希望	日時	令和 年 月 日 ( )
	時間帯	①. 第1部 9:30~11:30 ②. 第2部 11:30~13:30 ③. 第3部 13:30~15:30 ④. 第4部 15:30~17:00

※複数件の申し込みの場合はご希望にかかわらず、時間帯がまたがる場合があります。

	許可番号	商号	申請種別	通常・特殊の別※	予約確定日時 (記入しないでください)
予約申込1			新規・継続	通常・特殊	第1希望・第2希望・第3希望
予約申込2			新規・継続	通常・特殊	第1希望・第2希望・第3希望
予約申込3			新規・継続	通常・特殊	第1希望・第2希望・第3希望
予約申込4			新規・継続	通常・特殊	第1希望・第2希望・第3希望
予約申込5			新規・継続	通常・特殊	第1希望・第2希望・第3希望

※決算期変更、法人成り、合併、分割、事業譲渡等の場合は特殊に○をしてください。対応時間短縮のため、事前にご連絡をさせて頂き、あらかじめ資料を頂く場合がございます。

### 【 FAX予約について 】

- 1) 予約は、このFAX申込以外に、来庁時にも受付します。
- 2) 予約は、新規・継続で、申込者・1日あたり最大5件までといたします。  
書類提出は、新規、継続、補正解消を含め5件までです。予約時にはご注意ください。
- 3) 予約確定は、予約受付日の17時現在の空き状況によるものとさせていただきます。  
予約受付は、2開庁日前の17時にて締め切りをさせていただきます。
- 4) FAX予約の回答は、当日17時以降にFAXにて返信いたします。
- 5) 予約のキャンセルは、来庁時、電話、FAXで受付します。必ず前日までにご連絡下さい。
- 6) 電話での予約受付はいたしません。ご注意ください。
- 7) 複数件の書類を提出される方は、各時間帯の終了時間の1時間前までに来庁してください。

【注意】経審の申請期限は、原則次の決算日（例：個人事業主の場合は12/31）です。

決算を迎えると、その決算日を審査基準日とした申請となりますのでご注意ください。

経審予約問い合わせ先 キャリアリンク株式会社 電話 06-6614-6565

申込受領日	令和 年 月 日	受領担当	
-------	----------	------	--

### 工事種類別完成工事高付表

申請者 \_\_\_\_\_

審査対象建設業	完成工事高







技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号子又は同条第四号子に規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。



次ページのこの書類と続きの P.92  
～96 に記載の書類が併せて必要で  
す。

## 経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、  
.....の 年 月 日から 年 月 日ま  
での第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株  
主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められ  
る企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及  
び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されている  
ことを確認しました。

大阪府知事 様

年 月 日

商号又は名称

所属・役職

氏 名

以上

## 経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、  
.....の 年 月 日から 年 月 日ま  
での第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株  
主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められ  
る企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及  
び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されている  
ことを確認しました。

大阪府知事 様

年 月 日

商号又は名称

所属・役職

氏 名

以上

## 建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権          未成工事支出金等の棚卸資産          貸付金等の金銭債権          借入金等の金銭債務          完成工事高、兼業事業売上高          完成工事原価、兼業事業売上原価          支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。

未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金はそれぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合これを時価で評価している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。

引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。

工事収益 工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
受取利息配当金	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

## 建設機械の保有状況一覧表

通番	建設機械の名称	メーカー名	型式 年式	申請者(商号又は名称)		リース期間自動 更新条項の有無
				建設機械 番号	所有又は リースの状況	
1					購入日・リース契約期間	有・無
2					～	有・無
3					～	有・無
4					～	有・無
5					～	有・無
6					～	有・無
7					～	有・無
8					～	有・無
9					～	有・無
10					～	有・無
11					～	有・無
12					～	有・無
13					～	有・無
14					～	有・無
15					～	有・無

以下は、リース契約書において審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められていない建設機械について、自動更新条項を適用し、審査基準日から1年7か月以上の期間、使用する場合に記載する。

リース契約書において審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められていない建設機械(上記

番)については、自動更新条項を適用し、審査基準日から1年7か月以上の期間、使用することを誓約します。

年 月 日

商号又は名称  
代表者名

(記載要領)

1 「建設機械の名称」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー又はトラクターショベル等の別を記載する。

なお、記載できる建設機械については、次表の範囲のとおりとする。★令和5年1月より新たに評価対象となった建設機械

名 称	範 囲
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの
ダンプ車	自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの
★高所作業車	作業床の高さが2メートル以上のもの
★締固め用機械	ロードローラー（ハンドガイドローラー含む）、タイヤローラー、振動ローラー
★解体用機械	ブレイカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

- ・ 移動式クレーンについて、移動式クレーン検査証の確認できない機械及び、「クレーン（固定式クレーン）」は評価対象とはなりません。  
**※保有確認は移動式クレーン検査証でのみ確認、及び建設機械の写真が必要です。**
- ・ ダンプ車について、自動車検査証記録事項において初度登録年月が審査基準日以前であること及び、審査基準日が有効期間の満了する日以前であることを確認します。  
**※保有確認は自動車検査証記録事項でのみ確認します。（車体の写真は不要です。）**
- ・ モーターグレーダーについて、**特定自主検査記録表及び建設機械の写真が必要です。**

2 「メーカー名」欄には、製造メーカー名を記載する。なお、外国メーカーの場合は、英字等を括弧書きで記載する。

3 「その他」欄には、次のとおり記載する。

- ア ショベル系掘削機は、アタッチメントの種類（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバー）を記載する。
- イ ブルドーザーの場合は、自重を記載する。
- ウ トラクターショベルの場合は、バケット容量を記載する。
- エ 移動式クレーンの場合は、つり上げ荷重を記載する。
- オ ダンプ車の場合は、ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラのいずれかを記載する。
- カ モーターグレーダーの場合は、自重を記載する。
- キ 高所作業車の場合は、作業床の高さを記載する。
- ク 締固め用機械の場合は、ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラーのいずれかを記載する。
- ケ 解体用機械の場合は、ブレイカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機のいずれかを記載する。

4 「所有又はリース」欄には、建設機械の保有状況に応じ、いずれかに○印を付ける。

5 「購入日・リース契約期間」欄には、売買契約書、譲渡契約書又はリース契約書に記載する契約日又は契約期間を記載する。

- 6 「リース期間自動更新条項の有無」欄には、リース契約書において自動更新条項の掲載の有無に応じ、いずれかに○印を付ける。
- 7 下欄の誓約部分は、リース契約書において審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められていない建設機械について自動更新条項を適用し、審査基準日から1年7か月以上の期間、使用する場合に記名する。

(様式第 4 号)

## 建設機械の写真

建設業許可番号	申請者 (商号又は名称)	撮影年月日		
		年	月	日
建設機械の名称	メーカー名	型式・年式	車体番号・機番	その他

※保有状況一覧表と同じ内容を記載

### 写真貼付欄 (合計 3 枚)

(1 枚目 : 全景写真)

建設機械の全景(先端に付けているアタッチメントを含む)が確認できる撮影日付入りの横版カラー写真 (審査基準日から申請日までの間に撮影されたもの) を貼付してください。

(2 枚目 : 車体番号・機番が確認できる写真)

建設機械の車体番号・機番が確認できる撮影日付入りの横版カラー写真 (審査基準日から申請日までの間に撮影されたもの) を貼付してください。

写真貼付欄

(3枚目：特定自主検査標章が確認できる写真)

建設機械の特定自主検査標章の記載内容が確認できる撮影日付入りの横版カラー写真（審査基準日から申請日までの間に撮影されたもの）を貼付してください。

- 備考1 建設機械の名称、メーカー名、型式・年式、車体番号・機番及びその他欄は、建設機械の保有状況一覧表に記載した内容を記載する。
- 2 写真貼付欄には、それぞれ指定する写真を貼付する。写真は、撮影日付入りの横版カラーで、審査基準日から申請日までの間に撮影されたものとする。

〈様式〉

「資本性借入金」該当証明書

令和 年 月 日

所有資格  
商号又は名称  
氏名

〇〇株式会社において、令和 年 月 日時点の借入残高のうち、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円は、以下の〈貸出条件〉に該当し、【借入内容】に記載の内容が適当であることを証明します。

〈貸出条件〉

	要件	該当箇所
償還条件	償還期間が5年超	
	期限一括償還* <sup>1</sup>	
金利設定	配当可能利益に応じた金利設定* <sup>2</sup>	
劣後性	法的破綻時の劣後性の確保* <sup>3</sup>	

\*<sup>1</sup>同等に評価できる長期の据置期間が設定されている場合は該当しない。

\*<sup>2</sup>業績連動型が原則。債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること。

\*<sup>3</sup>少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっている場合も該当する。

【借入内容】

科目	内容
貸出主	
借入金額	
借入期間	年 月 日～ 年 月 日
当期決算日における残存年数	年以上 年未満
自己資本と扱う額* <sup>4</sup>	当期決算日 ( 年 月 日)
	前期決算日 ( 年 月 日)

\*<sup>4</sup>「自己資本と扱う額」において、貸借対照表上の純資産との合算値は記載しない。

(用紙A4)

## 建設業に係る訂正の届出書

年 月 日

大阪府知事 様

許可番号 般・特- 第 号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

担当者・代理人の氏名

電話

下記の内容について、届出します。

建設業許可申請書等の記載事項の訂正 (書類受付日 年 月 日)

届出事項	様式番号	訂正の内容
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	

### [記載上の注意事項]

- 1 訂正箇所を明白にするため、訂正前の様式に訂正箇所を朱書きの二重線で消し、訂正後の文字などを余白に記入し、添付すること。
- 2 届出は、申請書又は変更届の冊子ごとに2部作成し提出してください。
- 3 経営事項審査を受審するにあたり、消費税込みで財務諸表等を作成していたものを消費税抜きで作成し直した場合、個人事業の承継や合併等で完成工事高等を引き継ぐ場合等の申請書又は変更届の訂正に該当しないものは、本書は使用しないで、経営事項審査申請書に添付してください。
- 4 記載例は、次を参照してください。

[建設業に係る訂正の届出書の記載例]

○ 「建設業許可申請書等の記載事項の訂正」欄

届出事項	様式番号	訂正の内容
決算変更届	第 15 号	負債の部の短期借入金として仕訳すべきところ、長期借入金として仕訳していたので訂正する。
決算変更届	第 2 号	完成工事高の金額順に記載すべきところ、工事の施工期日順に時系列で記載していたため、訂正する。
役員変更届	第 12 号	役員の略歴に一部記載もれがあったため、訂正する。
建設業許可申請書	第 20 号	最初の許可取得日及び休業期間の記載がもれていたため、追記する。

年 月 日

大阪府知事 様

許可番号 大阪府知事許可（般・特一 ）第 号

所在地又は住所

商号又は名称

代表者名

### 経営規模等評価申請・総合評定値請求の取下げ願

年 月 日付（建振 第7- 号）で申請しました  
年度経営規模等評価申請・総合評定値請求について、下記の理由により取下  
げを致します。

記

（取下げ理由）

## 経営事項審査結果証明願

年 月 日

大阪府知事 様

許可番号 大阪府知事許可（般・特一）第 号

所在地又は住所

商号又は名称

代表者名

経営事項審査結果通知書について紛失し、入札参加資格審査申請のため必要がありますので、経営事項審査結果について証明していただくようお願いします。

# 委任状

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2の権限を委任します。

## 記

1 代理人 住所

氏名

(行政書士会登録番号 )

電話

2 ( )

年 月 日

営業所所在地

委任者 商号又は名称

代表者氏名

### 〔記載要領〕

- 1 委任の内容及び範囲について、できる限り具体的に記載する。
- 2 代理人が行政書士である場合は、行政書士会登録番号を記載する。
- 3 申請書等の正本に委任状の原本を添付し、副本に委任状の写しを添付する。
- 4 行政書士にあつては行政書士証票（申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法人の補助者である場合は、補助者証）、その他の代理人にあつては本人確認書類を提示する。

## 総合評定値（P）の算出方法

X <sub>1</sub>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事種別年間平均完成工事高</li> </ul>	業種別の年間平均完成工事高 _____ 千円（2年又は3年平均） <b>P108</b> の表から、X <sub>1</sub> = _____ 点（小数点以下の端数は切り捨て）
X <sub>2</sub>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己資本額</li> <li>・ 平均利益額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己資本額の点数（基準決算又は2期平均） 自己資本額 _____ 千円     <b>P109</b> の表から、ア = _____ 点</li> <li>・ 平均利益額の点数（2期平均） 平均利益額 _____ 千円     <b>P110</b> の表から、イ = _____ 点</li> </ul> （ア＋イ）÷2 = X <sub>2</sub> = _____ 点（小数点以下の端数は切り捨て）
Y	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営状況分析</li> </ul>	経営状況分析結果通知書から、Y = _____ 点
Z	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術職員</li> <li>・ 工事種別年間平均元請完成工事高</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業種別の技術職員の点数                      1 級講習受講 _____ 人 × 6 点                      + 1 級技術者 _____ 人 × 5 点                      + 1 級技士補 _____ 人 × 4 点                      + 基幹技能者 _____ 人 × 3 点                      + 2 級技術者 _____ 人 × 2 点                      + その他技術者 _____ 人 × 1 点 = _____ 点     <b>P111</b> の表から、ア = _____ 点</li> <li>・ 業種別の年間平均元請完成工事高 _____ 千円（2年又は3年平均）  <b>P112</b> の表から、イ = _____ 点</li> </ul> ア × 0.8 + イ × 0.2 = Z = _____ 点（小数点以下の端数は切り捨て）
W	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他社会性等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況（W<sub>1</sub>）  <b>P113</b> の W<sub>1</sub> から、W<sub>1</sub> = _____ 点</li> <li>・ 建設業の営業年数（W<sub>2</sub>）  <b>P114</b> の W<sub>2</sub> から、W<sub>2</sub> = _____ 点</li> <li>・ 防災活動への貢献の状況（W<sub>3</sub>）  <b>P115</b> の W<sub>3</sub> から、W<sub>3</sub> = _____ 点</li> <li>・ 法令遵守の状況（W<sub>4</sub>）  <b>P115</b> の W<sub>4</sub> から、W<sub>4</sub> = _____ 点</li> <li>・ 建設業の経理の状況（W<sub>5</sub>）                      ア 監査受審状況     <b>P115</b> の W<sub>5</sub> ア から、ア = _____ 点                      イ 公認会計士等の数                      （公認会計士等の数 × 1） + （2 級経理の数 × 0.4） = _____ 点  <b>P115</b> の W<sub>5</sub> イ から、イ = _____ 点                      ア + イ = W<sub>5</sub> = _____ 点</li> <li>・ 研究開発の状況（W<sub>6</sub>）     研究開発費 _____ 千円（2期平均）  <b>P116</b> の表から、W<sub>6</sub> = _____ 点</li> <li>・ 建設機械の保有状況  <b>P116</b> の表から、W<sub>7</sub> = _____ 点</li> <li>・ 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況  <b>P116</b> の表から、W<sub>8</sub> = _____ 点</li> </ul> （W <sub>1</sub> + W <sub>2</sub> + W <sub>3</sub> + W <sub>4</sub> + W <sub>5</sub> + W <sub>6</sub> + W <sub>7</sub> + W <sub>8</sub> ） × 10 × 175/200 = W = _____ 点（小数点以下の端数は切り捨て）
P	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合評定値</li> </ul>	$(X_1) \times 0.25 + (X_2) \times 0.15 + (Y) \times 0.20 + (Z) \times 0.25 + (W) \times 0.15$ = P = _____ 点（小数点以下の端数は四捨五入）

〔X<sub>1</sub> 工事種別年間平均完成工事高〕

X<sub>1</sub>の値については、申請する業種の直前2年又は3年の年間平均完成工事高を次の表に当てはめ算出する。

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高	評点 (年間平均完成工事高の単位:千円)			
1,000億円以上	2,309			
800億円以上 1,000億円未満	114	×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000,000 + 1,739
600億円以上 800億円未満	101	×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000,000 + 1,791
500億円以上 600億円未満	88	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000,000 + 1,566
400億円以上 500億円未満	89	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000,000 + 1,561
300億円以上 400億円未満	89	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000,000 + 1,561
250億円以上 300億円未満	75	×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000,000 + 1,378
200億円以上 250億円未満	76	×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000,000 + 1,373
150億円以上 200億円未満	76	×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000,000 + 1,373
120億円以上 150億円未満	64	×	(年間平均完成工事高) ÷	3,000,000 + 1,281
100億円以上 120億円未満	62	×	(年間平均完成工事高) ÷	2,000,000 + 1,165
80億円以上 100億円未満	64	×	(年間平均完成工事高) ÷	2,000,000 + 1,155
60億円以上 80億円未満	50	×	(年間平均完成工事高) ÷	2,000,000 + 1,211
50億円以上 60億円未満	51	×	(年間平均完成工事高) ÷	1,000,000 + 1,055
40億円以上 50億円未満	51	×	(年間平均完成工事高) ÷	1,000,000 + 1,055
30億円以上 40億円未満	50	×	(年間平均完成工事高) ÷	1,000,000 + 1,059
25億円以上 30億円未満	51	×	(年間平均完成工事高) ÷	500,000 + 903
20億円以上 25億円未満	39	×	(年間平均完成工事高) ÷	500,000 + 963
15億円以上 20億円未満	36	×	(年間平均完成工事高) ÷	500,000 + 975
12億円以上 15億円未満	38	×	(年間平均完成工事高) ÷	300,000 + 893
10億円以上 12億円未満	39	×	(年間平均完成工事高) ÷	200,000 + 811
8億円以上 10億円未満	38	×	(年間平均完成工事高) ÷	200,000 + 816
6億円以上 8億円未満	25	×	(年間平均完成工事高) ÷	200,000 + 868
5億円以上 6億円未満	25	×	(年間平均完成工事高) ÷	100,000 + 793
4億円以上 5億円未満	34	×	(年間平均完成工事高) ÷	100,000 + 748
3億円以上 4億円未満	42	×	(年間平均完成工事高) ÷	100,000 + 716
2億5千万円以上 3億円未満	24	×	(年間平均完成工事高) ÷	50,000 + 698
2億円以上 2億5千万円未満	28	×	(年間平均完成工事高) ÷	50,000 + 678
1億5千万円以上 2億円未満	34	×	(年間平均完成工事高) ÷	50,000 + 654
1億2千万円以上 1億5千万円未満	26	×	(年間平均完成工事高) ÷	30,000 + 626
1億円以上 1億2千万円未満	19	×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000 + 616
8,000万円以上 1億円未満	22	×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000 + 601
6,000万円以上 8,000万円未満	28	×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000 + 577
5,000万円以上 6,000万円未満	16	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000 + 565
4,000万円以上 5,000万円未満	19	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000 + 550
3,000万円以上 4,000万円未満	24	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000 + 530
2,500万円以上 3,000万円未満	13	×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000 + 524
2,000万円以上 2,500万円未満	16	×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000 + 509
1,500万円以上 2,000万円未満	20	×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000 + 493
1,200万円以上 1,500万円未満	14	×	(年間平均完成工事高) ÷	3,000 + 483
1,000万円以上 1,200万円未満	11	×	(年間平均完成工事高) ÷	2,000 + 473
1,000万円未満	131	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000 + 397

注：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

[X<sub>2</sub> 自己資本額及び平均利益額]

X<sub>2</sub>の値については、次の式により算出する。

$$X_2 = (\text{ア 自己資本額の点数} + \text{イ 平均利益額の点数}) \div 2$$

※ 自己資本額の点数及び平均利益額の点数については、次の表に当てはめ算出する。

※ 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(ア 自己資本額の点数)

自己資本の額又は平均自己資本額		評点(自己資本額の単位:千円)	
3,000億円 以上		2,114	
2,500億円 以上	3,000億円 未満	63 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 +	1,736
2,000億円 以上	2,500億円 未満	73 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 +	1,686
1,500億円 以上	2,000億円 未満	91 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 +	1,614
1,200億円 以上	1,500億円 未満	66 × (自己資本額) ÷ 30,000,000 +	1,557
1,000億円 以上	1,200億円 未満	53 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 +	1,503
800億円 以上	1,000億円 未満	61 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 +	1,463
600億円 以上	800億円 未満	75 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 +	1,407
500億円 以上	600億円 未満	46 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 +	1,356
400億円 以上	500億円 未満	53 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 +	1,321
300億円 以上	400億円 未満	66 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 +	1,269
250億円 以上	300億円 未満	39 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 +	1,233
200億円 以上	250億円 未満	47 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 +	1,193
150億円 以上	200億円 未満	57 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 +	1,153
120億円 以上	150億円 未満	42 × (自己資本額) ÷ 3,000,000 +	1,114
100億円 以上	120億円 未満	33 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 +	1,084
80億円 以上	100億円 未満	39 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 +	1,054
60億円 以上	80億円 未満	47 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 +	1,022
50億円 以上	60億円 未満	29 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 +	989
40億円 以上	50億円 未満	34 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 +	964
30億円 以上	40億円 未満	41 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 +	936
25億円 以上	30億円 未満	25 × (自己資本額) ÷ 500,000 +	909
20億円 以上	25億円 未満	29 × (自己資本額) ÷ 500,000 +	889
15億円 以上	20億円 未満	36 × (自己資本額) ÷ 500,000 +	861
12億円 以上	15億円 未満	27 × (自己資本額) ÷ 300,000 +	834
10億円 以上	12億円 未満	21 × (自己資本額) ÷ 200,000 +	816
8億円 以上	10億円 未満	24 × (自己資本額) ÷ 200,000 +	801
6億円 以上	8億円 未満	30 × (自己資本額) ÷ 200,000 +	777
5億円 以上	6億円 未満	18 × (自己資本額) ÷ 100,000 +	759
4億円 以上	5億円 未満	21 × (自己資本額) ÷ 100,000 +	744
3億円 以上	4億円 未満	27 × (自己資本額) ÷ 100,000 +	720
2億5,000万円 以上	3億円 未満	15 × (自己資本額) ÷ 50,000 +	711
2億円 以上	2億5,000万円 未満	19 × (自己資本額) ÷ 50,000 +	691
1億5,000万円 以上	2億円 未満	23 × (自己資本額) ÷ 50,000 +	675
1億2,000万円 以上	1億5,000万円 未満	16 × (自己資本額) ÷ 30,000 +	664
1億円 以上	1億2,000万円 未満	13 × (自己資本額) ÷ 20,000 +	650
8,000万円 以上	1億円 未満	16 × (自己資本額) ÷ 20,000 +	635
6,000万円 以上	8,000万円 未満	19 × (自己資本額) ÷ 20,000 +	623
5,000万円 以上	6,000万円 未満	11 × (自己資本額) ÷ 10,000 +	614
4,000万円 以上	5,000万円 未満	14 × (自己資本額) ÷ 10,000 +	599
3,000万円 以上	4,000万円 未満	16 × (自己資本額) ÷ 10,000 +	591
2,500万円 以上	3,000万円 未満	10 × (自己資本額) ÷ 5,000 +	579
2,000万円 以上	2,500万円 未満	12 × (自己資本額) ÷ 5,000 +	569
1,500万円 以上	2,000万円 未満	14 × (自己資本額) ÷ 5,000 +	561
1,200万円 以上	1,500万円 未満	11 × (自己資本額) ÷ 3,000 +	548
1,000万円 以上	1,200万円 未満	8 × (自己資本額) ÷ 2,000 +	544
	1,000万円 未満	223 × (自己資本額) ÷ 10,000 +	361

注1：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2：自己資本額が0円に満たない場合は、0円とみなす。

## (イ 平均利益額の点数)

平均利益額		評点 (平均利益額の単位:千円)			
300億円 以上		2,447			
250億円 以上	300億円 未満	134	×	(平均利益額) ÷ 5,000,000	+ 1,643
200億円 以上	250億円 未満	151	×	(平均利益額) ÷ 5,000,000	+ 1,558
150億円 以上	200億円 未満	175	×	(平均利益額) ÷ 5,000,000	+ 1,462
120億円 以上	150億円 未満	123	×	(平均利益額) ÷ 3,000,000	+ 1,372
100億円 以上	120億円 未満	93	×	(平均利益額) ÷ 2,000,000	+ 1,306
80億円 以上	100億円 未満	104	×	(平均利益額) ÷ 2,000,000	+ 1,251
60億円 以上	80億円 未満	122	×	(平均利益額) ÷ 2,000,000	+ 1,179
50億円 以上	60億円 未満	70	×	(平均利益額) ÷ 1,000,000	+ 1,125
40億円 以上	50億円 未満	79	×	(平均利益額) ÷ 1,000,000	+ 1,080
30億円 以上	40億円 未満	92	×	(平均利益額) ÷ 1,000,000	+ 1,028
25億円 以上	30億円 未満	54	×	(平均利益額) ÷ 500,000	+ 980
20億円 以上	25億円 未満	60	×	(平均利益額) ÷ 500,000	+ 950
15億円 以上	20億円 未満	70	×	(平均利益額) ÷ 500,000	+ 910
12億円 以上	15億円 未満	48	×	(平均利益額) ÷ 300,000	+ 880
10億円 以上	12億円 未満	37	×	(平均利益額) ÷ 200,000	+ 850
8億円 以上	10億円 未満	42	×	(平均利益額) ÷ 200,000	+ 825
6億円 以上	8億円 未満	48	×	(平均利益額) ÷ 200,000	+ 801
5億円 以上	6億円 未満	28	×	(平均利益額) ÷ 100,000	+ 777
4億円 以上	5億円 未満	32	×	(平均利益額) ÷ 100,000	+ 757
3億円 以上	4億円 未満	37	×	(平均利益額) ÷ 100,000	+ 737
2億5,000万円 以上	3億円 未満	21	×	(平均利益額) ÷ 50,000	+ 722
2億円 以上	2億5,000万円 未満	24	×	(平均利益額) ÷ 50,000	+ 707
1億5,000万円 以上	2億円 未満	27	×	(平均利益額) ÷ 50,000	+ 695
1億2,000万円 以上	1億5,000万円 未満	20	×	(平均利益額) ÷ 30,000	+ 676
1億円 以上	1億2,000万円 未満	15	×	(平均利益額) ÷ 20,000	+ 666
8,000万円 以上	1億円 未満	16	×	(平均利益額) ÷ 20,000	+ 661
6,000万円 以上	8,000万円 未満	19	×	(平均利益額) ÷ 20,000	+ 649
5,000万円 以上	6,000万円 未満	12	×	(平均利益額) ÷ 10,000	+ 634
4,000万円 以上	5,000万円 未満	12	×	(平均利益額) ÷ 10,000	+ 634
3,000万円 以上	4,000万円 未満	15	×	(平均利益額) ÷ 10,000	+ 622
2,500万円 以上	3,000万円 未満	8	×	(平均利益額) ÷ 5,000	+ 619
2,000万円 以上	2,500万円 未満	10	×	(平均利益額) ÷ 5,000	+ 609
1,500万円 以上	2,000万円 未満	11	×	(平均利益額) ÷ 5,000	+ 605
1,200万円 以上	1,500万円 未満	7	×	(平均利益額) ÷ 3,000	+ 603
1,000万円 以上	1,200万円 未満	6	×	(平均利益額) ÷ 2,000	+ 595
	1,000万円 未満	78	×	(平均利益額) ÷ 10,000	+ 547

注1：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2：平均利益額が0円に満たない場合は、0円とみなす。

〔Z 技術職員数及び工事種類別年間平均元請完成工事高〕

Zの値については、次の式により算出する。

$$Z = (\text{ア 技術職員数の点数} \times 0.8) + (\text{イ 工事種類別年間平均元請完成工事高の点数} \times 0.2)$$

※ 技術職員数の点数及び元請完成工事高の点数については、次の表に当てはめ算出する。

※ 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(ア 技術職員数の点数)

技術職員数値				評点			
15,500 以上				2,335			
11,930	以上	15,500	未満	62	×	(技術職員数値) ÷ 3,570	+ 2,065
9,180	以上	11,930	未満	63	×	(技術職員数値) ÷ 2,750	+ 1,998
7,060	以上	9,180	未満	62	×	(技術職員数値) ÷ 2,120	+ 1,939
5,430	以上	7,060	未満	62	×	(技術職員数値) ÷ 1,630	+ 1,876
4,180	以上	5,430	未満	63	×	(技術職員数値) ÷ 1,250	+ 1,808
3,210	以上	4,180	未満	63	×	(技術職員数値) ÷ 970	+ 1,747
2,470	以上	3,210	未満	62	×	(技術職員数値) ÷ 740	+ 1,686
1,900	以上	2,470	未満	62	×	(技術職員数値) ÷ 570	+ 1,624
1,460	以上	1,900	未満	63	×	(技術職員数値) ÷ 440	+ 1,558
1,130	以上	1,460	未満	63	×	(技術職員数値) ÷ 330	+ 1,488
870	以上	1,130	未満	62	×	(技術職員数値) ÷ 260	+ 1,434
670	以上	870	未満	63	×	(技術職員数値) ÷ 200	+ 1,367
510	以上	670	未満	62	×	(技術職員数値) ÷ 160	+ 1,318
390	以上	510	未満	63	×	(技術職員数値) ÷ 120	+ 1,247
300	以上	390	未満	62	×	(技術職員数値) ÷ 90	+ 1,183
230	以上	300	未満	63	×	(技術職員数値) ÷ 70	+ 1,119
180	以上	230	未満	62	×	(技術職員数値) ÷ 50	+ 1,040
140	以上	180	未満	62	×	(技術職員数値) ÷ 40	+ 984
110	以上	140	未満	63	×	(技術職員数値) ÷ 30	+ 907
85	以上	110	未満	63	×	(技術職員数値) ÷ 25	+ 860
65	以上	85	未満	62	×	(技術職員数値) ÷ 20	+ 810
50	以上	65	未満	62	×	(技術職員数値) ÷ 15	+ 742
40	以上	50	未満	63	×	(技術職員数値) ÷ 10	+ 633
30	以上	40	未満	63	×	(技術職員数値) ÷ 10	+ 633
20	以上	30	未満	62	×	(技術職員数値) ÷ 10	+ 636
15	以上	20	未満	63	×	(技術職員数値) ÷ 5	+ 508
10	以上	15	未満	62	×	(技術職員数値) ÷ 5	+ 511
5	以上	10	未満	63	×	(技術職員数値) ÷ 5	+ 509
		5	未満	62	×	(技術職員数値) ÷ 5	+ 510

注1：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2：技術職員数値については、次の表に当てはめ算出する。

(技術職員数値)

1級技術者		左記以外	監理技術者を補佐する資格を有する者	基幹技能者・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル4と判定された者	2級技術者・技能士1級・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル3と判定された者	その他
監理技術者資格者証保有かつ監理技術者講習受講				同4点	同3点	
1名につき、6点	同5点	同4点	同3点	同2点	同1点	

## (イ 工事種類別年間平均元請完成工事高の点数)

許可を受けた建設業に係る建設工事の 種類別年間平均元請完成工事高	評点 (年間平均元請完成工事高の単位:千円)	
1,000億円以上	2,865	
800億円以上 1,000億円未満	119 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000,000 + 2,270	
600億円以上 800億円未満	145 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000,000 + 2,166	
500億円以上 600億円未満	87 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 2,079	
400億円以上 500億円未満	104 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,994	
300億円以上 400億円未満	126 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,906	
250億円以上 300億円未満	76 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,828	
200億円以上 250億円未満	90 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,758	
150億円以上 200億円未満	110 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,678	
120億円以上 150億円未満	81 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 3,000,000 + 1,603	
100億円以上 120億円未満	63 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,549	
80億円以上 100億円未満	75 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,489	
60億円以上 80億円未満	92 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,421	
50億円以上 60億円未満	55 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,367	
40億円以上 50億円未満	66 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,312	
30億円以上 40億円未満	79 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,260	
25億円以上 30億円未満	48 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,209	
20億円以上 25億円未満	57 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,164	
15億円以上 20億円未満	70 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,112	
12億円以上 15億円未満	50 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 300,000 + 1,072	
10億円以上 12億円未満	41 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 1,026	
8億円以上 10億円未満	47 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 996	
6億円以上 8億円未満	57 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 956	
5億円以上 6億円未満	36 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 911	
4億円以上 5億円未満	40 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 891	
3億円以上 4億円未満	51 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 847	
2億5千万円以上 3億円未満	30 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 820	
2億円以上 2億5千万円未満	35 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 795	
1億5千万円以上 2億円未満	45 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 755	
1億2千万円以上 1億5千万円未満	32 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 30,000 + 730	
1億円以上 1億2千万円未満	26 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 702	
8,000万円以上 1億円未満	29 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 687	
6,000万円以上 8,000万円未満	36 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 659	
5,000万円以上 6,000万円未満	22 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 635	
4,000万円以上 5,000万円未満	27 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 610	
3,000万円以上 4,000万円未満	31 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 594	
2,500万円以上 3,000万円未満	19 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 573	
2,000万円以上 2,500万円未満	23 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 553	
1,500万円以上 2,000万円未満	28 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 533	
1,200万円以上 1,500万円未満	19 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 3,000 + 522	
1,000万円以上 1,200万円未満	16 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000 + 502	
1,000万円未満	341 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 241	

注：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

[W その他社会性等]

Wの値については、次の式により算出する。

$$W = (\text{建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況}W_1 + \text{建設業の営業年数}W_2 + \text{防災活動への貢献の状況}W_3 + \text{法令遵守の状況}W_4 + \text{建設業の経理の状況}W_5 + \text{研究開発の状況}W_6 + \text{建設機械の保有状況}W_7 + \text{国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況}W_8) \times 10 \times 175 / 200$$

※ W<sub>1</sub>～W<sub>8</sub>の点数については、次の表に当てはめ算出する。

(建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 W<sub>1</sub>)

$$W_1 = \text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ}$$

項目		有・無	点数
ア	建設業退職金共済制度の加入	有	15
	退職一時金制度・企業年金制度の導入	有	15
	法定外労働災害補償制度の加入	有	15
イ	雇用保険の加入	無	-40
	健康保険の加入	無	-40
	厚生年金保険の加入	無	-40

注：イについては、「有」（加入している）・適用除外の場合は0点。

(若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況) (ウ)

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	点数
技術職員名簿に記載 35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上の場合	1
新たに技術職員名簿に記載された 35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の場合	1

(知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況) (エ)

CPD 単位取得数÷技術者数	点数	技能レベル向上者数÷技能者数－控除対象者数
3 未満	0	1.5%未満
3 以上 6 未満	1	1.5%以上 3%未満
6 以上 9 未満	2	3%以上 4.5%未満
9 以上 12 未満	3	4.5%以上 6%未満
12 以上 15 未満	4	6%以上 7.5%未満
15 以上 18 未満	5	7.5%以上 9%
18 以上 21 未満	6	9%以上 10.5%未満
21 以上 24 未満	7	10.5%以上 12%未満
24 以上 27 未満	8	12%以上 13.5%未満
27 以上 30 未満	9	13.5%以上 15%未満
30	10	15%以上

知能及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	評点
<b>10</b>	<b>10</b>
9以上10未満	9
8以上9未満	8
7以上8未満	7
6以上7未満	6
5以上6未満	5
4以上5未満	4
3以上4未満	3
2以上3未満	2
1以上2未満	1
1未満	0

(ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況) (オ)

項 目		点 数
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし(第3段階)	4
	えるぼし(第2段階)	3
	えるぼし(第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

(建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況) (カ)

項 目	点 数
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合	10

(建設業の営業継続の状況 W<sub>2</sub>)

W<sub>2</sub>=ア+イ

ア 営業年数

営業年数	点数	営業年数	点数	営業年数	点数
35年以上	60	24年以上	38	13年以上	16
34年	58	23年	36	12年	14
33年	56	22年	34	11年	12
32年	54	21年	32	10年	10
31年	52	20年	30	9年	8
30年	50	19年	28	8年	6
29年	48	18年	26	7年	4
28年	46	17年	24	6年	2
27年	44	16年	22	5年以下	0
26年	42	15年	20		
25年	40	14年	18		

イ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

適用の有無	点数
無	0
有	-60

(防災活動への貢献の状況 W<sub>3</sub>)

防災協定締結の有無	点数
有	20
無	0

(法令遵守の状況 W<sub>4</sub>)

法令遵守の状況	点数
無	0
指示処分を受けた場合	-15
営業の全部又は一部の停止処分を受けた場合	-30

(建設業の経理の状況 W<sub>5</sub>)

$$W_5 = \text{ア} + \text{イ}$$

ア 監査の受審状況

監査の受審状況	点数
会計監査人の設置	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

イ 公認会計士等の数

公認会計士等数値については、次の表に当てはめ算出する。

$$\text{公認会計士等数値} = (\text{公認会計士等の数} \times 1) + (\text{2級登録経理試験合格者の数} \times 0.4)$$

年間平均 完成工事高	項目	公認会計士等数値					
	点数	10	8	6	4	2	0
600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満	
150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満	
40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満	
10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満	
1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	—	—	0	
1億円未満	0.4以上	—	—	—	—	0	

(研究開発の状況 W<sub>6</sub>)

平均研究開発費の額	点数	平均研究開発費の額	点数
100 億円以上	25	11 億円以上 12 億円未満	12
75 億円以上 100 億円未満	24	10 億円以上 11 億円未満	11
50 億円以上 75 億円未満	23	9 億円以上 10 億円未満	10
30 億円以上 50 億円未満	22	8 億円以上 9 億円未満	9
20 億円以上 30 億円未満	21	7 億円以上 8 億円未満	8
19 億円以上 20 億円未満	20	6 億円以上 7 億円未満	7
18 億円以上 19 億円未満	19	5 億円以上 6 億円未満	6
17 億円以上 18 億円未満	18	4 億円以上 5 億円未満	5
16 億円以上 17 億円未満	17	3 億円以上 4 億円未満	4
15 億円以上 16 億円未満	16	2 億円以上 3 億円未満	3
14 億円以上 15 億円未満	15	1 億円以上 2 億円未満	2
13 億円以上 14 億円未満	14	5,000 万円以上 1 億円未満	1
12 億円以上 13 億円未満	13	5,000 万円未満	0

(建設機械の保有状況 W<sub>7</sub>)

建設機械の所有及びリース台数	点数	建設機械の所有及びリース台数	点数
15 台以上	15	7 台	11
14 台	15	6 台	10
13 台	14	5 台	9
12 台	14	4 台	8
11 台	13	3 台	7
10 台	13	2 台	6
9 台	12	1 台	5
8 台	12	保有なし	0

(国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況 W<sub>8</sub>)

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点数
I S O 第 9 0 0 1 号及び第 1 4 0 0 1 号の登録	10
I S O 第 9 0 0 1 号の登録及びエコアクション 2 1 の認証	8
I S O 第 1 4 0 0 1 号の登録及びエコアクション 2 1 の認証	5
I S O 第 9 0 0 1 号の登録	5
I S O 第 1 4 0 0 1 号の登録	5
エコアクション 2 1 の認証	3
無	0

※令和 5 年 8 月 14 日以降を審査基準日とする申請において、P 点に占める W 点のウェイトが大きく増加するため、各項目間のバランスを維持するべく、総合評定値算出に係る係数が、現行の 1900/200 から 1750/200 に変更されました。

## (建設技能者の業種コード一覧)

レベル	点数		名称	対象業種
	④	③		
認定能力評価基準	3	2	電気工事技能者能力評価基準	電、通
	3	2	橋梁技能者能力評価基準	と、鋼
	3	2	造園技能者能力評価基準	園
	3	2	コンクリート圧送技能者能力評価基準	と
	3	2	防水施工技能者能力評価基準	防
	3	2	トンネル技能者能力評価基準	土、と
	3	2	建設塗装技能者能力評価基準	塗
	3	2	左官技能者能力評価基準	左
	3	2	機械土工技能者能力評価基準	土、と
	3	2	海上起重技能者能力評価基準	土、し
	3	2	PC技能者能力評価基準	土、と、筋
	3	2	鉄筋技能者能力評価基準	筋
	3	2	圧接技能者能力評価基準	筋
	3	2	型枠技能者能力評価基準	大
	3	2	配管技能者能力評価基準	管
	3	2	とび技能者能力評価基準	と
	3	2	切断穿孔技能者能力評価基準	と
	3	2	内装仕上技能者能力評価基準	内
	3	2	サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	具
	3	2	エクステリア技能者能力評価基準	と、石、タ
	3	2	建築板金技能者能力評価基準	屋、板
	3	2	外壁仕上技能者能力評価基準	左、塗、防
	3	2	ダクト技能者能力評価基準	管
	3	2	保温保冷技能者能力評価基準	絶
	3	2	グラウト技能者能力評価基準	と
	3	2	冷凍空調技能者能力評価基準	管
	3	2	運動施設技能者能力評価基準	土、と、ほ、園
	3	2	基礎工技能者能力評価基準	と
	3	2	タイル張り技能者能力評価基準	タ
	3	2	標識・路面標示技能者能力評価基準	と、塗
	3	2	消防施設技能者能力評価基準	消
	3	2	建築大工技能者能力評価基準	大
	3	2	硝子工事技能者能力評価基準	ガ
3	2	ALC技能者能力評価基準	タ	
3	2	土工技能者能力評価基準	土、と	

## 関係機関一覧

(国機関)

国土交通省	建設業課	電話 03-5253-8111
近畿地方整備局	建設産業第一課	電話 06-6942-1141

(審査項目関係)

項目		機関	連絡先
雇用保険		大阪労働局 労働保険適用・事務組合課	06-4790-6340
		各公共職業安定所（ハローワーク） 大阪東公共職業安定所（ハローワーク大阪東）	06-6942-4771
健康保険・厚生年金保険		日本年金機構 各年金事務所 各健康保険組合	06-6268-9333
建設業退職金共済制度		建設業退職金共済事業大阪府支部（建退共）	06-6941-3650
退職一時金制度	中小企業退職金共済制度	中小企業退職金共済事業本部（中退共） 大阪相談コーナー	03-6907-1234 06-6536-1851
	特定退職金共済制度	各特定退職金共済団体 大阪商工会議所中小企業振興部共済事業室 大阪府中小企業団体中央会	06-6944-6341 06-6947-4370
企業年金制度		各厚生年金基金 大阪府建設業厚生年金基金	06-6941-9102
法定外労働災害制度		（公財）建設業福祉共済団 （一社）全国建設業労災互助会 大阪府火災共済協同組合 （旧：大阪府中小企業共済協同組合）	03-3591-8451 03-3518-6551 06-4708-8720
建設業経理事務士		（一財）建設業振興基金 総務部	03-5473-4570
所得税、法人税 及び消費税の確定申告		各税務署	
事業税の確定申告		大阪府財務部税政局 各府税事務所	06-6941-0351
合併営業譲渡等		公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所	06-6941-2173
公共工事入札参加資格申請等		各公共工事発注期間 近畿地方整備局総務部契約課 大阪府総務部契約局 大阪市契約管財局契約部 阪神高速道路株式会社経理部契約課	06-6942-1141 06-6941-0351 06-6208-8181 06-6252-8121
監理技術者（資格者証） 監理技術者（講習受講）		（一財）建設業技術者センター （一財）全国建設研修センター （一財）建設業振興基金 （一社）全国土木施工管理技士会連合会 （株）総合資格 （株）日建学院 （公社）日本建築士連合会	03-3514-4711 042-300-1741 03-5473-1586 03-3262-7423 03-3340-3081 03-3988-1175 03-3456-2061

注：担当する機関・連絡先について、変更となっている場合がありますのであらかじめご了承ください。

経営事項審査申請の手引き（令和8年3月改訂版）

大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課